





井小楠等の思想を繼承し、後自由民権論を唱ふるに至る。學校派、勤王派は明德派とも稱し、所謂保守派にして後合同して紫溟會と稱し、國体擁護論を唱へ、井上毅、津田靜一、佐々友房等その中心人物たりし。これ等の団体は、元來單なる思想団体なりしが、政治思想民間に普及するに及び、漸く政黨的色彩を帯び、現今本縣政黨の基礎をなすに至れり。

明治十四年國會開設の詔勅出て、翌十五年に至りて中央政界に於ては憲法論の見解により各種の政黨成立し、板垣退助一派は自由黨を、大隈重信一派は改進黨を、福地源一郎一派は帝政黨を組織せり。

此の頃熊本に於ては、紫溟會のみなりしが、後分離して主に實學派は公義政黨となりたり。斯くて純然たる政派を形成し居たりしが、中央政界に於て勢力ある政黨の組織を見るに及び、各其主義により公義政黨は改進黨に投し、相愛社は自由黨に加盟し、紫溟會は帝政黨に入り以て政黨の旗幟を明かにしたり。明治二十三年第一回國會議員の選舉あるや、本郡は即ち本縣第五區と稱せられ、自由黨、改進黨は提携して、山田武甫を、國權黨は澤村大八を各候補者に推し、競争の結果山田武甫當選せり。爾來本郡に於て自由、改進黨兩黨對國權黨とは、一層其政争の激甚を加ふるに至れり。翌年議會解散、第二回國會議員の選舉に當り、當時の内務大臣品川彌次郎は、反對黨たる自由、改進黨の勢力を壓倒せんと企劃するや、本郡に於ては劇烈なる政争を惹起し、國權黨は松井將之を候補者に推せしに、其舊臣等大に結束し與容舎を中心とし碧松團と合同して全力を舉げて之を援助し。自由、改進黨兩黨は再び山田武甫を推せし

かば、競争も頗る激烈なりしが、選舉の結果は再び山田武甫の當選を見たり。

其の後八代に於ける國權黨は、伊藤昌虎、松尾純齊、井上秀利、下村大生、能田貞固、和田彝藏等最高幹部として黨勢を維持し、年少氣銳の藪廣光、梶原景信、三宅運廣、豊田景輝、井上秀治、守屋充次郎堀田龜記等の志士少からず。又近村に於ては田川次郎熊、能田正男、古閑雄一郎、荒木叢哲等有爲の人物あり。一面自由黨改進黨に於ては、中央政局に依て其理想政策を異にする處より明治三十一年の衆議院議員選舉に當りては自由黨、改進黨は各候補者を立て、争ひしこと等ありて、離合變遷あれども大体に於ては其の歩調を一にし。八代町及び附近にては、遠藤常精、坂井等、皆吉武繩、中西純一、後藤基徳、小田戒三、加隈信一、上野直澄、佐伯清直、濱治久、中川龍田等の主要なる人物あり。南部にては松岡長寛、全長康、坂田貞等牛耳を握り、北部にては鹿子木泰藏、植原敬之、萩本敏行、濱田覺三、佐藤立平、濱田康記、下山群太等によりて黨勢を擴張せり。

明治三十三年伊藤博文政友會を組織するに當り、自由、改進黨の兩黨は何れも之に加盟せり。

國權黨は大正二年桂太郎の同志會に投じ、大正五年中央に於て同志會は、中正會、公友俱樂部と共に三派合同して憲政會と稱するに至れり。斯くの如く中央にては二大政黨成立せしかば、本郡にても亦當然政友會、憲政會の二派に分れ對立し來りしが、大正十三年に至り政友會は分裂して政友會及び政友本黨となりしが、昭和二年政友本黨、憲政會相提携するに及び本縣にては大動搖を來たし政友本黨員にして



脱黨する者も少からざりしが同年五月政友本黨及び憲政會は解散し本黨員の多數は政友會と合同し一方は憲政會と一致して立憲民政黨を組織したるが本郡の本黨員は悉く政友會と合同したり。熊本縣第五區（八代、葦北、球磨の三郡）と稱せし頃選出されし衆議院議員は左の如し。

山田 武甫 嘉悦 氏房 宗 像 政 澁 谷 禮  
松岡 長康

本縣の選出にして本郡より出でし貴族院議員は左の如し。

井 芹 典 太 弓 削 和 三 井 芹 康 也

現在の貴族院議員は左の如し。

坂 田 貞 澤 田 喜 彦

多額納税議員互選資格者

本縣に於ける貴族院多額納税者議員互選資格者二百名の中本郡内の有資格者は左の如し。

井 芹 康 也 弓 削 和 三 松 井 敏 之 米 村 清 次 郎  
米 知 德 松 田 方 沼 田 覺 坂 田 貞  
澤 田 喜 彦 滿 田 彦 太 郎 佐 藤 立 次 郎 嶋 田 清

白 石 嘉 之 岡 田 茂 太 郎 吉 住 安 太 郎 萩 本 敏 行  
宮 嶋 安 太 橋 本 一 男

第二節 海面埋築

野 崎 新 地

慶應二年宇土侯の開拓せしものにして、百八十三町歩あり、一に宇土新地と云ふ。當時の總庄屋民門勝之丞は園田彦四郎をして工事監督たらしめ、明治元年竣工せしを以て、附近の村々は勿論宇土、天草、益城の各地より移住し四十余戸に至りしが、同二年風浪の爲め堤防決潰したるを以て、遇々移住の人民も此地を引き上げ、戸數大に減して二十余戸に過ぎざるに至れり。而して到底復舊に困難の事情を見たる飽田郡松尾郷の住人にて小嶋藤助と云ふ者、官に請ひ私資を投して修築し、百難を排し漸く竣工したるは實に明治四年なりき、爾來年を経るに従ひ戸口増加し現今人口五百五十余を算し野崎村と稱す。

明 治 新 田

本新開地干拓は金剛村及葦北郡日奈久町地先海面埋立を計畫し、植柳村坂田貞、金剛村岡本徳馬、葦北郡日奈久町村津三郎、南種知、松本岩三郎等の私資に依り築造せしものにして、服部長七の設計により明



治二十九年四月八日を以て起工し。石材は天草石を用ひて練築の堤防を築き、工費貳拾壹万餘圓を投し三ヶ年の歳月を費して同三十二年四月竣工せり。築成後の反別は貳百五十八町八反歩にして今日の可耕地は貳百參拾餘町歩なり。築成後直に金剛村大字高植及び日奈久町より二十戸移住せしが、現今は十七戸の定住者ありて農耕に従事せり。年々の收穫物は米壹千六百八拾石、麥千六百五十五石なり。本干拓地を明治新田と稱するは明治時代に成れるを以てなり。

郡 築 新 地

海面埋築の議あるや久し、然るに明治三十年愈々八代町、松高村、千丁村地先海面測量に着手し、同三十三年起工式を挙げ、同三十七年二月全く竣成す、年を閲すること四ヶ年、總面積千六十三町歩、堤防延長二百二十三町、十枚戸の樋門三個所にして經費八十余万圓を要したり。抑も海面埋築の業たる日々海水と戦ひ工事を進めざるへからざるを以て到底陸上定礎の比にあらず、况んや風波の爲め一朝にして勞力と資本とを空しく流水に委せざるへからざるの危険ありて、事業の容易ならざるは昔より實驗せらるゝ所なり、本埋築亦風浪の爲めに一進一退、一時は殆んど成功を危うまれしかば甲論乙駁既に投する所の四十余萬圓を抛つて中止せんと主張するもの甚多く、郡會議員中にも議論沸騰し、遂に郡長不信任案の上議となり、郡會の解散と云ふ類稀なることとなり、郡長は休職となり、

當事者は罷免せられ、紛擾愈其極に達したり。是に於て嚮きに埋築を計畫せし前郡長古城彌二郎を再び本郡長に任じ、更に四十萬圓を投して繼續すべき方針を立てたりしに、反對の議頗囂しきをも顧みず、古城は身命を賭して之が衝に當り、民間にても亦之が後援をなせしかば、銳意熱心、拮据經營、千艱萬難を排して克く此一大事業を完成したり。其後用水の不足を補はん爲め萩原より球磨川の水を引き溝渠を通じ灌漑の便を開けり、時に明治四十年六月なり。今や滄海は一變して美田となり、采穀穰々年收實に數十萬圓に上る、郡民は須らく古城氏に感謝せざるへからず。

縣 營 新 地

民力を涵養し且つ縣費の膨脹に伴ふ縣民の負擔を調節するの目的を以て八千把村、千丁村、文政村及び鏡町地先海面埋築事業計畫され、小林組に請負はしめたるものにして、埋築地は南北の二地區に分れ、總面積千二百七町四反七畝余歩にして、當初總工費百七拾參萬圓を以て大正七年度より十三年度に至る四ヶ年繼續事業として終了すべき豫定を立て、大正六年通常縣會に附議し可決したるを以て、同七年六月より實地測量に着手し、同八年八月に至り略南新地の實施設計を結了したり。然るに當時世界大戦乱の影響を受け、物價は日に月に昂騰し、到底豫算の範圍内にては遂行すること能はざるに至りたるを以て、同九年十月臨時縣會にて總工費を四百萬圓に増額し、且つ施行年期を二ヶ年延長して大正七年度よ



り同十二年度に至る（六ヶ年に變更したるも、同十一年十二月南新地潮止口一ヶ所欠壊し、同十二年三月に至り）更に又大靱川筋堤防欠壊したる爲め、其復舊に要する工費並に元との設計に多少の變更を加へ、同十二年五月再び臨時縣會に於て總工費を五百二十五萬圓に増額し、又年限を更に貳ヶ年延長し大正七年度より同十四年度に至る、八ヶ年に變更し、尙同年の通常縣會に附議し、更に工費二十八萬圓を追加して總工費を五百五十三萬圓に増額し年限を再び二ヶ年延長して、大正十六年度に至る十ヶ年繼續事業に變更したるも、大正十五年七月北新地潮止個所の既成工事倒壊したる爲め、其災害復舊工費を要し。又産島を切開して日置川の河道を變更したる掘鑿工事は其水深淺く且つ狹隘にして洪水時に於ては上流に水害を被らしむるのみならず、潮水干満の際流れ急にして船舶の運行困難且つ危険なるを以て、其擴張工事を施すの必要を感じ、尙南北兩新地は大靱川を隔て居る爲め、其の連絡を計るには橋梁架設等の必要あるを以て、同年九月縣參事會に附議し、工費三十六萬圓を追加して總工費を五百八十九萬圓に増加し、年期を更に一ヶ年延長して、大正十七年度に至る十一ヶ年繼續事業に變更したるものなり。

工事進行の状況

南 新 地

大正八年十二月

工事請負契約締結

全	九年 三月	起工式舉行
全	十一年十二月廿五日	潮止工事施行
全	十一年三十一日	潮止口一ヶ所欠壊
全	十二年三月	大靱川筋堤防欠壊
全	十二年八月	潮止口欠壊個所復舊
全	十三年三月	大靱川堤防修覆
全	十四年六月	全部竣工
全	十四年十一月	耕地整理請負契約
全	十五年三月	百九十七町餘歩ノ耕地整理終了、第一回七十戸移住
昭和	二年五月	第貳回八拾五戸移住

北 新 地

大正九年十二月  
全 十二年六月ヨリ  
全 十三年十月迄

工事請負契約締結  
工事中止



全 十三年十一月  
 大正十五年六月廿五日  
 全 十五年八月十七日  
 全 十五年八月卅一日

右中止中土砂、粘土の流失、石垣の欠壞等尠からざる損害を被りたるを以て元設計に多少の變更を加へ同時に請負契約を更新す、潮止工事に着手したるも風浪高く且つ大潮時に遭遇し潮止工事の大部分倒壊せり、潮止工事完了したるも同月下旬一小部分損傷を生ず、締切工事完了

用水路新設工事

大正十一年十二月

起工、同十五年四月竣工、

道路新設工事

大正十二年十二月

起工、同十五年三月竣工、

使用材料

南	新地	北	新地
---	----	---	----

材料	数量	数量	数量
石 材	六七六、八五九 <sup>個</sup>	七三九、五一七 <sup>個</sup>	
栗 石	一、九〇七、二七二 <sup>立坪</sup>	一九、〇七二 <sup>立坪</sup>	
粘 土	三、八、六四〇	一一、三四七	
互 層	八、四四〇	三三、七四五	
土 俵	三、五四〇	一、〇四七	
松 丸	一五、二九〇 <sup>俵</sup>	七八、八一〇 <sup>俵</sup>	
太 丸	八、〇八八 <sup>本</sup>	六、七五九 <sup>本</sup>	

使用器械

浚 渫 船

四隻

潜水機

一機

使用人員

六十七万四千人

延人員



内

參拾八万五千人  
貳拾八万九千人

南新地  
北新地

耕地整理施行面積豫定

地目	南新地	北新地	計
田	四〇七、七七〇七	五〇〇、六七〇九	九〇八、四四一六
畑	九、六八〇〇	五、〇〇〇〇	一四、六〇〇八
宅地	九、六八〇〇	九、六〇〇〇	一九、二八〇〇
堤防敷地	七、二九一三	八、〇〇〇〇	一五、二九一三
道路敷地	一六、〇六一七	一六、二〇一六	三二、二七三〇
溝渠敷地	三四、〇六一二	三五、七四〇七	六九、八〇一七
潮遊地	八一、六六二八	五五、一〇〇二	一三六、七七〇〇
草生地	四、二二二五	六、七〇〇一	一〇、九二二五
計	五七〇、四五〇二	一一〇七、四七〇四	六八〇、九二〇六

合計

五七〇、四五〇二

一一〇七、四七〇四

米生産物(南地)

品目	作付反別	品目	作付反別
旭	二三町八六〇三	計	一二四、九四〇二
九	一〇一、〇七二九		
晚			

麥

品目	作付反別	品目	作付反別
島原	二一町九四〇〇	大計	八〇〇〇
大丈夫	九、八一〇〇	西瓜、南瓜、茄子、胡瓜、蠶豆、トマト等	六四、四五〇〇
早小麥	三一、九〇〇〇		一一、一二一五

總計耕地 二百町五反一畝十七步

第三編 郡史 第六章明治維新以後の概観



新地築營表

郡の西部平坦の地は、概ね開墾地たること地形に察し、地質に徴して明かなるも、加藤氏以前に係るものは其の年代由來を知ること能はず。加藤氏以後のものとは雖、文書の徴すべきものなきか爲め之を詳にし難きものあり、左に擧ぐるものは細川氏時代の埋立に係るものなり。

- 一、金剛村敷川内の一部及高植彌次。
- 一、植柳村の西部麥島地方。
- 一、八代町の西部建馬地方。
- 一、松高村全部。
- 一、八千把村大字古閑の西部。
- 一、千丁村の西部古閑出地方。
- 一、文政村全部。
- 一、鏡町の西部津口、横江、芝口、野崎地方。
- 一、和鹿島村の西部鹿野、網道地方。

明治三十七年郡築新地竣工、

大正七年八千把村、文政村の地先に工費五百二十五万圓を以て縣營新地工事に着手し其一部竣工せり。

左に八代郡各町村の海面干拓の年次及び反別を記す。

(川畑直一氏著八代海面干拓小誌ニヨル)

所屬町村	新地名稱	築造年	反別
八代町	丸淵新地	安永元年	五四〇二一五
全	高島新地	文化十三年	一五、八九二六
全	築添新地	寛政四年	一六、二五〇八
全	小三新地	弘化四年	六、五七〇九
全	松崎新地	明暦元年	一、一〇二〇
太田郷村松江	手永開	文化十四年	一六、九三二四
有佐村下村	松井開	明暦二年	一八、八八一五
八千把村古閑	全	寛永二年	四、七八〇三
全	全	寛文十三年	二〇、〇六一八
全	全	寛文五年	二三、七一二五
全	全	安永七年	二三、九六一五
全	二ノ丸開	天保十一年	四七、五〇二三



全	八千把村會地	岡本新地	明治二十年	六、三五〇三
全	松高村	松井開	明曆元年	一六、八〇二九
全	郷士	郷士開	寛曆十一年	三七、九〇二三
全	郷	郷	明曆元年	八九、五八一七
全	郷	郷	延寶元年	一二一、二七〇七
全	郷	郷	文化十三年	二三四、六二二九
全	郷	郷	文化十二年	四、二二二七
全	郷	郷	文化十一年	三、五四〇〇
全	郷	郷	文化十年	一一、五二〇五
全	郷	郷	文化九年	一八四、三八〇五
全	郷	郷	文化八年	八六、四七〇八
全	郷	郷	文化七年	三〇、二二二六
全	郷	郷	文化六年	一二、三二二八
全	郷	郷	文化五年	九、九九一九
全	郷	郷	文化四年	三、八一一一

全	千丁村新牟田	七町開	文化十三年	八、〇二二二
鏡町鏡村	村	十二町開	寛政七年	一四、六七一一
鏡町鏡町	手永開	手永開	文政四年	一、九四〇二
鏡町内田	全	全	文化十四年	一三、四三〇一
鏡町野崎	野崎新地	野崎新地	文化十四年	七八、三二二四
高田村高下	士族開	士族開	明治五年	一八三、三〇二五
高田村豊原	敷川内開	敷川内開	明治五年	二、四六一九
全	士族開	士族開	明治五年	七七、八二〇〇
全	甚大夫開	甚大夫開	明治五年	一七、六九二七
全	北岡開	北岡開	明治五年	〇、六七二四
全	北岡開	北岡開	明治五年	三二、八四一四
全	築添新地	築添新地	文化元年	九八、六六〇九
全	水島新地	水島新地	文化十二年	一〇九、〇四〇六
全	葭牟田新地	葭牟田新地	文化十二年	一四七、九一一四
全	全	全	天保十三年	一〇五、〇二二〇

八、〇二二二  
 一四、六七一一  
 一、九四〇二  
 一三、四三〇一  
 七八、三二二四  
 一八三、三〇二五  
 二、四六一九  
 七七、八二〇〇  
 一七、六九二七  
 〇、六七二四  
 三二、八四一四  
 九八、六六〇九  
 一〇九、〇四〇六  
 一四七、九一一四  
 一〇五、〇二二〇

六、三五〇三  
 一六、八〇二九  
 三七、九〇二三  
 八九、五八一七  
 一二一、二七〇七  
 二三四、六二二九  
 四、二二二七  
 三、五四〇〇  
 一一、五二〇五  
 一八四、三八〇五  
 八六、四七〇八  
 三〇、二二二六  
 一二、三二二八  
 九、九九一九  
 三、八一一一







北村開	寛政元年	二五、〇六二八
東濱新地	寛政年間開	三六、一一二七
計		一、四二一、二六〇七

第三節 町村沿革

本郡は古より肥後國に屬す、其境域は今より大にして下益城郡豊福村、海東村に亘りしこと古文書に徴して明かなり。當時高田、肥伊、木行、豊福、小川の五郷あり。高田は郡の南部にして、肥伊は今の氷川に沿へる宮原近傍の地、木行は高田、肥伊の中間に介まり、豊福は郡の北部にして、小川は肥伊、豊福の中間なりき、肥伊は火の邑より轉化し、氷川は火の邑を流る、川にして元と火川なり、此の地方古の火ノ邑(宮原は三神宮鎮座の以前火ノ邑といへり)の跡にして火ノ國造の所在地も此の附近なりしか如し。後豊福、小川は下益城郡に入り、八代郡は高田、太田、三個、小犬、道前、道後の六郷となる、高田郷は球磨川以南の地。太田郷は今の八代町より球磨川の北岸に沿ふて東し、上下松求麻に至り更に宮地村より龍峰、千丁兩村の南部に及ぶ。三個郷は八代町の北に當りて今の太田郷村の西部より、八千把

村に亘り。小犬郷は今の有佐の南部より宮原町の南部に亘る一小部落とし。道前郷は今の鏡町より和鹿島、野津、吉野の諸村に連り氷川の北に沿ふて東し、北種山、下岳、河俣、柿迫の諸村に亘り。道後郷は今の鏡町の南部有佐の東北部より龍峯、千丁兩村の北部に亘り、更に宮原町より南種山、小浦の諸村に至りしが如し。

加藤氏時代には高田、興善、種山、野津の四手永に分れしが。細川氏の初め興善手永を廢して、其の地を高田、野津の二手永に分屬せしめ以て三手永となす。而して各手永に總庄屋一人を置き、其の事務所を會所と稱し、各村に庄屋一人を置く。八代町は手永に屬せず藩の直轄にして町奉行を置けり。

五家莊は元と熊本藩に屬せしが、貞享二年(二三四五年)以後幕府の直轄にして、天草富岡代官所の直轄たりし。

明治維新の際に於ける手永及び其分屬町村は左の如し。

- 一、八代町
- 二、高田手永 郡の南部にして四十三個村あり、會所を上豊原村に置く、所屬町村は彌次、高植、敷川内、(以上三村今の金剛村) 植柳、大福寺、麥島(以上三村今の植柳村) 上豊原、下豊原、奈良木、本野、高下、西高下(以上六村今の高田村) 高子原、松崎、(以上三村今の松高村) 松江、横手、萩原、上日置、下日置、福正原、上井上、下井上、長田、上片野川、中片野川、下片野川、北片野川、



(以上十三村今の太田郷村) 宮地、古麓、西宮地、猫谷(以上四村今の宮地村) 古閑出、新牟田、吉王丸、南吉王丸、(以上四村今ノ千丁村の一部) 田中、古閑、上野、海士江、大村(以上五村今の八千把村) 東河田、(今の龍峰村の一部) 上松求麻村、下松求麻村これなり。

三、種山手永 郡の東部にして一町二十七村あり、會所を岡中村に置く、所屬町村は興善寺、岡谷川、岡中村、岡小路(以上四村今の龍峰村の大部) 平島(今の有佐村の一部) 拵、早尾、今村、立神、川上(以上五村今の宮原町の一部) 北村(今の千丁村の一部) 吉本町、西吉本、新田(通稱野間) 吉本村、大野、上北大野、南大野(以上七町村今の吉野村) 東網道(今の和鹿島村の一部) 小浦、北種山、南種山、河俣、下岳、栗木、柿迫、深山(今の柿迫村の一部) これなり。

四、野津手永 郡の西北部にして三町三十一村あり。會所を上鏡村に置く。所屬町村は上鏡、鏡町、鏡村、内田、芝口(五町村今の鏡町野崎は維新後の新開地) 中網道、西網道、南鹿野、北鹿野、鹿野新地(通稱柳ノ江) 東鹿島(以上七村今の和鹿島村の大部) 東野津、西野津、南野津、北野津、河原町(以上六町村今の野津村) 宮原町、上宮原、下宮原(以上三町村今の宮原町の一部) 下有佐、上有佐、小路、中野、下村(以上五村今の有佐村の大部) 外牟田、上土(以上二村今の千丁村の一部) 西川田、(今の龍峰村の一部) 寶出、外出、貝洲、鹽濱、北出(以上五村今の文政村) これなり。

五、五家莊 郡の東部深山幽谷の地にして、久連子、椎原、仁田尾、葉木、樅木の五村あり。全郡五町百六ヶ村よりなりたり。

廢藩置縣の後、全郡は第十二、第十三の兩大區に屬し、第十二大區は第五小區より第十一小區に至り、第十三大區は第一小區より第四小區に至る。而して第十二大區の區務所は宮原町に、第十三大區の區務所は八代町に置けり。其の區域町村左の如し。

第十二大區五小區は一町八村にして吉本町、高塚村(元の吉本村、西吉本) 新田村、大野村(元の大野南大野、上北大野) 野津村(元の野津、東野津、西野津、南野津、北野津) 網道村(元の東網道、西網道、中網道) 鹿野村(元の南鹿野、北鹿野) 鹿島、島地(元の東鹿島新地)。

同六小區は一町八村にして鏡町、鏡村、内田村、芝口村、野崎村(新開墾地) 寶出村、兩出村(元の外出、北出) 鹽濱村、貝洲村。

同七小區は二町十一村にして宮原町、宮原村(上宮原、下宮原) 今村、早尾村、拵村、河原町、立神村(元の川上、立神) 上鏡村、下村、下有佐村、有佐村(元の上有佐、小路) 中島村(元の中島、平島)。

同八小區は五村にて南種山村、北種山村、小浦村、河俣村、猫谷村。

同九小區は八村にして下岳村、栗木村、柿迫村(元の柿迫、深山)、久連子村、椎原村、仁田尾村、葉木村、樅木村。



同十小區は八村にして大牟田村（元の外牟田、上土北村）新牟田村、吉王丸村（元の吉王丸、南吉王丸）岡小路村、岡中村、岡谷川村、興善寺村、川田村、

同十一小區は五村にして古閑出村、會地村（元の大村、上野、海士江）古閑村、田中村、松高村（元の松崎、高子原）。

第十三大区一小區は八代町。

同二小區は九村にして松江村、萩原村、日置村（元の上日置、下日置、長田、福正原）井上村（元の上井上、下井上）横手村、片野川村（元の上片野川、北片野川）片長村（元の中片野川下片野川）宮地村（元の宮地、西宮地）古麓村。

同三小區は二村にして上松求麻村、下松求麻村。

同四小區は十村にして豊原村（元の上豊原、下豊原）奈良木村、本野村、高下村（元の高下、西高下）敷川内村、彌次村、高植村、植柳村、大福寺村、麥島村。以上全部十五小區、五町、七十四村なり。

明治十二年大小區の制を廢して郡區役所、戸長役場を設置するや、郡役所を八代町に置き、八代郡役所と稱し、八代町、上松求麻村、下松求麻村の三町村に各獨立して一の戸長役場を置き、其の他は數町村合併して戸長役場を置けり。戸長役場併合の區域は屢々變更あり、初は二三町村なりしを漸次擴大し、多

きは七八町村に及ぶものあり。概して以前の一小區が二役場區域となるが普通なりしが如し。

同十四年七月葦北郡と聯合して、郡役所を八代町に設け、八代葦北郡役所と稱す。

同二十二年町村制實施に際し、町村を合併して三町、二十八ヶ村とし、合併し難き事情あるものは、組合を設けて一村長を置けり、而して舊町村は之を大字となせり。

同二十八年葦北郡との聯合を解き、再び八代郡役所と稱し、同二十九年五月郡制實施せらる。

爾來各村落に於ては、經濟上の問題或は行政上の關係に依り、多少の併合を行ひ、明治四十二年に至りて郡築の新開地に一村を新設し、之を郡築村と稱す。是に於て全郡三町二十四ヶ村となれり。

今町村沿革一覽表を掲げて以て便覽に供せん。

町村沿革一覽表

町村名	町村制實施前	郡區改制以前所屬	藩政時代	維新前 手永所屬	古代
八代町	八代町	第十三大区一小區	八代町	所屬ナシ	太田
宮原町	宮原町、宮原村、立神 今、早尾、拵	第十二大区五小區	宮原町、上宮原、下宮原 立神、川上、今、早尾	野津	肥伊
鏡町	鏡町、鏡村、内田、芝日、 野崎、上鏡	第十二大区六小區	同	野津	道前道後
植柳村	植柳、麥島、大福寺	第十三大区四小區	同	高田	高田、太田



野津村	吉野村	南種山村	北種山村	小浦村	河俣村	下岳村	栗木村	柿迫村	久連子村	椎原村	仁田尾村	葉木村	樅木村
野津、河原町	吉本町、新田、高塚、太野	南種山村	北種山村	小浦村	河俣村	下岳村	栗木村	柿迫村	久連子村	椎原村	仁田尾村	葉木村	樅木村
右	右	第十二大區八小區	右	右	右	第十二大區九小區	右	右	右	右	右	右	右
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
野津、東野津、西野津、北野津、南野津、河原町、吉本町、吉本村、西吉本、太野、上北野、南大野、新田	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
野津	野津	野津	野津	野津	野津	野津	野津	野津	野津	野津	野津	野津	野津
道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道
前	前	後	後	後	後	前	前	前	前	前	前	前	前

和鹿島村	文政村	有佐村	龍峯村	千丁村	郡築村	松高村	八千把村	太田鄉村	宮地村	上松求麻村	下松求麻村	高田村	金剛村
鹿野、細道、鹿島、島地	寶出、兩出、貝洲、鹽濱	中島、下有佐、上有佐	川田、興善寺、岡谷川、岡中村、岡小路	大牟田、新牟田、吉王丸、古閑出	古閑出、吉王丸、南吉王丸	松崎、高子原、高島	會地、田中、古閑	片野川、片長、日置、萩原、横手、松江、井上	宮地、古麓、猫谷	上松求麻村	下松求麻村	豊原、本野、高下、奈良木	高田、彌次、敷川内
第十二大區五小區	第十二大區六小區	第十二大區七小區	第十二大區十小區	第十二大區十小區	第十二大區十小區	右	右	第十三大區八小區	第十三大區八小區	第十三大區三小區	第十三大區三小區	右	右
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
南鹿野、北鹿野、東細道、西細道、中細道、鹿島、東鹿島、新島	寶出、外出、北出、貝洲、鹽濱	上野、平島、下村、小路、上有佐、下有佐	東川田、西川田、興善寺、岡谷川、岡中村、岡小路	外牟田、上土、北村、新牟田、古閑出、吉王丸、南吉王丸	古閑出、吉王丸、南吉王丸	松崎、高子原	古閑	上片野川、下片野川、中片野川、北片野川、長田、下日置、上日置、福正原、井上、萩原、大村、上野、海士江、田中	宮地、西宮地、猫谷、古麓	同	同	上豊原、下豊原、本野、高下、西高下、奈良木	同
野津	野津	野津	野津	野津	野津	高田	高田	高田	高田	高田	高田	高田	高田
野津	野津	野津	野津	野津	野津	野津	野津	野津	野津	野津	野津	野津	野津
新開地	新開地	道後小犬	三箇太田	道後太田	道後太田	新開地	三箇	太田	太田	太田	太田	高田	敷川内、高田、其他、新開地



○本郡沿革年表

年	號	紀元	摘	要
景行天皇十八年		七四八年	景行天皇熊襲を親征して八代海を舟行し火光を見給ふ。	
白鳳九年		一、三四一年	漢人目深、手長、早足、來朝し竹原津(太田郷村)に上陸す、妙見の始めなりと傳へらる。	
天平十六年		一、四〇五年	八代郡大地震と傳へらる。	
延暦十四年		一、四五五年	宮地村上宮創建す。	
永曆元年		一、八二〇年	肥後守平貞能勅願に依り、宮地村中宮を勸請す。	
仁安二年		一、八二七年	八代郡南郷、土佐郷、平清盛の采地となる。	
文治二年		一、八四六年	大江廣元宣旨を奉して妙見社を建つ。	
建久三年		一、八五二年	八代莊參議藤原高保の采地となる。	
建長二年		一、九一〇年	緒方盛幸他二名八代郡白鳥山に入り後の五家莊起る。	
建武元年		一、九九四年	名和義高八代莊地頭に補せられ、家臣内河彦三郎古麓城に入る。	
延元元年		一、九九六年	足利尊氏の家臣一色道猷古麓城を陥る。	
正平十三年		二、〇一八年	名和顯興古麓城に入る。	
弘和三年		二、〇四三年	懷良親王高田御所に薨去し給ふ。	

文明十五年		二、一四三年	相良爲續、名和顯忠を古麓城に攻めて克たす。
文明十六年		二、一四四年	古麓城相良爲續の爲めに陥る。
明應八年		二、一五九年	名和顯忠古麓城を復す。
永正元年		二、一六四年	相良長每古麓城に入り、顯忠宇土城に移る。
永祿十二年		二、二二九年	島津忠久の兵八代を犯す、相良義陽拒きて之を敗る。
天正九年		二、二四一年	島津義久大軍を以て侵入す、義陽之に降る、義陽島津の命を受けて阿蘇氏の部將甲斐宗運と響ノ原に戦ひ敗死す。
天正十五年		二、二四七年	秀吉島津氏を伐つ、佐々成政家臣を古麓城に遣す。
天正十六年		二、二四八年	小西行長八代を領し、家臣小西美作麥島城を築く。
文祿元年		二、二五二年	梅北宮内左衛門の一枝隊東郷甚右衛門麥島城を襲ふ。
全二		二、五五三年	朝鮮の役
慶長五年		二、二六〇年	關ヶ原役起り加藤清正小西を伐ち麥島城を攻め落す。
全		二、二六〇年	石垣原の戦。
慶長六年		二、二六一年	八代加藤清正の領となり、麥島城を修築す。
慶長十六年		二、二七一年	加藤清正卒す。
慶長十七年		二、二七二年	加藤忠廣老臣加藤正方を麥島城代とす。



元和元年	二、二七五年
元和六年	二、二八〇年
寛永九年	二、二九二年
寛永十四年	二、二九七年
正保三年	二、三〇六年
明暦元年	二、三一五年
明暦二年	二、三一六年
寛文八年	二、三二八年
延寶三年	二、三三五年
寶暦五年	二、四一五年
寶暦六年	二、四一六年
明和六年	二、四二九年
安永六年	二、四三七年
文政二年	二、四七九年
天保十二年	二、五〇一年

大地震あり、麥島城頽毀す。  
 加藤正方忠廣の命を受けて松江城を築く。  
 細川忠利肥後に封せられ、父忠興松江城に入る。  
 島原の乱起る。  
 細川光尚老臣長岡興長を八代城主となす。  
 興長松崎新地を築く。  
 興長海士江新地を築く。  
 林正盛球磨川を開鑿す。  
 松江城天主閣に落雷、直之高子原新地を築く。  
 大洪水萩原堤防崩壊す。  
 豊之傳習堂を創設す。  
 營之敷川内新地を築く。  
 營之古閑新地を築く。  
 鹿子木量平文政新地を築く。  
 章之古閑に新地を築く。

弘化二年	二、五〇五年
嘉永四年	二、五一一年
明治二年	二、五二九年
同四年	二、五三一年
同六年	二、五三三年
同九年	二、五三六年
同十年	二、五三七七年
同十二年	二、五三九年
同十四年	二、五四一年
同二十二年	二、五四九年
同二十七年	二、五五四年
同二十八年	二、五五五年
同二十九年	二、五五六年
同三十三年	二、五六〇年
同三十七年	二、五六四年

章之水島新地を築く。  
 章之大砲及小銃を鑄造す。  
 藩籍奉還、松井盈之八代城守衛を免せらる。  
 廢藩置縣。  
 八代縣を廢し白川縣の管轄となる。  
 白川縣を熊本縣と改稱す、熊本に敬神黨の乱起る。  
 西南役起り八代附近戰場となる。  
 大小區制を廢して八代町に八代郡役所を置く。  
 八代葦北郡役所と稱す。  
 町村制實施。  
 日清戰役。  
 葦北郡の聯合を解き、單に八代郡役所と稱す。  
 郡制實施。  
 郡築新地起工。  
 日露戰役、郡築新地竣工。



同四十三年	二、五六九年	新に郡築村設置。
大正三年	二、五七四年	世界戦争。
同十三年	二、五八四年	郡制廢止。
同十五年	二、五八六年	郡役所廢止。

系譜

名和氏略譜

行高—長年—義高—顯興—顯年

顯長—顯興—顯真—教長—義興—顯忠—重年—武顯—重行—行興—行憲—行直—顯孝

相良氏略譜

藤原鎌足……十一代略……周賴長久二年始住遠江國相良莊自是子孫悉以相良爲家號……三代略……賴景建久九年賜多良木莊因來居食邑以孫賴氏續多良木家法名蓮寂

長賴建久九年補球磨郡地頭職來任居人吉承久三年賜瀨磨國飾磨郡豐前國上毛下毛之地建久元年補豐前國上毛郡奈利恒莊地頭

……十一代略……爲續—長村上顯忠に代り古籠城に入る……四代略……義陽甲斐宗運に戦ふ—忠房人吉城に歸る

加藤氏略譜

片岡正高 應永十五年尾州愛智郡中村より上野國に往き鎌倉管領持氏の旗下となり、片岡郡を知行す。

重孝 片岡を氏とす。 五代略

可重 伊勢國司北畠三位の旗下となりしも退去。祖先家久の後裔なる加藤清正と血縁の關係上清正の家老となり、且つ加藤の姓に復す、内牧の城代たり。

正方 八代の城代として七万五千石を領し後退去。

松井氏略譜

貞純親王—經基王—五代畧

重行 松井式部丞、正五位下 治承四年從源賴朝討平氏、賴朝賞以山城國綾喜、相樂二郡與采地二千餘町使居於松井村、故以其地名爲氏。

十二代畧—長之 越前守、尻ヶ崎城主 後柏原天皇當御即位受西三條内府之命、勸本願寺令獻金及其功成勅命賞其功。

正之 從五位下山城守 仕足利義晴、正親町天皇御即位使毛利氏獻金嘉其功叙從五位下任山城守、賜菊桐章。



勝之

仕足利義輝  
永祿六年自尼ヶ崎城移松井城、三好松永叛逆之際於二條城戰死。

康之

從五位下、佐渡守  
仕足利義輝後屬細川藤孝、天正四年秀吉賜豐臣姓。

興之

松井禪門  
朝鮮晋州城攻撃負傷、於各護屋卒。

興長

佐渡守  
正保三年六月十一日爲八代城主。

寄之

式部、佐渡  
細川忠興六男爲養子。

直之

帶刀、佐渡、筑後。

壽之

吉松、式部。

豐之

帶刀  
傳習堂創立。

營之

龜松、式部。  
號觀水。

徵之

龜松、式部。

督之

龜次郎、式部。

章之

豐松、式部。  
天弘流創叔。

盈之

胃助、帶刀。  
從五位、八代宮宮司。

敏之

胃助、  
明治二十五年列華族、被授男爵、大正十一年七月叙從三位。



### 第四編 史蹟及び名勝

#### 第一章 神社

官幣社を第一に掲げ次に縣社とし其他は町村順に記載せり。

神社	數	縣社	一
官幣社	一	村社	四五(内指定神社二十七)
郷社	四	計	二五二
無格社	二〇一		

○官幣中社八代宮 八代町字松江城趾鎮座

祭神 懷良親王

配祀 良成親王

由緒 明治十三年八月三日官幣中社ニ列セラレ、明治十七年四月二十日御主神鎮座祭執行セラレ、明治十九年十一月十日配祀神御鎮齋アラセラル。

大政官達寫

熊本縣

八代宮祭神征西將軍懷良親王、肥後國八代郡八代城趾ニ社殿創立鎮座被仰出、官幣中社ニ被列候條、此旨相達候事。

但、良成親王配祀可致、且社坪並社殿造營等ノ儀ハ詳細内務省へ可申出事。

明治十三年八月三日 大政大臣 三條實美

例祭 八月三日

春季祭 四月二十日 御鎮座祭紀念日

境内 壹萬四千六百貳拾八坪五合。

實物

- 大刀 一口 明治三十五年六月 堀井吉胤作。
- 御扇 一面 後醍醐天皇御物ナリシト云フ。
- 御扇 一面 大正四年十月男爵細川興増奉納。



兜 一 領

細川利部少輔興孝ノ所用、大正四年十月男爵細川興増奉納。

御社號卷物 一 軸

伏見宮眞愛親王御筆。明治四十二年四月八代町寄進、大烏居扁額原書。

社記

祭神 懷良親王 後醍醐天皇第九皇子。

配祀 良成親王 後村上天皇第七皇子。

列格 明治十三年八月三日達。

鎮座 同 十七年四月二十日。

順序 井伊谷宮次列 明治十五年一月十八日。

神殿以下諸建物

明治十六年十二月八日落成。

一、神 殿 壹 棟

桁行柱真口 一丈六尺三寸二分。

梁間柱真口 一丈二尺二寸四分。

大椽四方

幅柱真口 四尺八分。

長 延 七丈三尺二寸。

但屋根柿杵葺流破風造、建坪拾五坪八合八勺。

一、祝詞屋 壹 棟

桁 行 一間五合。

梁 間 二間。

但屋根柿杵葺ムクリ破風造、建坪三坪。

一、拜 殿 壹 棟

桁 行 三間。

梁 間 三間。

但屋根柿杵葺小妻造、建坪拾六坪。

一、社務所 壹 棟

桁 行 五間五合。

梁 間 三間。



但屋根柿葺小妻造、建坪三拾三坪二合五勺。

一、神饌所 壹棟

但屋根柿葺小妻造、建坪拾六坪五合。

一、祭器庫 壹棟

但平凡瓦本棟造、建坪拾坪。

一、透塀 間數折廻し四十二間。

一、第一鳥居 壹基

但白木造高二丈三寸、横八尺五寸。

一、第二鳥居 壹基

但白木造高一丈二尺、横一丈二尺。

一、内玉垣 此間數折廻九十九間。

但白木造土臺建。

一、外玉垣 此間數折廻百四十一間五合。

但白木造掘建。

一、打貫門 五ヶ所

但白木造高一間三尺五寸、幅一間三尺九寸、

一、手水屋 壹棟

桁行 一丈一尺。

梁間 八尺。

但柿葺小妻造、建坪二坪八合。

一、神前通欄干橋 壹ヶ所

但長十六間五合。

此橋最初板橋なりしを、明治二十四年十一月土橋に改造し、更に大正十五年八月コンクリート橋に改修せり。

擬寶珠は舊八代城本門に架したる欄干橋の擬寶珠にして黄銅製、元和八年犬二月と刻したり。

一、裏門橋 壹ヶ所

但長三間三尺、幅二間六寸。

元と土橋なりしを、其後石橋に改造せり。

一、表參道大鳥居 白木造、島木鳥居

明治四十二年四月十八日奉納。



本鳥居は元と明治三十七、八年戦役に際し祈願を奉り、戦後奉賽の爲め四百五十一名の寄附金に依り成り、三角産石材を用ひ、高さ二丈四尺、横三丈四尺にして額面は伏見宮殿下御染筆、兩柱には松井男爵筆に成れる戦役記念の文字を刻みしが、大正十一年二月二十二日破壊したるを以て改めて臺灣阿里山産の檜木材を用ひて改造されしものなり。

一、献木碑 手水屋の側にあり。

當時の經察署員の姓名を録す。

一、石燈籠 二 基

明治十七年四月二十日御鎮座の節、熊本縣廳より神輿を奉昇したる村上良吉、岡本季吉、藤本八吾等八名の奉納せしものなり。

一、石燈籠 二 基

一、木造瓦葺 壹 棟

但戦利砲車雨覆。

明治四十四年十二月二十日。

一、表參道兩側吉野櫻 百 株

大正三年十一月守屋充次郎寄附、

一、拍 犬 壹 對

大鳥居の石材を利用して大正十五年奉納せしものなり。

一、躑 躅 四百五十四株

大正十三年十二月献納、表參道兩側に植栽。

歴代宮司

松井盈之	自明治十四年一月十一日 至同三十年二月二十三日	長瀬義幹	自明治三十年二月廿三日 至同三十三年三月卅一日
岩松正秋	自同三十三年三月卅一日 至同三十八年九月八日	高橋邦弘	自同三十八年十月十七日 至同四十一年六月廿三日
阿蘇惟教	自同四十一年六月廿三日 至同四十九年十一月十三日	木庭保久	自同四十九年十一月十三日 至大正五年十月十三日
緒方小太郎	自同四十九年十一月十三日 至同五十九年九月十九日	緒方稜威雄	自同五十九年九月十九日 至同六十三年九月二十二日
占部真一	自同六十三年九月二十二日 至同七十三年三月三十一日	泉田荒吉	自同七十三年三月三十一日 至昭和二年三月三十一日
阿蘇惟記	自昭和二年三月三十一日		

征西大將軍兩親王御祭祀願

謹而



征西大將軍懷良親王の御行實を考へ奉るに、大日本史皇子傳の小序に上文、略す、至後醍醐朝軍國多事、叛乱煽起、諸皇子皆受元帥上將之寄克勤恢復招討之略、以宗室之貴特建殊勳、日本武尊以來所未嘗有亦可以觀世變矣と見へ。會澤安が草偃和言には元弘建武の時にあたりて云、天胤より出て大難を防ぎ四方忠義の士を鼓舞せしは、兵部郷宮、征東大將軍宮、征西大將軍宮、義に死して風節凜然たるは東國管領の宮なりと云ひ。成島讓が南山史には、上の四親王を四王傳と題して、自餘の皇子たちとは殊別して載せ其贊曰中略、懷良之開府、筑素則不趨、勇武亦有控馭之略、刑賞之典焉他三親王贊辭畧す、要之龍媒非凡種也哉などいへるを思へは、四親王の御勳勞最高大なりし事しるかり、そが中に兵部郷宮は相模國鎌倉に、征東大將軍宮は遠江國井伊谷にして蚤く官幣中社に祀らせ給へり。依て臣等竊に征西大將軍宮の御事も一定鎌倉、井伊谷の如く御墳墓の地に就て社殿を設立し給ひ、御祭祀あらんと日を數へて待奉る處なり。抑も宮の御事業御功烈の如きは右の諸書に詳にして世人の普く知る所なれば更に贅言するに及はずと云へども、今阿蘇家に傳はる處の文書並に、五條、島津、大友、志賀、詫摩、三池、宇津宮等の文書と參考對照するに、彼兩史に載せ洩されたる事も少からず、又齟齬せる事もまゝ見ゆれば、今かの文書等に據りて御履歷の概略を摘出して申さんには、初め延元元年九月、御幼齡にして無品親王より征西大將軍に拜せられ給ひ、やかて九國へさして御進發、先づ讚岐に御下著、伊豫へ御渡海、興國三年五月一日四國より薩州の津へ著御ありて、其より當國の賊徒等と屢御合戦ありて略打したかへ給ひ、正平二年十二月

肥後國宇土津へ渡御なり給ひ、同三年正月宇土より益城郡の御船を經給ひ、菊池に入らせ給ひ、たゞちに筑後御征伐の御催ながら、同年九、十月の頃までも猶菊池に座し、一色道猷御座所を襲ひ奉らんと構へし事共もありき。同六年十月筑後に御討入、同七年七月の頃は肥後に座しにや八代郡に護國山顯孝禪寺を御建立ありて、御考妣の御陵墓を御募築あり、御靈牌をも安置し給ひ、其後いつのほごよりか筑後に坐し、同十三年、同十四年には豊後に御出陣、大友等を御征伐此筑後の前後に於て、しばしば御合戦有し事共の太平記などに見へたるは今ははぶきたり。正平の末には九州一統打靡け給ひ、武家方無二の小貳、大友等が輩も御味方に服し、西海なべて從ひまつらぬ者なく、建徳二年十二月、征東大將軍の宮よりの御返歌に

草も木もなひくことを聞く此頃の

世を秋風となひかさらなむ。

このたまひたこし給ひしもまた其證の一つなり。しかのみならず御稜威は海外にも輝き、明主が眞天皇としも思ひ奉りし事彼の國の史にも見えて、上に擧し如く、贈大納言源光國の日本武尊以來所未嘗有也と稱へられしも、實に斯る故を以てなるへし。さて足利義滿、今川貞世を以て鎮西の探題とし、建徳二年に下り來りしより九國また多事なりき事は日本史等にも載せられたれは今は擧げず。文中元年の秋の末、冬の始めなどにや宮方の巨擘たりし菊池武光卒去あり、尋て同三年五月其子武政も早世、武政の子武朝幼少十二なりしかは、根蔕を固ふせんなどの思食にや、同し年の末天授元年のはしめの比、後將軍宮も具足し給ひ、筑後より肥後へ移



御まし、ミミて其程は菊池に座し、弘和元年十月の頃はうけの御所と云にまし、ミミて同しく三年癸亥三月二十七日に薨御ならせ給ひにき。嚮きに田中元勝宮の譜此書先年歴史課の徴にを著はして此宮初めて延元元年に御下向ありしより今弘和三年に至るまで四十八年の間、戦争割據の間に人とならせ給ひて、一旦は九國一統を打しづめ給ひたりしかとも、時運やよからさりけん、九國又宮方をそむく者多くなりしかば遂に恢復の御志を遂げられさりし事口惜しなど申すもなか、ミ云云なけはしき事の限りなるべしと云へりし如く、初め延元元年の秋山門を出させ給ひ、興國三年の夏まで七ヶ年の間は四國に、同年五月より正平六年の冬まで六ヶ年の處は薩摩に御在陣、同三年正月菊池へ入御、東北の賊徒御征伐の内、或は筑後高良山、或は筑前博多等に御滯陣ありて、肥後へ入御このかたも三十六ヶ年の星霜日として王事に勤勞し給はざるはなく、いまた朝敵殄滅に至らずして御身まつ薨し給ひしは、いこく遺憾なる事なりかし、さて後將軍宮の御事菊池傳記事蹟通考には泰成親王とすし、日本史には良宗王とす、共に受正平勅裁爲故大王御代宮年來被積御勞功御理運無相違上は云云と武朝の申狀に載せ、水島合戰申狀には文中のよりは肥後の國內は論なく、筑の前、肥前、豊後等軍陣是も南山史等に載られたにはいつも此宮の出立給ひ、殊に天授四年九月託摩原に於て大に今川貞世を破り給ひし事の如き、今に土俗の口碑に膾炙する處にして、大御所薨去の後も志業いさゝか撓み給はず、阿蘇、五條、相良、蜂須賀等を誘掖奨勵し給ひ、菊池名和其他宮方の諸氏は同し様なりし事しざれば揚ぐるに由なし専ら恢復征討の略を施し給ひ北朝との御和談をも不知顔にて、元中十年二月明德四年

には九州再興の事を阿蘇惟政に托せられ、ひたすら興復を謀り給ひ、應永の初の頃に至ても猶元中の年号を奉し、肥筑の間に屹然割據文中四年十月の頃は宇土、同しく十二年「應永十二年に當る」特立し給ふは雄々しくも猛しくも、此極に至りても百折屈し給はざる實に天資剛勇凜烈たるうへに、正平の詔旨及び故大王の遺囑嚴重にして、宮また失墜し給はざる想像し奉らるゝをや。又足利義滿が今川貞世をして肥後を圖らしむる、遂に其志を逞ふする能はずして歸り上りしも亦此皇子の御力なるべし。此後宮の御事ものに見及ばざればいかにも云かたし。後村上天皇の勅裁にて九國へ下り給ひしはいつの事なりけん、定かならねども、彼 天皇崩御の正平二十三年より元中十二年までは二十八年と聞ね、南朝いよいよ衰微し給ふ折に方りて、如此數十年、戎事に缺掌し給ひつれば、いかばかりの御艱難辛苦をも嘗め給ひけん、推量り奉らるゝに、其薨御の年月も御墳墓の所在も知られざるはいとゞに淺ましく歎かはしき事の限りならずや。されば兩親王の奉爲御殿設立せられ、歳時をもて御祭祀ありて御勤勞に酬ひ奉られん事臣等豫て願望し奉る處なり。其子細猶申さば上に擧げし如く、御兄宮兩親王は既に御廟祀ありし事なれば、御功勳同一なる征西親王はた御祭祀なかるへからずと奉考うへに、同時勤王の菊池氏は早く明治三年其城趾に就て祭り給ひ、近時猶別格官幣社に列せられたり。こは固り元弘中興の元勳たる故にも有へけれども征西親王の御事は武重朝臣已來當家代々首領として渴仰尊崇し奉られしを、其親王たちは今に於て祭祀をも享給はず、寥々として坐さんをは、菊池社の神靈いかて遺憾とは爲給ふましくや。是又御祭祀なか



るへからさるの一義なり。抑有徳を賞し、有功に報ひらるゝは古來の朝典にして、元弘間の諸相將維新以來多くは御祭祀ありて、湊川、藤島、名和等の神社も亦別格官幣社に列せられしを聞く。然れば征西將軍宮の御勳勞御大業揚て顯はし奉らんは、邦人の譴なるらんかと考へ奉れば、臣等竊に設立し祭祀し奉らん事を地方人民に謀るに、皆踊躍歡喜して賛成する所なり。されば八代郡宮地村麓山なる懷良親王の御墳墓を距る事里許りにして、一勝地あり舊松江牙城の遺跡固より清淨の地にして、幸に官有なれば其儘御社地に占定せられん事奉冀望處なり。此牙城墟外部溝渠週廻して内外の經界作爲を待たず、自ら方正にして此溝渠なる橋は、往時 宮の此地方に坐せし時、郁芳川に架せられしを後に爰所に移せりといひ、又傍近松崎村に松見堂といふ處ありて、宮の月を賞し給ひし遺跡なりといふ。是等鎖細の事なりといへどもいさゝか由緒とする無にあらず。是に依り仰き冀くは此地に於て祀殿を建築し奉らん事、奉庶幾處にして、其費用の如きは地方人民の寄附金を資本として、四方士民の協心戮力を混同して頓に社殿經營に従事せんとす、就て神殿以下雜舍等の法量は別紙圖面に記載して具狀する所なり。而して殊更奉請にも及はずといへども、鎌倉、井伊谷兩宮の先蹤に倣ひ、官幣中社に御確定あらん事も亦懇願し奉る處なり。然れば地方人民の素願を採用し給ひ、一社造立を許可し給ひ、兩親王在天の神靈をして千載の下に慰し奉らるゝのみならず、草莽の庸愚に至りても、朝廷有功に報ひ給ふの盛典を仰き、勤王の志業を興起し、皇化を翼賛するの一端にも至らんか。仰き願くは上は兩親王の御功蹟を顯はし、下は人民の

素願を洞察し給はん事を。是に因て 臣等地方人民に代りて以聞き謹みて御指令の下るを待つと云爾。誠恐、頓首謹言。

熊本縣八代郡八代町

明治十三年一月

遠 藤 常 精  
中 西 純 一  
坂 井 等  
外 略

熊本縣令 富岡 敬明 殿

征西將軍宮御事蹟

征西將軍宮懷良親王は、後醍醐天皇の皇子にましまして、御母は御子左中納言冷泉爲道の御息女、中宮三位局と申す。延元元年五月足利尊氏、九州より大軍を率ひて東上し、捲土重來、忠臣正成を斃し義貞を破り、勢猖獗を極む、後醍醐天皇難を叡山に避け給ひしか、尊氏の願を容れ和を許して延元元年十月十日車駕京都に還幸ありき。然れども和議原より一時の權宜に過ぎず。天皇尊氏の非望を察し給ひ、同年十二月神器を奉じ夜陰密に遁れて、吉野に南狩し給ひしより南北朝の兩立を見るに至れり。



是より先、主上叡山御駐蹕の時、懷良親王を征西將軍に任じて西國に下し給ふ。宮は御齡僅に七、八歳に坐して恩愛限りなき御父の君の膝下を去り、御手人五條頼元等十二人に擁護せられ給ひ、凶賊の要撃を避けつゝ、鎮西戡定の大任を帯びて、密に舟を荒波に泛べ給ひ、海路讃岐に着御、次て伊豫に入り、忽那島御滯泊の頃、御父帝南山の行宮に御登遐あられしかば。宮の御悲歎たゞならず、あはれ幾度か旅の御袖を絞り給ひけん、世は澆季なれば仇なす波風立騒きて行舫進まず、七星霜を過して興國三年五月一日漸く薩摩の津に着御あらせらる。谷山隆信奉迎して自館を御所とす。

阿蘇文書征西將軍宮今月一日着御薩州津合戦候其時相搆可被申後措候委細の旨期 御渡海無爲殊以目出度候就其近日定可有後信候恐々謹言五月八日阿蘇大宮司館

是より先薩摩には、延元二年三條少將前驅として進發し、島津忠國を説く、故に忠國及大隅助三郎谷山五郎、鮫島彦五郎等御所に参りければ、親王は直に當國の凶徒島津道鑑を征討せらる。肥後には阿蘇小次郎惟澄惠良小次郎、菊池武信等官軍に在りて大友、少貳、一色等の凶徒を平け、親王を奉迎せんとす。正平二年冬、薩州には侍臣を残し島津氏を討伐せしめ、親王は同地を出發し給ひ、正平三年正月二日肥後宇土の津に着御、數日を経て御船城に入り惠良惟澄を引見し給ひ、程なく菊池深川城に入り玉ふ。斯くて一色道猷は尊氏の命に依り御在所を窺ふ、此れ當國に於ける初度の合戦なりければ、軍備益嚴乎たり、道猷遂に敗走せり。正平六年筑前筑後を平定せん爲め、菊池武光を遣はし秋月少貳等を討たしめ遂に博多を攻落す。十月大友氏時兵數萬を率る虚を伺ひ肥後を略せんとす。此時親王は筑後瀬高にあり、軍を返して之を討ち退け給ふ。正平七年菊池に歸城せらる。正平十三

年名和顯興一族三百余人を率ゐ、八代城に入り官軍に屬す。同年曾氏が探題一色範氏を筑後に征し之を追ひ官軍兵威大に震ふ。此時九州の諸豪多く歸順すと雖も、大友少貳等は内心服せず、菊池武光日向穆佐を征するに當り、其の虚を襲はんことを謀る。正平十四年八月少貳頼尙、大友氏時を筑後川に征し玉ふ、敵兵退いて大保原に陣す、官軍兵三萬三千余を七隊に編制し、右翼隊を二分す、(一)島津以下八千人、絹脇以下五千五百人。(二)名和以下の兵五千五百人、中央部隊即ち本隊一萬三千人。内第一隊菊池武明武政、第二隊菊池武信赤星某。第三隊即ち主力は菊池武光四千五百人。第四隊征西大將軍宮三千人。第五隊新田の一族二千人。左翼新田の一族一千人。是に第一第二隊の兵力三千五百人を合して、敵の六萬八千の大軍に當り。接戦最激烈を極め卯の刻より酉の刻に至る。官軍死傷二千九百余人、敵兵死傷二萬二千余人、死屍山を築き血は流れて川の如し。親王殿下も金枝玉葉の御身ながら陣頭に立ち、奮闘身に三創を被り給ひ、日野、坊城、洞院、花山院等の公卿之に死す。大將武光も亦負傷奮闘遂に賊を破り。敵將少貳忠資を斬る、頼尙は寶滿山に退き再び立つこと能はざるに至る。於是官軍肥後に凱旋す。正平十六年七月親王は武光、新田、名和氏等を率ゐて大宰府を攻め、放火して頼尙を討ち之を走らす。八月進んで香椎、宗像を攻め大友を討ち給ふ。正平十七年足利義詮か探題斯波氏經、少貳、大友等と豊後の府に會し、長者原に於て官軍を夾撃せしも却て破られ、氏經は大友と共に高崎城に籠り、少貳は岡の城に據り、宗像宮司は宗像城を保つ、官軍連戰奮闘遂に之を陥れたり。氏經力窮り京師に通れ歸り、而して氏時、頼尙



は罪を謝す。正平十九年大内弘世を豊後の湯布に征し給ふ、弘世敗れて船より走る。此時官軍威力尤盛大を極め、名和顯興八代城にあり、一族上神出羽守重光を葦北郡佐敷城に、嘉悦越前守を全郡津奈木城に、郎黨進惡兵衛眞春を田浦城に、本郷式部少輔家久を全郡水俣城に、内河彦三郎を八代郡小川城に置き、各所の領内を守らせ賊に備ふ。是を以て島津、伊東、大村、大友、少貳、秋月等九州の諸豪殆んと服従せり。正平二十一年河野通直に命じて、兵船數十艘を以て豊後、周防の沿海地を略せしめらる。正平二十二年菊池武政本城を守山に移し、十八外城を築き以て親王を奉迎す。親王本城に入り給ふ。菊池城は深川城と云ひしか、親王御下向に依り、南朝の諸臣月卿雲客親王を慕ひ奉り此に集まる、新田の諸族も來集せるか故に、城池狹隘を告げ、且つ征西府を置かれたるに依り、遂に十八城を築き以て之を守護し奉れり。此年後村上天皇の皇子良成親王、御幼少にましますを以て藤井、坊門などの侍臣を従へられ、將軍宮御猶子として菊池に下向せらる。建徳元年粟田有盛左中將兼大貳を拜し、九州に下り親王に屬し賊を謀る、足利義滿皇軍の盛なるを恐れて、同年九月今川貞世を九州の探題となす。然れども貞世兵少きを以て九州に下るを得ず、義滿大内義弘、吉川經見をして之を助けしむ。

正平二十四年十二月懷良親王は若宮良成親王を伊豫に發向せしめ、河野通直等若宮を奉して武家方と轉戦、勢漸く盛にして四國を壓し遂に内海運輸の利權をも握られ、九州の官軍東上の路を開くに至りしも、惜む可きかな天運未だ親王に幸せず、後村上天皇崩御あらせられてより、世は復も愁雲に閉され、加ふるに中央朝臣の軋轢をも生じ、官軍の東上も茲に頓挫し、若宮の四國經營も亦殆んど放棄せらるゝに至れり。

親王御幼少にして父帝崩御あらせられ、朝夕頼み給ひし五條良氏は正平十四年十月卒し、尙同二十二年五月には頼元も亦歸幽す。いかに御悲歎ましましけむ、大舉東上の御企も將に實現せられんとして、御兄帝の御登遐あり。二十余年御奮闘の功業も亦或は挫折せられんとす。秀麗なる博多灣頭の風光もただにあはれをいやましけむ。正平二十四年には父帝の三十四回忌なればとて、妙法蓮華經一部を寫して、五月三日阿蘇社に納め給ひ。六月十八日宇佐大樂寺にも、後醍醐天皇宸翰の銘文ある空海の書きたる盤若心經を寄進し給ひ、父帝の御忌辰なる八月十六日までに、妙法華蓮經八卷を寫し了へて、石清水八幡宮に納め給へり。是れ偏に御冥福を祈り給へる御孝心による御事にぞありける。御筆蹟御高雅遒勁にして、自ら賢明勇壯の御英姿を偲び奉らるゝなり。

建徳二年九月二十日、二首の短歌に御懷のほごを詠みて、信濃に坐す御兄宮宗良親王に贈り給ふ。

日にそへてのかれんこのみ思ふ身に

いととうきよのことしけきかな。

しるやいかに世をあきかせのふくからに

つゆもとまらぬわかこころかな。



宗良親王の御返歌に

とにかくにみちある君か御世ならば

ことしけくともたれかまとはむ。

草も木もなびくとそきくこのころの

世をあきかせとなけかさらなむ。

正平二十四年三月、明使楊載來りて倭寇を禁せんことを求む。親王之を引見し給ひしが、書辞不遜なるを以て斥け給ふ。明國彌々倭寇を懼るる事甚しく、再び趙秩を遣はす。親王之を擲掄し且つ懇に諭し、返書を與へて歸さしめ給ふ。明三度使を致して我に臣服を勸む。親王怒つて使を拘留し給ふこと二年、文中二年漸く歸國せしめらる。當時我國の騷亂に乗すべきことを知らば國交如何に變ずるやも計難けむ、親王よく茲にて之を抑止し、平和の間に赫々たる皇國の稜威を示し給へり。後弘和元年明使復來りて、日本を征討せんとの意を傳ふ。親王懇に仁義の大道を説き、使者を歸して明國を威壓し給へり。武家方には、鎮西管領澁川義行、赴任の途次備後より引返し、九州武家方の將士も亦多く京都に逃る。足利氏鎮西の形勢日々非なるを憂慮し、更に今川貞世（了俊）を管領に補し九州に向はしむ。在京の少貳、大友、宇都宮等の諸族をも從へ、建徳二年二月京都を發し、須磨、明石の景色にも憧れ、印南野のあさちふの道にも迷入らずと吟み、吉備津宮にも祈りをかけ、途すがら歌枕を訪ねつゝも、鎮西の畫策をさそ

さ怠りなく、其長子義範を先發として七月豊後に入らしむ。乃ち武光高崎城に之を攻めしが、義範死守して翌年に至るも城落ちす。了俊又弟仲秋を右軍の將として肥前松浦に行かしめ、自ら本軍を率ゐて豊前門司に著す。頻りに九國將士の懷柔に勉めしが、風を望んで走せ參する者甚多し。此時北筑の風雲急なり。菊池武光豊後より歸りて太宰府を守る。了俊、仲秋と合し大軍を擁して徐に太宰府に迫る。文中元年八月十日、官軍死力を盡して防さしも遂に支ふること能はず。走りて高良山に據る。四方の官軍起りて親王を援け奉ると雖、大勢己に傾けり。加ふるに親王股肱の忠臣武光卒し、武政續いて卒す。嗣子武朝尙幼なり、武安之を輔佐して難局に當り拮据經營せしも、凶報頻りに傳はり官軍の士氣沮喪す。了俊漸次南下して官軍を壓せしかば、親王は復も高良山を棄て、菊池本城に入り給へり。是に於て了俊大軍を率ゐて菊池に迫り、天授元年七月十二日遂に水島に陣して官軍の勦滅を謀る。良成親王も四國より御歸還あらせられ、兩宮を始め奉り武朝、武安等の苦衷いかばかりなりけむ。官軍纔に阿蘇惟武の援を得て固守す。了俊島津、大友、少貳の三氏に來援を求むること甚だ切なり。然るに少貳冬資到らず。了俊島津氏久を遣はし之を招かしむ。冬資漸く意を決して來りしかば、了俊之を陣中に招き酒宴酣にして仲秋に命じて俄に冬資を殺さしむ。氏久忿りて薩摩に歸る。是より諸將了俊の措置に疑悞を生し離叛する者多し。官軍之に乗して了俊を攻む。局面茲に一轉し、賊軍潰走して肥前に退く。了俊五ヶ年の若心愈々一頓挫を來せり。



既に九州の賊徒を征服し、御東上の計畫さへ進め給ひし懷良親王には、大宰府を棄て高良山を退き、再び菊池に御籠城あらせられ、多年の御功績殆んど破壊されしかば恨恨いかに耐へ難くやましましけむ、天授元年の頃には、遂に征西將軍職を若宮良成親王に譲り給ひしが、其後は八代高田の御所に閑居し給ひしと云ふ。天授四年三月二十九日には、御母君靈照禪尼の二十八日の忌辰なればとて、自ら梵網經戒品の妙文を寫して、亡き御母君の冥福を薦め給へり。

果敢なき月日を送り給へる親王は、弘化二年の頃より御惱に座し、が、四國なる河野通直より御見舞の書狀を奉れるあり。御病狀革まりて、翌三年三月二十七日終に御歸幽座し、か御年五十八歳にぞ渡らせられしとぞ。豊後萬壽寺の過去帳に、此日薨去のことを記せり。御墓は八代郡宮地村字中宮谷、悟眞寺の側にありて、今は宮内省の所管となれり。

後征西將軍宮後村上天皇の皇子良成親王は、幼にして西國に御下向あらせられ、四國に渡りて賊軍征服に力め給ひしか、再び九州に御歸還あらせられ官軍已に衰運に傾きたる時に當り、天授元年懷良親王の讓を受けて征西將軍の重職を嗣ぎ給へり。儲水島の陣に大捷を得たる官軍は、天授二年正月十三日肥前に出征し、千布、蟻打にて了俊を攻めしが、官軍不幸にして大敗し、菊池武安、阿蘇惟武等多く斃れ、武朝は良成親王を奉して肥後に歸れり。了俊之を追撃して筑後に入り、漸次官軍を破り遂に復肥後を侵せり。

天授四年九月二十九日兩軍託磨原に戦ふ。親王は未だ二十歳に達し給はず。武朝も亦十六歳の壯者なり。意氣旺盛なるも雲霞の如く寄せ來る賊軍には、味方の寡兵にては元より敵すべきなく、忽ち官軍苦戦に陥り、菊池の一族多く死し、武朝も亦負傷し將に潰敗せんとす。此時親王躬ら兵を指揮して了俊の陣に突撃し、身命を顧みず奮闘し給ふ。味方も是か爲に勢を恢復し、辛ふして敵兵を撃退することを得たり。尊貴の御身にましましなから、戈を執つて勇しくも殊闘あらせられし御事は、前將軍宮の大保原の役に奮戦あらせられしと共に、實に畏き御事にぞありける。

官軍託磨原の戦に克てりと雖、賊軍徐に押寄せて遂に菊池を圍む。菊池は官軍の命脈の繋かる所なれば天險を頼み親王を奉して死守せり。然るに弘和三年五月には菊池諸城の内、城壘の主なるもの僅に隈部と染土の二城を存するのみなりしが、六月二十三日隈部城陥り、賊軍大舉して染土城に群り迫る。恰も風雨激しかりしかば、親王之に乘して城を遁れ給へり。あはれ鎮西唯一の忠臣菊池氏の本城も遂に賊軍の蹂躪に委し了りぬ。武朝は宮を奉し敵の追撃を受けつゝ、川尻、宇土等に轉戦せしが、既に孤城落日再び正平の盛運を夢みること能はず。世は移りて元中九年南北朝の合一となり、武朝孤忠終に功成らず應永十四年病に罹りて卒せり。

筑後矢部は忠臣五條氏の一族の據城たり。良成親王御轉戦の時も、常に官軍に應じて兵を擧げ賊軍の牽制に勉めたり。曾て大友氏の此地に侵入せしことありしも能く之を撃退せり。官軍凋落するに及びて良



成親王此の山間に隠退し給ひしが、應永の頃に薨去あらせらる。御墓は宮内省の所管となれり。嗚呼金枝玉葉の御身に坐しなから、御兩宮共に幼少にして遠く西國に下り、躬ら、山野を跋涉して辛酸を嘗め、利劔を奮つて凶賊と戦ひ、大義を徇へて賊徒を征し給ふこと數十年、あはれ南風競はず、回天の御志終に空しく、僻陬の地に薨し給ひ、實に悲慘の御生涯を過させ給ひしことを思へば、誰れか悲涙に咽ばざらん。然れども宮の功勳偉烈は、我國勤王史上に燦然たる光彩を添へ、長へに大和民族誠忠の熱血を沸かしむ。明治十三年八月三日勅して官幣中社に列せられ、八代城趾を卜して社殿を建設し、同十七年四月二十日、親王御鎮座の大祭を行はせられ。同十九年十一月十日、良成親王を御配祀として御鎮齋あらせらる。英靈日月と共に皇國を護り給ひ、神威昭々として浴く福祉を授け給ふ、實に尊き極みなり。

明治十七年四月奉納歌

寄 神 祇 祝

君か代は猶こそまもれ國のためこゝろ津久しの神のみやしる、  
 動きなきみよのためしと今こゝろうつしてあふくみやはしらかな、  
 君が爲めつくすこゝろのまことをは此やつしろの神やまもらん、  
 新宮をいつきまつれるもろ人の之のよこゝろを神ぞしるらん、  
 正二位 久 我 建 通  
 細川 韶 郷 室  
 從四位 長 岡 護 美  
 從五位 細川 利 屯

八千代までかゝやきまさんにい宮にうつしまつれる神のみたまは、  
 年をへし神のみたまもにひみやにしつめまつりていはふきふかな、  
 (以下略)

從五位 細川 利 義  
 細川 同 子

懷 良 親 王 御 墓

征西大將軍宮懷良親王御墓は、宮地村大字宮地字中宮にあり。土居周圍五十三間六合五勺、參拜所、御手洗所、參拜道等總面積二百五十坪八合八勺。宮内省の所管たり。明治十一年四月御墓と決定せらる。宮内省達左の如し。

熊 本 縣

其管下、肥後國八代郡宮地村悟眞寺境内懷良親王御墓ト申傳候場所、考證モ有之、御墓ト決定候條、自今墓掌墓丁差置取締可致、尤兆域之儀、區別見込相立、坪數繪圖面トモ取調可伺出、此旨相達候事。

但、墓掌墓丁申付候ハ、其年月日人名族籍年齢住所トモ記載可届出事。

明治十一年四月二十五日

宮内郷 德 大 寺 實 則



熊本縣布達左の如し。

甲第七十一號

八代郡宮地村ニ於テ、舊來懷良親王御墓ト申傳候場所考證有之ヲ以テ、今般御墓所ト決定候旨其筋ヨリ被達候ニ付、此段爲心得布達候事。

懷良親王御墓決定ノ概要

明治維新王政復古に及び、往時國家に勳功ありしものを祭祀せられ、殊に南朝に仕へ、王事に勤めたる、北畠、楠氏等を始めとして、我菊池氏も亦其榮典に與り別格官幣社に列せらるに當り、征西將軍宮は未だ御墓だに決定せられざるを遺憾とし、縣内の有志は往々宮の遺跡を捜査せしものありき。宮の御墓とて古來より傳へたるは、八代の悟真寺、上益城の水越、及筑後の草野、豊前寒宿雀の床、豊後の日田等なりし。

明治六年九月、熊本縣廳地理圖誌調方を命せられたる、八代藩士平子貞高、磯田正敬、佐伯專和の三人命を奉して征西將軍宮懷良親王御墓所考を草し、縣廳に提出したり。其要を略記すれば左の如し。

懷良親王延元三年秋、拜征西大將軍鎮撫西海道、以勘解田次官清原頼元爲傳、阿蘇文書 五條文書其餘鄉相多扈從焉阿蘇文書 菊池傳記十二月到讚岐國 阿蘇文書四年春懷良着豊後國柳浦、菊池武重迎之肥後。三月來菊池、中略。天授始

讓職於泰成屏居八代稱高田御所。弘和三年癸亥三月二十七日薨萬壽寺 過去帳年五十八、葬八代郡宮地村東谷。元中七年建一寺、號悟真寺。(中略)高田御所未詳其所在、高田郷豊原村有名菊池屋敷筑前町等、此近邊疑御所跡乎、郷相將士陪從親王宅居有四十餘所略。

悟真寺中宮山禪洞宗、能登國永平寺末寺、寺領三十石、中宮妙見社の封域にあり、延文年中建立。(中畧)此地宮の御廟所あり。開山は大原孚芳和尚也云々。

地志略曰、護國山顯孝寺は八代郡にあり、禪宗臨濟派、正平七年菊池武光、親王の命に依て、之を營建菊池正觀寺の開山大方恢和尚を藝祖とす、二代玉潤宗璨和尚は大原孚芳和尚と同學の人なり。(中略)

肥後國志曰、古麓城は其比名和氏が在城し親王御在城の事諸書に見えず、若古麓に御在居ならば、右城近傍に、御在館を設け、名和氏守護せしにや。又高田に宮園と云地名あり、里俗御館趾と云傳ふ、高田御在居の事はなるべし云々。

悟真寺住職より申出左之通。

一征西將軍供奉の士、五條良氏の遠孫柳川藩士五條岬、及び分家當國山鹿郡、醫生南條眞彦同道にて、安政六年未三月二十八日、當寺に參詣いたし、先年五條岬、祖父參拜致し、遠祖良氏位牌墓等當寺に有之供養致候趣傳有之由申出候處、當寺は、住職數代打換、右等之儀詳に相分不申候に付、右兩人立會、位牌精々探索致候處、朽壞したる古位牌の内に、文字も斷續纔に存し居候を、彼是取合せ無極宗



觀、正平十五年五條清原良氏と摸寫し得て、新位牌改造致し候、墓の儀は境内山中に無名氏の五輪塔  
其外數十基の古墳所々有之候に付、餘程搜索致候へ共牌名不分明にて、五條氏の墳墓是と確定難致、  
山中の古墳に禮拜有之、當寺に一泊、供養相願歸申候。

一筑後久留米千光寺に懷良親王御墓有之、法謚悟眞と號す、其來歴不分明の稜有之候由にて、當寺由來  
問合の爲、同寺使僧明治五年當寺へ罷越、由緒問合、御廟御像御位牌等參拜し、寺號も悟眞寺と有之  
如此御廟の眞蹟に相違有之間敷と申述歸申候。

又明治六年九月高田村松岡廉平の調へたる宮の御所考あり左の如し。

宮園 高田郷奈真木村にあり、征西將軍宮御所址と云、畝數一町余の地を宮園と云ふ、中に可畝餘  
の空地の内、今小さき地藏堂あり、此所を土俗傳て將軍宮の御殿址と云。

大城戸 宮園より東一丁許にあり、(以下略)

右は八代古址略記及土人云傳等に據り現今地名距離等荒増検査仕、錄呈候也。

明治六年九月

松岡廉平

當時縣廳にては是にて足らざる所あり、熊本藩士上野堅吾、小山多乎理、魚住勤、久米清淵、四人に調  
方を命せらる、此の四人は、熊本にて國典故實に通達せる人々にて、最至當の人選なりしなり。是に於  
て、皆命を拜するや、熱心に調査に従事せり。偶々明治九年九月二十日、教部省權中錄六村中彦、同省

權少錄櫻井成能、二人御墓檢覈の爲め來縣せり。翌二十一日、久米清淵等の調方四人を縣廳に召されし  
に、清淵外一名出頭會談あり、宮地村上宮山の古墳を踏査すべしとて久米清淵先導となり、縣の權少屬  
中山政説隨從し、出張官二人二十三日熊本を發し八代へ二十四日着、上宮山上なる古墳と、即ち中宮谷、  
當御墓とを檢覈し、且つ八代町醫王寺等を調査し宮の御墓は中宮谷の此御墓なるべしと考査し、六村櫻  
井の二人は歸京せられたり。

明治十一年一月、久米清淵が調書を差出たる書面左の如し。

征西大將軍懷良親王御墓再々考

征西大將軍懷良親王の御葬地御墓之事、本國八代郡宮地村麓山之内、悟眞寺の傍、中宮谷にある御墓、  
再度勘考奉啓せし如く、又此節一同被命たる小山多乎理、魚住勤上野堅五は神風黨の調も、中宮谷の今の御  
墓と勘考の通に候處、又同山の内上宮山と唱ふる所の今御墓より登十九町計上なる處、妙見陵と土人  
申傳たる二つありしを、若しは是にては無きかとの疑生したる折、役員も出張になり、清淵へも御墓所檢  
覈いたすべしとの蒙命、去年明治九年十月二十三日、教部省權中錄六村中彦、同權少錄櫻井成能、當縣權  
少屬中山政説と一同出張、二十四日上宮山上に到り踏査せしに、元四十年前見たるものとかはり、二つの  
古墳は一つとなり、其他二つ三つに分れ、一つの大なる墳は玉垣めきたる佛家の垣を結廻したり、古墳石



瓦疊揚げたるを少々刳穿ちたるに、古瓦石など積み重ねたる中より古瓦二つ三つ取揚げ一覽するに、古雅にして古代のものたる事うつなく、元弘建武よりは、遙以前のものなり、此古墳並小堂等の雑用の事は土人に問ふに、妙見社僧よりものする由、よつて深く勘考するに、此處は宮の御墓にはあらで、往昔古寺の有しか、又妙見の奥の院、祭祀の節旅行などにて有しか、山上十九丁嶮岨なる故自ら廢跡となり、その礎石瓦などのそこね散ほひてありしをかき集積重ね、かくなしたるか、墓のごとくなり、年經しまゝ古び、草は生繁りて、こたひ疑のたねと成にき、宮のお墓ならば諸事のごとくなり、年經ふべきに、さはなくて神宮寺よりものするは、宮の御墓ならぬことしるし、全く寺塔のあとなりと決定せり。

一、宮の中宮谷の御墓に至り、其邊所々探索して、御墓の前なる山畑を少し打平らげさせ見るに、大なる礎に柱穴を穿入たるか、顯出せしかは、是ぞ往昔悟真寺の跡、まかふかたなく、土人の口碑、其外、肥後志等、國人の著述の書に、悟真寺の傍に奉葬とあるに符合す、肥後志等に從ひ古廟前草木を切らず、牛馬を繋かず、汚をなせば、崇ありと云々、至于今土人も恐れかしこみ、諸人の囑仰も幾年か經たる、宮の神靈、爰におはします故なるべし、御法號の御寺も傍に存在す、旁此御墓實誠なりと確定す。

一、八代市中醫王寺に、宮の御父君並御母君の靈牌あり、故に參拜す、年古き牌板古雅にして、其代のものなることうつなし、其銘

登霞後醍醐天皇

遷化靈照院禪定尼

と並へしるし、牌陰に、延元四年八月十六日崩御、正平六年三月二十九日入滅、かく記しあり。されば此靈牌は、悟真寺にあるべきに、此寺に納有、由來を尋ぬるに、先年神宮寺廢寺となりし折、社僧此寺に持退、奉安置たりと、其轉住の僧の物語りなり。肥後志等に、宮地村洞泉谷之傍に親王父天皇及尊母の陵を募建し、又梵刹を開て顯孝寺と名付て、靈牌を安置す、寺今廢跡となり、悉地院の森と稱し、二陵のみ尙存す、土人字して王の墓、又顯孝塚と云、靈牌は神宮寺にあり云々。顯孝寺より神宮寺にうつし奉りしことは斷然しられて、今まで悟真寺の募寫の靈牌を後世のものなりと、先輩も疑惑なせしか今實を得て、疑を散しぬ。

懷良親王久しく此地に御座有し故に、御双親の御爲に顯孝寺御建立其の世の物も有りしまゝに残り、土人の口碑も高田御所に、供奉の郷相雲客の住地なりとも字多く。又菊池武朝申狀に曰、興國以後者武光奉成故大王入御、最初於八代城、自對治一色入道道猷父子之後云々。八代御坐の有無を論する先輩多により、宮地と申地名あれば、前將軍より引つゝき、御坐ありしか、今の宮地のことにはなき哉と爲考證のみ、畫面添ふ八代御墓榎敷の事、大略件々に述べたる趣にて、此外にも猶確證を探りもとむとすれど、其の比のもの絶わてなく、古文書實錄乏しうして、實蹟を得んこといとかたし、併今度仰事を奉し、其



實地に臨み、土人の口碑と、御墓の邊實蹟を探り得、又靈牌なりとの證得實なりとして奉録上候。恐惶謹言。

明治十年十二月

熊本縣第三大區四小區中田學校教員

士族 久米清淵

六十八年八月

熊本縣權令 富岡敬明殿

此十月二十四日、八代御墓檢覈を経て歸路、二十五日小川にて、熊本凶徒暴動の事あり、暫く調書見合、冬に至り認候處十年二月には、又々賊徒大勢川尻へ闖入、所々合戦、避難の際、書類紛乱、行方を失ひ漸く今般清書して奉啓仕候。

縣廳より右考證を内務省に進達せられし案文左の如し。

征西大將軍前宮御墓所再々考上進に付添書。

右御墓所未定に付去る明治九年十月、舊教部省より官員出張實地檢覈有之、粗鑑定も相定候趣承及候所其砌右官員へ隨行申付候、士族久米清淵より、別冊再々考差出候、右者左せる考徴にも無之候へ共、御墓所御檢覈に付、萬一の御參考とも可相成哉と、〇〇上進致候也

十一年二月五日發

長官

内務長官宛

右に依り明治十一年四月二十五日御墓確定す。

御墓掌

初代 墓掌 久米清淵 二代 守部 松岡道泰

三代 守部 竹原岩熊 四代 陵墓守部 石川茂房

明治十一年より墓掌墓丁は縣廳に屬せしが、明治十六年十月六日布達に依り、宮内省の所屬となれり。

征西廟 高本紫溟

海隅開幕府 天將出宸宮

草木威風偃 丹青遺廟空

懷良親王八代へ御在居の時は、妙見社中宮護神寺へ御參籠、天授七年には御母君三十年忌に相當に付親ら寶篋印塔を彫刻し給へり、其願文左の如し。

天授第七辛酉歲爲靈照禪定尼出離生死佛果圓滿也、乃至法界有情蒙平等利益矣。背面願主天心



叟雕巧禪秀比丘とあり。

此の塔は中宮社内に納めありしが、明治維新の比本社は妙見社に合併し、従つて境内區劃縮少し、其主要部を存するのみにて、其他は民有となりしが大正五年泉水開掘の時偶然此寶塔を發掘したるものにして、同八年八月宮内省より修理を加へられ、親王御墓に移し建てられたり。

懷良親王は晩年八代に御在居あらせられたることは、御小袖塚の舊蹟と云ひ、此の御塔御考妣の御靈牌等を以て認定するを得へし、斯くて弘和三年三月初旬よりの御不豫次第に重らせ給ひ、神佛の加護も驗なく、耆婆扁鵲も施すに術なく、曾て惱み給ひし御肩の傷さへ起らせられ、玉躰は日々消て春の氷の解くるか如く、今は金枝玉葉の御身を捨てられ、霞の上に神去りますべきとて、後の事とも仰置かるべしと御近侍の臣を御枕邊近く召させられて、今後良成親王を守護し、國賊を平げ勝を吉野に奏し、父帝の御遺詔に奉報すへしと仰せられつゝ三月二十七日午の中刻に薨し遊はされしとぞ。

嗚呼哀哉、北辰位高くして百將星の如く列すと雖、九泉の旅に供奉するの臣なく、萬卒雲の如く集ると雖、無常の敵は防禦することを得ず。只一壺の波に漂ひ暗夜に燈火を失ふに異ならず、御遺言に基き古麓城の北麓兔坂の下中宮谷に奉葬す。

是則ち現今の御墓にして、親王の御法名悟真大禪定門と謚し奉るを以て、元中七年良成親王の御令旨を奉し、菊池武朝一寺を建立し悟真寺と稱し、長へに親王の冥福を修し奉る。

大正七年三月懷良親王墓勤務陵墓守部石川茂房か宮内省諸陵頭に提出したる寶篋印塔に關する報告書及調査書左の如し

古塔發見に付報告

懷良親王御墓附近に於て、今般同親王御尊母靈照院禪定尼と刻せられたる寶篋印塔發見仕候處該塔は當御墓と御縁故を有せられ候如く考へられ候に付別紙右に關する調書柘本、寫真添付、此段報告仕候也。

調書

一、寶篋印塔 一基

石質火山石、臺及九輪は未發見、總高二尺にして、上中下の三段あり、屋蓋高八寸五分、幅一尺一寸一分方、篋五寸平方寸、臺高六寸五分、幅一尺一寸二分、上段には寶珠の納孔あり、篋には四面に𠵼𠵼𠵼𠵼の梵字、一面に一字づゝ刻し、臺石正面には、「天授第七辛酉歲爲靈照院禪定尼出離生死佛果圓滿也、乃至法界有情平等利益矣」の三十五字を彫刻し、背面には願主天心叟、雕巧禪秀比丘の十一字を刻せり。

一、寶篋印塔所在地。



熊本縣八代郡宮地村大字宮地字中宮二五二〇番地にして、大正六年十二月、宮地村大字宮地、字中宮田口嘉次郎所有地、地泉穿工中土中より發掘せしものなり、御墓を距る凡百間内外の所に在り。

一、塔所在地の沿革

所在地は宮地村大字宮地鎮座、縣社八代神社神幸所の隣接地にして、該神幸所は舊妙見社中宮の社地なりしが、明治維新の際、社殿取除け神體は本社下宮に合併し、神幸所となれり、而して發見地は中宮の境内なりしを、社地區劃改正の結果分割して民有地に編入せられたる所なり。

一、寶篋印塔奉納に付考證。

天授第七中略靈照院禪定尼云々と彫刻しある銘を拜するに、靈照院は、懷良親王の御尊母にして、藤原氏冷泉家より出てられ、中宮宣旨を蒙り玉へる御方なり。帝隱岐に御蒙塵の時、落飾し佛門に入らせられしことは増鏡に見へたり。親王は此の御方の御遠忌には經文御奉納等のことあらせられしは、肥前東妙寺に保存したるものにして確實也。本郡高田村に高田御所と云ふ所あり、征西將軍宮御在館あらせ玉ひし所と云ひ傳ふ。懷良親王は天授の始職を良成親王に譲り玉ひ、高田の御所に退隱せられ御在館あらせられしとの説あり。高田御所は、球磨川の南にあり懷良親王御墓より一里西方にあり、地勢北に球磨川あり東に名和氏が守る所の麓城を望み、

南には久多良木の諸城及び、菊池武士が佛門に入りつゝ守る二見の城あり、古麓の城主名和氏の勢力は肥後宇土附近及び球磨川上流十四里の地には相良氏あり宮方として大義を唱へて頗る要害の地を守れり、是を以て高田は安全の地なりと云ふべし。此時良成親王は菊池に於て御活動ありつらんも、動もすれば今川勢の爲め、御困難の位置に陥り玉ふことなきにしもあらず、然れば懷良親王は此の要害の地に御退隱あらせられしは菊池方面のことを慮り玉ひて、如此高田に留らせ萬一に備へられしなるべし。又一説には古麓城に御在城ありしとも云ふ。同城は建武以還名和氏の守る所にして、前は球磨川の奔流遙拜の瀨に臨み、後は八丁嶽の山岳天に聳へ、人吉の咽喉を扼し、北は八代平野を眼下に瞰視し無比の要所たり。城の北麓は即ち寶篋印塔を發見せし中宮の社地なり。中宮は四面山を以て圍み、溪水其前に流れ殊に要害堅固の地なり、此の社に附屬の寺院は天正の比、小西行長の兵火に罹り燒毀せり、親王は或は此寺院に於て佛門に入らせられしにはあらざるか。親王の神佛を尊信せられたる實例は枚擧に遑あらず。されば、此寺院にて御尊母御追懷の餘り經塔を建設し、其追悼を行はれたるにはあらざるか。天心叟なる願主は、親王の御退隱後の御匿名にてはなきや、大に考究を要すべきなり。親王御菩提の爲元中七年菊池武朝が建立せる中宮山悟眞寺は、元と護神寺と號し、妙見中宮社に附屬せる天臺の寺院なりしが、親王御薨去に付遺骸を納め奉り、親王の御謚號を悟眞大禪定門と奉唱するを以て、悟眞寺と號



し、曹洞宗と改めたりと云ふ説もあり。且つ親王御在世中、護國山顯孝寺を八代に建立せられ、御父君、御母君の御供養ありしが、南北合一の後、名和相良等の戦乱に依り、寺院を廢絶したるも、後醍醐天皇御移陵として今に存在し、御移陵の五輪塔は、天授の昔に彷彿たり、今里俗御小袖塚と稱して父天皇の御形見の御小袖を埋め、御追福あらせられたりと云傳ふ。斯かる傳説と云ひ、其當時の御靈牌と云ひ存在するを見れば、此の寶篋印塔は親王の御墓とは最も深き關係あるか如く考へらるゝなり。

(以下略す)

### 御小袖塚

御小袖塚は宮地村大字宮地字悉知院二千二百七十六番墓地内にあり。

境 内 南北八間東西五間、面積四十坪。

内玉垣三間四面、外玉坪周圍二十八間。

五輪塔 六基、中央に二基あり、前に平石を布く、

四隅各七基つゝ配置し、培塚の形をなす、石質は火山岩を以て造る。

玉垣は明治四十四年保存會を設け之を新設す。

外玉垣は大正十年十二月熊本縣より新設。

御小袖塚は昔征西大將軍懷良親王八代御在居の時、御父君後醍醐天皇及御母君靈照院の御追福の爲、御形見の御衣を埋め御陵となし御拜禮ありし所なり。地は大字宮地の東南に位し、大平山の中腹なる平坦なる所にあり。境内は近年民有墓地に屬し、其傍には妙見社僧神宮寺代々住職の墳墓あり。前は悉知院の廢蹟にて今は耕地となる。境内には榊及椿の古木あり。

御塚中央二基の五輪塔は、後醍醐天皇及靈照院禪定尼の御塔にて、四隅の塔は陪塚ならん。塔石古く綠苔に埋れ古色蒼然たり、以て當時を偲ふに足る。

大正二年一月、宮内省御用掛増田干信氏參拜せられ、此の御塚は嵯峨大覺寺御陵の構造に似たり、惟ふに懷良親王は、吉野の御陵に參拜せられたることなく、御幼少ながら御祖父天皇の御陵の形狀を彷彿かに覺させられ、斯く御移陵を築き玉ひしならんと云へり。

此の御塚を築き給ひて、其傍に護國山顯孝寺を建て御塚を守らしめ、御靈牌をも安置せられたりしが、其後顯孝寺は廢寺となり、悉知院と改めたるに天正九年十二月、悉知院は相良義陽に従ひ、響の原の戦に於て戰死したるを以て、什物は人吉に移し、妙見社宮司坊神宮寺の庵室となり、瑞龍院仙舜と云へる僧入庵せるに、小西行長の兵火に罹り焼失し、僅に御靈牌を負ひ奉り、避難して災を免れたり。後ち神宮寺に御靈牌を安置し、御塚は同寺より香花を取りしも、明治維新の時神宮寺は廢寺となり、御靈牌は醫王寺に移し、更に悟眞寺に奉安せり。御塚は熊本縣より史蹟として保存せらる。



○縣社八代神社

宮地村大字宮地字池尻鎮座

祭神 天御中主神

當社は舊妙見社と號し上宮、中宮、下宮の三社あり、下宮を以て本社とす、古は神佛兩部にて奉仕せしか、明治維新の際佛式を取除かれたり。

上宮は宮地村横嶽の頂上にあり、三室山と稱す、元明天皇和銅二年の創勅にして、桓武天皇延暦十四年社殿造營せられしも腐朽して今石造の小祠を存す、中宮より山上十八町を隔つ、然れども今は下宮を本社となしたるか爲に、只僅に妙見最初の遺跡を止むるに過ぎるのみ。社趾は三個の石壇あり、正面なるは方十五尺、左右のものは較々後方によりて各方六尺余、高さは一尺余にして切石一段並列す、俗に神廟と稱す。境内より布目瓦の破片を出す、社前三丁余南西の路傍に石燈籠の臺石と笠石と存せり。延暦の比北辰に献燈の儀行はれたり、此燈も恐くは其趾ならん、建仁九年、嘉祿元年、建長四年、文永十年、徳治二年の五回修造す。

中宮は、永暦元年三月十八日、從五位上肥後守平貞能勅命を奉して造營するところなり、願文左の如し。

肥後州八代妙見中宮御願文敬白、

奉被降宜旨建立妙見大菩薩社檀一字、石此砌者後青山面碧水中略南北十丁東西一里之間也、其流不過數步、到彼岸纔可一町、妙見慈現之前、動殺生命伽藍境之畔、長卜狩漁云々。(以下略)

永暦元年庚辰三月十八日

從五位上行肥後守貞能朝臣敬白

中宮本尊は妙見來朝の神体立像、長六寸五分とあり。此の外に、千手觀音、愛染明王、不動明王、の三體を安置しありしが、維新の際悉く取り除け、佛体は現今八代町醫王寺に安置せり。

妙見社は、上宮、中宮、下宮の三社ありて、各建立の時代を異にす。上宮は寶龜二年創立にして、延暦十四年社殿の再興ありし。中宮は永暦元年の建立なるは前陳の如し。下宮は即ち本社にして、後鳥羽天皇の勅願に依り、檢校散位大江朝臣高房か建立せし所、肥後守貞能四十余町の神領地を寄附し、又應永年中には八代の地頭職名和氏より、田地七町三反三畝を寄附せり、其他代々の領主より領地を寄附して、七十余町を領せしが、天正の比小西行長の爲めに沒收せられたり。中略古は一ヶ年百二十度の祭禮を行はれ、采地四十八町九反を領せしと云ふ、其神領左の如し。

一田地 十二町六反八畝、

年中百二十度祭禮料。

一田畑 八町五反二畝、

社家領地屋敷分。

一田畑 十九町三反、

十五坊領地屋敷分。



一田地 五町、

年々社内修覆料。

一田畠 二町六反、

番鍛冶領分。

一田畠 八反、

檜物屋敷分。

以上

八代郡所々にありしと云ふ。

其他名和氏、相良氏等相尋て神領を寄附せられたるもの左の如し。

一田地 七町三反三畝、

益城郡の内所々にあり。

應永三十一年伯耆幸千代寄附。

一田地 五反、

益城郡豊福村にあり。

長享元年相良爲續寄附。

一田地 九反一畝、

益城郡豊田村にあり。

享祿元年相良長每寄附。

一田地 三反三畝、

八代益城兩郡の内。

一田地 三反、

天文七年相良長種の同家中蓑田某、北原三郎左衛門尉、内田大和守、山野井伊豆守寄附。

天文九年相良義重或は義滋寄附。

八代郡扇の江にあり。

一田地 八反、

八代郡小柳村にあり。

天文十六年相良治弘寄附。

以上合十三町一反四畝。

總計六十二町四畝の社封ありしと云ふ。

天正十六年小西行長領内の神社佛閣を毀つ、當社亦其災に罹り且つ神領も奪ふ所となる、加藤清正の時に及び社殿を再興し祭事を復興す、其後加藤右馬允正方内陣の厨子を寄附し、又寛永九年燈明料として田畠八反四畝を寄附せり。

境内に三層の多寶塔ありて精巧絶雅、飛彈工匠の作と云ふ、小西も其精巧を賞して壞つ能はさりしが、明治維新の際神佛分離に際し之を解き除きたり。

寛永九年細川氏肥後に封せられ、三齊忠興八代城に在り、一日當社に詣て、神寶を拜觀せしに、其四寅劍に二つ引轡、九曜星の彫刻ありて、當社の紋章と細川氏の紋章と同一なるを以て、大に喜び國家守護の神靈也とて崇敬淺からず、寛永十三年丙子十月二日神輿を寄附し、其天井には雲龍を畫かしめられたり、其他社殿の修覆をなし、領地百石を寄附し、廢れたる祭典を再興し古例に改めらる事などのごとありし。其後貞享元年十月宮地村に於て社領として二十五町二反八畝歩を寄附せらる。元祿十二年八代城主松井壽之拜殿及幣殿を修造し、又寛延二年松井豊之修造を加へらる。



万治元年松井佐渡興長松崎村新地を築き、墾田三十畝を寄附せり。  
万治三年細川綱利神殿を改修せらる。

當社は元大宮司を置き十五坊の社僧ありしが、天正十六年小西行長の爲めに退轉し、大宮司及十五坊を廢せり。加藤氏の時に至り社司、檢校、巫、御供屋、承仕方六人、土器屋、薦祝部、掃除方、笛吹、射手等を復舊し、寺院も神宮寺、院主、一乘坊の三寺を再興せしか、明治維新の改革に依り寺院を廢し社司のみとなし、其他の社家は悉く解かれたり。明治四年祿制改革に因り領地及山林は上地となし、縣社に列せられ同時に妙見社を改めて八代神社と號することなれり。現今の建造物左の如し。

- 一神 殿 二間四尺七寸 五間一尺七寸 壹棟 三棟破風造 葺 加藤氏再興、細川氏修造、
- 一幣 殿 一間四尺方 壹棟 瓦 葺 松井氏修造、
- 天一拜 殿 五間一尺 三間 壹棟 柿破風造 葺 松井氏修造、
- 一廊 門 二間五尺 二間二尺 壹棟 瓦破風造 葺 松井氏修造、
- 一廻 廊 三九間尺 三間 貳棟 瓦破風造 葺 右左
- 一神 輿 三二間 壹棟 瓦 葺
- 一社務所 十二坪五合 壹棟 瓦 葺

八代町字德淵町寄附

- 一石鳥居 巾三間 壹基
- 一手洗舎 壹坪五合 壹棟 瓦 葺
- 一材木小屋 三九間尺 壹棟 瓦 葺
- 一神 輿 六面六尺 壹座

細川氏寄附

末社左の如し。

- 一隨神社 二尺一寸 三尺五寸 貳棟 粉 葺
- 祭神 豐盤瀧神、櫛盤瀧神、神體木造、
- 一大宮神社 一間三尺六寸 五尺五寸 壹棟 粉 葺
- 祭神 日本武尊、橘媛命、神體木造、  
舊號 赤見社
- 清和天皇貞觀五年鎮座、 祭日 三月七日

- 一稻荷神社 一間一尺 五尺六寸 壹棟 瓦 葺

- 祭神 保食神

- 祭禮

田植神事、 一月三日、  
小 祭、 六月十七日、



大 祭、十一月十八日、

大祭式典左の如し、

一 神饌幣帛供進式、

一 神幸式、

一 還幸式、

神幸次第左の如し、

- 一、神、
- 二、阿須波神、
- 三、獅子、
- 四、花 奴、
- 五、木 馬、
- 六、鉄砲(今欠く)、
- 七、幣 帛、
- 八、神 馬、
- 九、弓、
- 十、對ノ鏡、
- 十一、長 刀、
- 十二、十文字鏡、
- 十三、太 刀、
- 十四、翳、
- 十五、隨 身、
- 十六、神 輿、
- 十七、神 職、
- 十八、式、飾 馬、
- 十九、傘 鉾、
- 二十、龜、

祭事の沿革、

文治二年當社創立以後、名和、相良氏等の領主崇敬淺からざりしが。小西行長の棄佛以來廢頽に歸したるを、加藤氏以來稍復舊し細川氏は社家の裝束に至る迄寄附し、祭事を嚴かにし惟一神道を用ひて古來の祭禮に改めしか、不祥の事ありて又元の如くに復せりと云ふ。祭日には細川家より警固

の武士を出し、郡代諸役等祭日の前夜より出仕し、頗る莊嚴なる祭典なりしが、明治の新政より此事を止められ、爾來氏子崇敬者の尊崇に因り、祭典に關する式典は從來の儘之を改めず。明治三十九年の勅令に依り神饌幣帛供進の制度を設けられしを以て、本縣より例祭及祈年、新嘗の兩祭には神饌幣帛供進使を參向せしめられ、彌神事を嚴かに執行することなれり。

大祭には古來八代町全町より獅子、傘鉾、龜等の奉納をなし、氏子よりは神馬、飾馬等の奉納あり、松高村よりは花奴行列の奉納ありて、毎年絶へたることなし。大正十二年より八代町に神幸、十一月十七日發輦、同夜頓宮に一泊、十八日未明本宮に還御、更に中宮に神幸さるゝの新例を作れり。社寶の重なるものを擧ぐれば左の如し。

- 一、四寅劍。長一尺一寸三分、刀身に星形朝鮮古代文字、梵字等の金象眼あり。
- 一、後柏原院短冊。
- 一、傳教大師筆經文。
- 一、細川幽齋筆連歌。
- 一、正 平 革。
- 一、神 木 楠、一本。

四圍石玉垣を繞らす。

不知其始、不知其終、千載之下、枝葉繁茂、嗚呼靈哉矣と刻す

天正九年十二月古麓城主相良義陽出陣。首途社參の際、軍旗一旒此木の枝に掛れりと云ふ。



妙見社花奴の話

文化七年松江村虎右工門と云へる者、江戸に於て諸大名の行列花奴の法を習得して之を加平に傳へ、妙見社の祭事に仕へしむ。虎右工門の甥林七は高子原の者なりしが之を習得、花奴を譲り受けて妙見社の行列年々怠らす。此の花奴は一子相傳にして、高子原に他村より養子に入りたるものは之に加へざるごと一村の規約にて、明治維新迄は松井家の支配に屬し、頗る名譽ある行列なりしと云ふ。

獅子樂ノ由來

(原文ノママ)

當所ノ鎮守白木社妙見宮御祭禮ノ節御行列ニ連リシ獅子樂ノ發旦ヲタツムルニ、一ト昔本町ニ住シケル井櫻屋勘七ト申者、船商賣ヲ家業トイタシ、諸國ヲ渡海イタシケルガ、就中長崎表ニ專ラ渡海イタシ、今日ノスギワイシケルガ、アルトキ長崎沖ニテ風波ハゲシクテ、異國近邊ニ吹流ガサレ、己ニ船ヲクツガヘサントシケル由、勘七ハ兼而妙見宮ヲ信仰イタシケル故、妙見宮ヘ誓願ヲ立、則髮ノモトドリヲ切り、一心ニ信仰シ、暫シマドロシケルガ、不思議ナル哉、夢トモナクウツ、トモナク空中ニ一陣ノ雲發リ、妙見宮ノ御神體アラワレ給イ告テ曰ク、吾ハ則白木社妙見宮ナリ、汝ハ兼テ吾ヲ信仰致スニ依テ、汝ヘ授クルモノ有リト、則獅子樂ノ一マキヲ不殘御口寫ニ授ケ給ヒケ

ルガ、御言葉終リケルト覺ヘシガ、其儘御神體ハ消失玉イタル、勘七ハ夢覺サメテ不思議ナルカナ、今サツケ給シ獅子樂ノ囃子始末殘リナクキ、覺ヘシ故ニ自書記シ、夫ヨリ程ナク歸國致シ、ソレニ獅子樂ノ道具等ヲ相調奉納シケル、夫ヨリシテ今ニ相傳リケルトカヤ、其故如何トナレバ、往古天笠靈鷲山ニ於テ釋尊法花經ヲ説キ玉イシ時、女男ノ獅子王顯レ出テ、其毛色赤黃ノ二色ニシテ、則陰陽ヲカタトリ、釋尊法花ヲ説キ給イシ時戯レ遊ビ、キンシユナリトイヘテ微妙法花ノ御名ヲキク解脱ヲナシテヲノヅカラ戯レ遊ビナストカヤ、已而羅漢尊者達ノミモトニテ日夜朝暮絶間ナク戯レ遊ビナストカヤ、サモ嬉シゲナル有リサマナリ、其爲躰ヲ天笠ヨリ傳ヘ聞テ、唐土ニテ羅漢獅子ト号テ、獅子樂ヲ作り子供ノ戯遊ビニシケル由、則白木社妙見宮ト奉申、御神體ハ勿躰ナクモ昔唐土白木ノ國ノ大王子ニテマシマス由、其王子兼テ北辰尊星ヲ御信仰被遊由傳聞ク、其故ヲ以テ吾朝ニテ白木社妙見宮ト奉稱由、北辰尊星ハ則法花守護ノ尊星ナルガ故ニ、右ノ獅子樂ヲ奉備ナラバ御感悦モ有ルヘクヤト、御神事ノ節ヲ幸トシテ御行列ノ道樂トナシケル、夫ヨリ干今相傳リ毎歲御祭禮ノ節、井櫻屋ノ一統世話ヲ致シ、御神事ヲ賑々シクナグサメント而已シケルトカヤ。

右獅子樂ノ秘密ヲ具ニ記シ置、決而他見無用タルベク也。

明和三年十月井櫻屋儀衛門ヨリ妙見宮御祭禮獅子樂等ノ書付ヲ、惣別當善十郎ヲ經、町奉行本島次左衛門、角田九兵衛宛上聞ニ達シケル、文中ニ



樂ノ品々少々宛仕更繕等仕、今年迄七十六年不易ニ勤來リ申候。

御町奉行仲井藤大夫様、本島五兵衛様ヨリ被仰付候者、獅子樂等ノ儀勘七一人ノ世話ニテハ若後年可及退轉ニ事茂可有之哉、御町中ニテ心被付候様有之度被爲思召候旨被遊御意候由ニテ、以來者惣御町中ニテ寄附ニ仕可然段被仰渡候、依テ惣町中ノ執計ニ相成今以相續仕候。  
羅漢獅子の舞方は、細工町長府屋兵衛門研究し若者共に教へて、元祿四未年初めて妙見宮御祭禮に行ひ、以來毎歲相勤む。

妙見宮御祭禮の節、飾馬、傘鉾、其他奉納物中獅子が先途に起つは、御道筋を淨め舞ふ場所を一週するは七五三を張り幣の形に舞ひて參詣人の穢を拂ふ意味なりと。

獅子歌

筑紫瀉美を八代の、浦々をこぎ出れば面白の、眺こなる産島や、汐干に海士のいさりする、弓手に見ゆる大島の、はなれて近き高島や、大悲の影の明けき、いさこも白き白島の、潮みち鳥の聲高く、哀れ身にそふ鼠藏島、船寄せて汲む水島の、四方の眺やこがう島、通ふ心の妹脊鳥、深きわけある加々島は、汐の干瀉も見へわかぬ、昔けいこふ天皇の、筑紫御巡りまし／＼て、日も鳥羽玉になりしかば、御船を寄する便りなく、此の加々島の沖中の、火の光りを目あてにて、二見の浦に

着き玉ひ、所の漁父に問ひ玉ひ、何の火なるとたつねましますに、しらぬ火とぞ答へけり、不知火の筑紫の海の朝ぼらけ、月ぞ残る景色かな、指折かぞふ三つの島、心つくしや築島かきり、昔の人の植柳、賤かしわさや麥島の、鏡の池の一つ鴛鴦、たのが姿を妻として、おしの雄の、思ひぞ深き八代の、町の中島ふみわけて、獅子のはやしや本町の「合」の去程の玉に狂ふや女男の獅子、万代もかはらですめる君か代の、古き宮地や白木社に、二つのしゝのたわむれて、千代も壽く神無月。

于時文政七年菊月吉日

奉納

作者 東 鈍 辨 齋 潜  
手附 稻 崎 檢 校 秀 都

神宮寺縁起抄

白木社妙見宮は、後鳥羽院天皇の勅願に依り、文治二年十一月十五日檢校散位大江朝臣の建立する神佛兩部神社なり。本尊は十一面觀音不動辨財天なり。妙見の託曰く、釋迦、彌陀、觀音、地藏、金剛、藏王、虚空藏、大威徳は我が護神なり、帝釋天、吉祥天、辨財天は我が化身なり、種々に現するか故に七体妙見と號す、或は班足王となり、摩醜首羅と顯れ、俱生神、三寶荒神と變し、上天大乙神と現す、天に在ては北斗尊星、漢土にては眞武上帝となり、又白木山神と生れ、神變を以て



目深、手永、早足と云ふ三人の形を現はして、本朝四十代天武天皇の白鳳九年明州の津より龜蛇に駕して、當國の八代郡土北郷、白木山八千把村竹原の津に着、此所に仮に鎮座三年、其後竹原津より益城郡小隈野村、千代松ヶ峰に移る、今其所を白木平とひふ、此地に九十年鎮座あり。孝謙天皇寶字二年或ハ寶龜二年八代郡横嶽に移り、石上にある數年、桓武天皇延暦十四年社殿造營す、今の上宮之なり、是本朝妙見を祭る權輿なり。

古は宮殿堂塔壯麗を極め、天臺の社僧八坊、眞言の社僧七坊にして、所謂顯密の學侶十五坊ありしと云ふ。上宮本尊は大日如來、彌陀、釋迦の三体、中宮の本尊は千手觀音、愛染明王、不動明王の三体なり。

○靈符 神社

宮地村大字宮地赤土山鎮座。

縣社八代神社の末社なり、北辰星を祭る、神宮寺造營と共に勸請せられしか、維新以來社殿荒廢に歸したるを以て、大正九年奈良縣生駒郡三郷村吉里田興道、泉州貝塚、種子島源兵衛願主として再興せり。神殿、拜殿各一棟、石階百二十級あり。

靈符緣起集説曰。

抑北辰星と云ふは天すでに開闢けて圓なる物現す、其中に一点の御神坐す、神道には是を國常立

尊と申し奉る、此一点の星又陰陽を生す、日月是なり、此星又五を生して五星と化し、五行となる、是を神道にては地神五代と申す、五行生して人間生じ、この星又七を生して七星となる、されば人間の生する處は五星化し來つて人となる、根元は一点の星、太一の靈光、天降つて人に命す、此星人に命して一身を守り玉ふ之を運と云ふ、又一身の主を心と云ふ、其太一、五星を列ねて一身に備はる、故に一心に五常を含む、仁、義、禮、智、信と云ふ、儒は明德、佛家は佛性と云ふ、又一又七を化して七七情となる、喜、怒、愛、思、哀、惡、欲、一心より起る、人はしばらくも天を離れず、故に天に従ふものは存し、之に逆ふものは滅ぶ、故に人としては北辰尊星を祭り、天恩を報し、運を長ずるを人間の大道と云ふなり。

吾朝にては推古帝の御宇、百濟國聖明王の子、琳聖太子渡來して専ら此の法を弘めしと云ふ。又朝廷にては、延暦遷都の後始めて之を行はる、之を北辰祭と云ひ、靈符星王の大法は、禁中御修法の一となれり。

靈符は七十二道あり、太上秘法、鎮宅靈符は漢孝文帝の時より行はる。神仙傳に曰、孝文帝弘農縣の界に至り、三愚の宅の豪富なるを怪みて其主を呼て問ふ、彼者答曰、姓は劉、名は進平、道士に靈符の法を授かりて之を行ふ、十年にして大富貴、二十年にして子孫繁昌、三十年にして必白衣天子宅に入ることあらんと云ふ、孝文帝信して傳て天下に施すと云ふ。



夫靈符は七十二道ありて、鎮宅の方術なり、國家安全の符法なり。七十二は先天の八卦に、後天の六十四爻を加へて七十二とす、卦成て符を現はす、信修すれば災を除き幸を興ふ。吾國に於て靈符の七十二全備したるものなし。正平六年六月一日古閑村の橋上にて此符の金版と御免革の形を得たり、之を妙見社の神庫に納む。天文年間宮原城主橋公忠修理を加ふ、現今靈符神社神殿に納む。享保十三年冬靈符の像を法皇御所に献して感賞を蒙り、方金五星と其他各宮殿下の染筆を賜ふ。

靈符は妙見神と同神にして、陰陽道より祀りたる神体なり、太上秘法、鎮宅靈符と題し、中央に靈符神を表はし、蛇龜相交の臺座を圖し、二童子を脇侍とす、其下に七十二の符を印したるものなり。明暦元年豊臣（松井）興長本社に祈願を籠て松崎高子原の新地を築造し、其報賽として壘田を寄附せらる、其壘田の記左の如し。

### 八代壘田記

夫八代之爲地也、東有崇山峻嶺、遠界求磨、日向之險路、北有千村萬落、遐臨宇土河尻之驛程、南接薩摩州里、西隣天草島嶼、既是旅客交集之船津、而強國守禦之邊域也、從來擇家而令監城郭守社稷者良有以哉、然今城守者佐渡守興長姓松井氏豊臣長岡之族也、原以東照大權現在位之日、源朝臣

細川氏前參議三齊忠興君令子越中守忠利君、賜封於豊前、豊後兩國、而移自丹之後州、分處小倉、中津兩城、斯時家臣松井氏前佐渡守康之、同子息長岡式部少輔興長、恭承欽命而監城於豊後國速見郡木付庄、是則康之在丹後時、守熊野郡久美城之先規也。天正之昔、康之蒙太閤秀吉公之寵渥、而天下之諸牧相共駢肩、東征西伐、康之到處無不平夷者、書之所載口之所傳、雖爲樊噲伯顔之勇、亦何異焉、秀吉公賞功之餘、文祿二癸巳十一月十一日眞下朱印割城州之地二個所、以爲戰馬勞役之扶助、慶長十七壬子昏孟三日康之易簣、嗚呼惜哉。爾來興長稱佐渡守、敬止木付城多年、緝熙於先考領域務之地者于今不墜、天下之士太夫尙難得王畿一所況於諸牧之臣乎、唯不榮賀松井之家乎迄大猷院幕下治也、感激細川父子之忠義、辱浴恩澤于肥之丁州、肥者大國也、苟難以一朝忠而任其守所謂住尊名存者見可矣、使寛永九壬申臘月九日、忠利君父子郎從乘肥馬、衣輕裘而入肥後國、三齊雅翁居八代城、忠利君守熊本城、寛永十八年辛巳春三月十七日忠利君不幸而薨、追号妙解院殿嗚呼哀哉、士民慟哭如喪父母、三齊雅翁八代居城十四年、政通民和神殿僧坊斬新復舊者夥矣、不意道俗頌椿齡之聲、忽變薤露之唱、正保二乙酉十二月二日竟天命矣、諡曰松向守殿嫡孫前肥後守光尙君听訃音押悲淚以閉幕下、幕下以喪老臣、深傷尊懷特命光尙君、令興長監八代城、是亦遂例於守木付城者也。正保三丙戌仲秋十二日、興長來八代城、其爲人也剛直内弼禮義、外彪以境内之老若、國中貴賤無不慕德服威、下民有稼穡之業、則薄私役而竭力於溝洫、衆人有疾病之苦、則撰良醫而盡心於藥湯、撫育士民之政庶



千古之仁者也、因茲農夫懷惠移家、商侶潤利富屋者、年年不爲少矣、或植松竹於城郭、期榮于千年、又修堤堰於海河防難于今日、是皆不可國家之先務而不爲執事之任者也、其風流也者招賓於亭中、手點鳳團而樂盧舍之風、構埒於厩外、自見龍種、而講王良之御轡、是慶長年中凶徒石田氏等有謀叛之企、于時興長十九歲也、從軍于濃州關原、爲幕下爲刺使輕命被創者衆目之所視也。又寬永十四丁丑冬於肥前國有馬地、耶蘇宗門蜂起、肥後天草島之島民亦過半陷溺焉、其勢漸強大而不可容易、挫是時忠利君參勤于武陽、光尙君在國自帥士卒先欲代无少長岡式部少輔等之爲之先驅而馳、島民間兵至而潛逃島原、我軍少間去屯河尻、日未幾而後進征帆於島原、斯時興長逐日而發向彼地、然後忠利君奉上命、回國頓奮大軍鼓艦以渡有馬、主從父子相爲設堅陣之備、運落城之籌、興長父子司一陣而決然不撓、佻身矢石、比命塵芥、忠利君歸陣之日、賞武功而霜又並黃金於興長、且又至家老者拜領兵器感荷之矣。慶安二己丑臘念六日及光尙君辭世、号眞源 院殿興長思嗣子幼而難立、寢不安座、食不甘味於戲盛哉、幕下聖德恤孤、夙使綱利君立而保我子孫、黎民家臣等何以獲奉上报也、生當慚斫樹无當効結草特忘白首之心、往克完熊府還克沾八代者、唯興長之功也。今也國家無事士民安息、粵興長父子相攸於松江海士江之誼、而將築海涯關新地移餘民遺後世、廼使時奉行山本源五左衛門尉勝守、普請奉行下津半助一明、橋本角左衛門尉定勝等、而委新地之諸事、三人可命之後、蚤作夜思早以農隙出令、郡鄉竹木集土砂山積、竟以明曆元乙未十一月廿二日首之松江村一千余間之塘、同廿五日築終、翌日

蟄江村築始五百余間、全廿七日尾之、前後纔六七日而就矣。情視之海涯汪洋如万頃、坡倚潮漲風烈、則濁浪挑空、晴日隱曜、孰敢築之防之有哉、雖然速畢其功者、奉行勞心盡術、縱橫奔走而勵數萬之勢力也、如稱城守日々領糧米、時々投酒食、是則所以憐察衆民之凍餒、衆民亦溫存城守之惠情而雖勞不怨者也。興長墾田之旨以狀達、大守細川綱利君遠在江戶、具聞築塘之事、嘉以爲國家之榮。明年丙申之春餘民負來犁而移此地、放牛馬深耕墾疇哉、雲雨隨時、水流不乾、其田美而少秕、移民云富。同年又於古賀村開地者六百三十有余間、仲冬自廿二日至廿六日成功、三個所都言之則二千有余間、其稻田幾千畝乎今成一邑、名松崎村。傳聞漁陽太守張堪於狐奴間開稻田八千頃、使耕種之民而殷富功業、倭漢可同日而談也、蓋陰寒之時雨雪不曾降、蛟龍不作怒者、城守之剛直徹神慮、合人情者歟。明曆三戊戌春、封墾田之內、膏梁之地三十畝、以充白木山神物、是感新地之成功緣神助也。願廣地難民者仁之端也、守城主孤者勇之至也、宜哉舉興長以擇八代之城守、社稷之臣小僧職于妙見宮者數年、未嘗不見此盛事而無感喜也、因忘固陋聊聞松井氏之由來並述爲墾田記、且納入神殿、准盛德不可誼之儀、仰冀國泰民安、城守保千秋万歲之算、風調雨順田家發九穗兩岐之歌、旨

万治元戊戌冬十月之吉法印良尋書神宮寺



神宮寺址

白木山神宮寺は、天臺宗にして妙見社宮司坊として宮地村大字宮地、字池尻にありし。現今の宮地小學校は則ち其寺跡なり。

當寺は桓武天皇の御宇、延暦年間の創建にして、開山は慧覺僧都とす。天長八年七月十五日入寂。當寺は比叡山正覺寺院の末寺にて天臺宗の巨刹なりしが、延暦年間上宮造營の時神佛兩部の社となり社僧奉仕せり。

往古は何れの地に建立せられしや不明なり。妙見社には十五坊の寺院附屬せしが、神宮寺は實に其第一の主坊たりし。文治二年妙見社建立せらるゝや、神宮寺を妙見社の傍に移す、大阿闍梨法印良澄執行職たり。王朝時代は宮地村一圓を領し、名和、相良等の寄附を合して六十二町を有せしが。天正十六年小西行長の沒收する所となり、神宮寺を始め十五坊悉く焼却さる、加藤清正の領となるや復舊し寛文の比に至り、法印良尋諸檀を勧め神宮寺、院主、一乗坊の支坊迄再建す。神宮寺には法印仙舜の時、悉知院に奉安せる後醍醐天皇の御靈牌（征西將軍宮御作）を奉遷し、爾來三百年奉安し來りしが、明治三年兩部の制廢せられ、當寺も廢寺となりしかば、佛体及佛具は八代町醫王寺に移さる、而して諸堂、山門、庫裡等悉く解除せり。

一乗坊は白木山と號し、天臺宗比叡山正覺院の末寺にて、妙見社奉仕の脇坊にて神宮寺之を支配せり。其建立年代詳ならずと雖、神宮寺と同時に創立したるものならん。天正の比小西行長の爲め破毀せられ、寛永年間再建し、明治維新の際廢寺となれり。舊址は宮地小學校門前、國道の南側に當りて今は民家の敷地となれり。

院主は普門院白木山と號す。眞言宗高野山丹生院末にして、妙見社の脇坊院主の役を勤む、神宮寺之を支配せり。開基年代不詳なりと雖、妙見社建立せられし文治の比に創始せしものならん。十五坊の内眞言七坊の司にて、上宮創立以來の社僧なり。社領百石の内八石を領す。天正の比小西か爲めに堂宇烏有となりしが、其後加藤、細川兩氏に依り再建せられ、明治維新の際神宮寺と共に廢寺となる。當寺の住職阿度靈光は八代町醫王寺を再興し、住職となりしを以て、妙見社及神宮寺等の佛体及佛具多くは醫王寺に移されたり。寺跡は宮地村大字小畑にありて、今の國道と懷良親王御墓參道との分岐点角屋敷なりし。

妙見社神宮寺の十五坊は左の如し。

- 増行坊 財徳坊 一乗坊 樂善坊 覺音坊
- 長善坊 正林坊 (以上神宮寺を合し八院は天台宗なり)



休樂坊 寶林坊 福仙坊 覺乘坊 成滿坊  
 常樂坊 常林坊 (以上七院は眞言宗なり)

妙見社奉仕神主緒方氏は、緒方神左衛門と稱す。緒方三郎惟榮の後胤、始め大神氏と稱す。神左衛門永祿年間卜部神道の傳を吉田兼右より傳授す。其子正六位惟勝、其子惟次、其子和泉守惟秀、其子左近太輔惟延、出雲守惟昌、播磨守惟盈、大和守某、權の守、陸奥守惟宣に至る迄、代々妙見社の神官たりし。天正十六年六月小西行長領内の社寺を燒毀し、妙見社も其犯す所となり、神官僧侶を追ふ。神宮寺法印仙海、増行坊、休樂坊は球磨に遁れ、緒方惟勝は薩摩に遁る。行長は遂に妙見社神殿を宮地村字石原に移して、天主教の寺院となす。

石原は宮地村字池尻にあり、文政二年麓川開鑿の際井手向となり近年に至り、佛体、土器等の諸品數度土中より發掘せり。井手の屈曲せる下流の向に當りて荒神森あり、これ天主教の跡なりと云ふ。

妙見社神宮寺歴世系譜

開山慧覺僧都、延曆十四年開基  
天長八年七月十五日遷化、  
 智俊法印、貞觀二年三月十四日遷化、  
 灌徵法印、寛平元年十月二十八日遷化、

仁海法印、年号不詳正月十四日遷化、  
 中興慈惠大師、永觀三年三月三日遷化、  
 良澄法印、正治元年十一月二十三日遷化、  
 賢海法印、元仁元年七月日不詳遷化、  
 靜慶法印、寛文三年正月八日遷化、  
 運仙法印、建長六年正月八日遷化、  
 忠宴法印、文永九年五月七日遷化、  
 長照法印、正應五年九月八日遷化、  
 龍靖法印、正應五年十二月二十五日遷化、  
 秀勝法印、永仁五年四月十七日遷化、  
 永辨法印、文保二年八月日不詳遷化、  
 安辨法印、正平四年正月二十日遷化、  
 胤聖法印、元中元年二月十四日遷化、  
 千妙院辨明法印、應永十四年八月十四日遷化、  
 慈胤法印、永享四年九月二十日遷化、



慶深院慈雄法印、寶徳二年六月二十四日遷化、  
 智興法印、延徳三年二月十五日遷化、  
 靜仙法印、大永三年八月二日遷化、  
 仙觀法印、元龜三年六月十四日遷化、  
 瑞龍院仙舜法印、文祿四年十二月八日遷化、  
 仙海法印、慶長九年五月七日遷化、  
 良舜法印、慶長十一年八月二十五日遷化、  
 積善院良珍法印、元和九年十二月二十四日遷化、  
 妙徳院良圓法印、萬治元年五月十七日遷化、  
 法幢院良尋法印、元祿四年八月十七日遷化、  
 久遠院辨昌律師、享保四年正月十一日遷化、  
 究竟院良任法印、享保十二年八月二十四日遷化、  
 法淵院良心法印、寛保三年二月二十四日遷化、  
 梵輪院良金法印、明和二年九月七日遷化、  
 眞如院良玉法印、明和六年十二月十日遷化、

圓教院良錦法印、天明六年八月二十四日遷化、  
 泥洹院良苗法印、文化五年十月二十八日遷化、  
 靜妙院良實法印、文政二年三月五日遷化、  
 十妙院良如法印、文政八年十二月五日遷化、  
 三光院良達法印、天保六年九月三十日遷化、  
 蜜乘院良圭法印、天保九年十月朔日遷化、  
 觀行院良照法印、弘化二年五月十一日遷化、  
 是心院良諦法印、明治二年正月二十七日遷化、

○郷社松井神社

八代町字北の丸鎮座。

祭神 松井康之公、松井興長公。

由緒 明治十四年十月松井氏の舊臣竹田之定、千葉退芸、井上秀啓、以下五百余名及松井氏に  
 因ある者皆康之、興長の功名英武を思慕し且其累代の恩澤を感懐し、是を官に請ふて創  
 建したるものなり。



例 祭 十一月一日、三月十八日  
神 域 七千八百三十六坪。

元と北の丸と稱し、三齊公の老せられし以來、代々退隱の別業として用ひられ、今尙東北方に假山泉石あり、多數の躑躅樹を存し、花時の殷紅宛然緋粧を舖くが如し。南方に臥龍梅あり、老幹根脚蟠屈して其狀蛟龍の起伏するか如く、石枝鉄梢、横斜錯出、雅趣奇觀、又名狀すへからず、東風一たび到り萬蕾綻ぶるの朝、芳香馥郁として四邊に漲り、人をして羅浮山下に遊ぶの思あらしむ、傍に石碑あり、碩儒名和範藏の選文を刻す。

臥龍梅 碑

老幹屈曲朽而不朽、幾如老龍蟠臥地上者、呼爲之臥龍之梅。嗚呼是此我肥之先主、三齊老公所手栽也、抑妙解公之就封于東肥也、公既老、而居八代之城、方此時海内偃武、封域無虞、公清閒有餘、於是乎專修園庭、從容其中嘗手植梅以培養之、雖然是豈悅目娛情之爲哉、殊以有其意所寓也。蓋梅者花中魁而凌盛寒噴烈芳瓊拔群卉、伏惟公年甫十五、片岡之役初臨陣、健闘獲首級、其他攻戰之勳、其光烈照々乎竹帛、則公之爲人中魁固勿論而已、由此考之、當時公以大藩之尊者苟欲植一本、則命左右可也、役園丁可也、而所以親爲之栽培者、豈獨遊娛云乎、亦足以觀其意所寓爾。公既薨、長岡

智海君移封而居此城、乃公之所手栽恒愛護之、復自寓其意、以原城之役、擬衆先登于賊巢、非復人中魁乎、如其先考春光君、則輔翼幽齊三齊之二公、忠勇勳績如山、而至拒豐公之命、辭大封之榮、則更非復魁中之魁乎。爾來松井氏、奕葉相承、寓意養視如一焉、是故二百五十年、左右之老木而能吐花放香、其精神老益壯者、豈是偶然哉、蓋得英主名將之值遇、如彼鏗鏘也。今之敏之君、嗣家緒、而明治十四年、松井神社就、則老梅在其祠南面、又可謂得其所也。近者敏之君、自奮以爲、凡物經久則易失其真、彼老梅之叢爾、亦惟先公之遺物、而孰莫甘棠之念乎、就中爲松井氏者、不啻爲之養護、時於先考以來、其意所寓最當務也、苟於此有忽然不省之者、則背予之家風、殞予之家聲、豈可不警哉、是以勤其由於石而一則欲殞自厚寓其意、旁加培養、以與花花魁競芳於一世也、一則欲爲後世子孫長垂鑑戒、以使識先公及予之家、歷世之真意也、而其誰爲予記之者耶、願乃命諸範、範固夢乎詞藝、然至將順君之美舉、則不欲敢以謫陋辭之、因謹識之。

明治十七年三月、聿建厥石、時老梅新啓唇、粲然一笑如謝起其面焉、銘曰、

何物驪龍、化作老梅、  
頷珠粲爛、花光爭開、  
嗟此厥初、先公所栽、  
人中之傑、花中之魁、  
相傳相承、世闢芳來。

社側青松蒼鬱之下に追遠碑あり。



八代は肥後の南海に瀕せる一要地なり、天正慶長の乱世に當り、此國の大守細川氏の宗老として世に名を知られたる松井氏康之君の嗣子興長君は、此地の城主にして、清和源氏の庶流、鎮守府將軍從四位滿政の後裔なり、滿政六世の孫、右馬允重行、治承年間源賴朝の兵を鎌倉に擧げし時に從ひ功あり、山城國にて采地二十余町を賜り、綴喜郡松井に居る、因て之を氏とす、實に松井氏の鼻祖なり。爾來四百年間累代武辨を以て將家に屬すと雖も、家世宮闕の下に在て、常に帝室の式微を憂ひ、竊に王政恢復の時を待てり。永正中重行十四代の孫越前守長之君、後柏原天皇即位の大禮を行はせられざるを慨き、西三條内府の旨を受け、躬親ら奔馳し、本願寺の献金を促し、漸にして其禮を擧げさせらるに至れり。永祿三年其子正之も亦正親町天皇即位の大禮を闕かせらるるを歎き、力を盡して遂に其禮を擧げ行はせらるるに至れり。是に於て從五位下山城守に叙せられ、毛利氏と同じく菊桐の章を賜ふと云ふ。其の子を康之君とす、天文十九年十一月朔山城の舊邑に生れ、天正十四年從五位下佐渡守に叙任し、慶長十七年正月二十三日を以て逝去せらる、君資性沈毅英邁、年少にして備に艱難を嘗め、人民の疾苦を識り、恆に意を治道に用ひ、撥亂反正を旨とし、自ら主將の量あり、長して勇武衆に超へ、兼て文事に篤く、又名分大義尊王之志に深し、君恰も海内擾亂、豪傑蜂起の世に當り、織田、豊臣、徳川の三氏に親近し、危に臨て命を忘れ、身を以て國に報じ、能く細川氏を輔けて軍に干戟を執ること百余回、其功頗る多し、世崇稱して武門の棟梁となす、殊に文

祿の役に先發渡韓し、屢偉功を收め、我が威武をして絶城に輝かさしめしかば、豊臣氏之を嘉し、奏して石州の半を賜ひ、列候と爲さんとせしも、君細川氏の徳を多とし、辭して受けず、秀吉益其忠誠に感し、山城國相樂郡神童寺村、全國愛宕郡八瀬村の地を併せ、之を茶料と号けて與へらる、伏見の城成るに及び邸宅を賜り此に居り、諸侯と同一く待遇せられ、國事に鞅掌し、樞機に參與す。慶長三年七月秀吉病あり、五大老、三中老を定め、遺戒を諸侯に示す、即日諸侯を前田利家の第に集め誓詞を徴す、康之君亦之に與る。八月十八日秀吉薨す、遺物を諸侯に班つに當り、名刀を賜り、後家康の世に及び、織田豊臣の二氏に繼ぎ、城州兩郡の采地は舊に據りたるのみならず、豊後國速見郡に壹萬七千石を預け地と稱して與へられ、君の世を終るまで租を徴せられさりしは、其實封邑の心なりしも、曩に石州の義讓ありしに因る。全四年正月秀吉大坂城に居る、當時亦國家紛亂の兆あり、人心恟々たり、未幾ならずして、家康の權威獨り熾なるを怨み、石田三成等利家を勸誘し、家康を離間す、徳川、前田二氏遂に隙あり、康之君細川忠興公を輔けて二氏の間を奔走し、之を調停し、事漸くにして和解するに至れり。三月家康和議成る、豊臣秀吉屢書を康之君に與へて其の功勞を謝す。全五年杵築及石垣の役大功あり。全六年豊後國杵築に主たり。全十六年十二月君病に罹る、將軍家康之を聞き三たび良藥を贈り、終に本多上野介を使として慰問させらる、君自ら起たざるを知り、貞宗の名刀を贈りて其の恩に酬ひ、又忠興公日夜其の第に臨みて病狀を訪問せら



る、病革まるに及び左右に命して後事を遺書し、併せて其恩を謝せられたり。君没して治下の人民哀悼に禁へず、殉死するものあり。君二子あり、長は興之次は興長、興之征韓の役力戦して重創を被り、歸朝の後名護屋の營に没せられしかば、次子興長君家を嗣く、是れ松井氏の八代城主にして、根底を此地に固めたる當初の主にして、今の松井神社の第一主神康之君に合祀し、遠近數萬の人士に尊敬せらるる第二主神なり。興長君幼名を吉松と云ひ、後新太郎又式部少輔と改め、終に細川氏支族の稱号を賜りて、長岡佐渡守と稱し、且つ其の名興長も亦忠興公諱の一字を賜りしなり。興長君天正十年十一月を以て丹後國久美城に生る、資性剛毅、忠勇恢郭能く衆を容れ、仁慈民を撫す。幼時徳川家康其非凡を愛し、望を後世に屬し子養せらる。慶長五年六月岐阜城を攻めて奮戦功あり。同十六年康之君の後に移されし時、祿五千石を増され三萬石となれり、而して職元老の首班に居り、能く衆を容れ仁政を國中に施し、士民悉悦服せり。同十四年十月耶蘇の賊蜂起し、肥前國有馬の古壘に據る、同十五年二月二十八日、興長君及嗣子寄之君親ら兵を率て本城に先登し大功を奏せらる。正保三年細川氏幕府の意を承て、君を八代の城主とし、暗に南方の鎮たらしむ。蓋し此時戦乱の余焰未だ熄す、人心猶乱に慣れ、殊に島津氏の如き隣境に崛起するあり、幕府常に畏懼を懷き、其の細川氏に意を授け、松井氏の勢望に藉りて之を控制せしは、當時の情勢自ら然らしむる所なり。是より先き寛永十三年江戸城を修する時、將軍家光召し見て葵章の外袍を脱し之を賜ひ、且つ命して

舊に依り城州兩郡の采地を賜ふ。入城の翌年幕府に詣り將軍に謁見し、佩刀及馬、時服五領を献し、入城の恩を謝す、將軍舊に依り服五領、外袍壹領を賜ふ。寛永元年六月二十八日興長君没す。君の没するに及びて臣民哀悼に堪へず、殉死する者九人の多きに至れり。興長君嗣なし、元和七年六月細川忠興公其の子岩千代君を興へて嗣となさしむ、是れ即ち寄之君にして、今の敏之君七世の祖なり。抑松井氏は天下有數の名姓にして、殊に康之君の如きは細川氏の恩遇に感じ、己の功を功とせず、徳を細川氏に歸し、遂に列侯たるの榮を辞せられしは、戰國爭奪の世に在つて見る事稀なる所なり。夫樹の根底深きものは其の枝葉必す昌へ、水の源泉遠きものは其の末流必す大なり、松井氏曩祖以來十余世勳功義勇史蹟夙に歴々たり、其の餘慶蓋し興長君に至りて、八代の城主となり、八代、葦北五萬石の兵權を握り、西陲の雄鎮大諸侯の羽翼として、名聲赫々、實に松井氏中興の主たり、而して累代幕府に參勤の禮あり、參勤の時は旅舎に幔幕を用ゆ、幔幕は後陽成天皇の賜なり、登營の行装は肩衣番二人の士を扈從せしめ、且つ乗駕は將軍と製を同す、是れ他の諸侯と類なき特格とす、其他京都通行の際は、朱柄雉尾の長槍を前に立て、城州地頭職の資格を表し、又常に十萬石以上に准せられ、諸侯に班する等に至りしは其榮大なりと謂ふ可し。興長君九世の孫章之君外國軍艦屢邊海に出没するを見るや、謂らく、此文恬武熙の日に當り、我固有の劍槍弓矢を以て國防の具に供するに足らずと、數年の間銃礮の理を研究し、天保、弘化の際に至り遂に其技術を創開し、



名けて天弘流と云ひ、家臣等に之を練熟せしめ、大藏百六十四門、小銃二千余挺を備へられたり。而して明治十年の役章之君及其子益之孫敏之の三君凶賊跋扈の中に屹立介在して、獨り大義名分を守り、舊臣等をして正義隊を編制せしめ能く強敵に抗拒し、遂に官軍の勝を奏するに至りたるは、火技精練の功與つて力ありと謂ふ可し。現代の敏之君に至り、朝廷功を賞し、華族に列し、男爵を授らる。嗚呼此の如く松井氏一門の光榮を顯揚するに至りしものは、三君能く祖先の勳功を慕ひ、忠勤の然らしむる所と雖も、抑亦興長君以來數代根底を此地に固ふして教養素あるに歸因せずんばあらざるなり。

明治十四年十月舊臣松井氏に因ある者、皆康之、興長君の忠勇義烈を追慕し、其累代の恩澤を感激し、松井神社を北の丸に創建し、康之君以下の神靈を祀る。爰に明治二十八年は興長君八代に入城より二百五十年に相當するを以て、土地の人士記念祭を執行し、碑を此に建立し、細川氏當代の主護成公より贈られたる額字を鑄り、其來由を記して之を後世に傳ふ。

明治二十八年四月

平直康書

境内の東方に流芳碑あり。明治十年丁丑之乱に戦死したる我郷の出身陸軍中尉旅團參謀從七位松尾德隣、近衛歩兵軍曹中島影明、歩兵軍曹白川兩健、同三重俊房、同宮川英公、歩兵伍長村井頼伸、

同坂井一純、同竹島繁保等の忠烈を表彰する爲め、明治二十六年六月井上秀利、坂井等等三十四名の週旋により建てられたるものなり。

○村社鹽屋八幡宮

八代町字鹽屋町鎮座。

祭神 天照皇大神。 應神天皇。 神功皇后。 仁德天皇。

社殿

神殿 縦三間、横二間四尺四寸。

幣殿 縦一間四尺七寸、横一間一尺五寸。

拜殿 縦三間一尺二寸、横二間一尺二寸。

例祭 十一月二十五日

境内坪數 參百貳拾五坪、

由緒

當社は豊前國宇佐八幡宮の御分靈を遷し奉る所也。

慶長五年清和帝の後胤細川越中守、前參議宰相源忠興濃州關ヶ原の役に功あり、豊前國に封せらる、



乃ち宇佐大神を崇信して神領千石を寄附し、祭祀の絶へたるを繼ぎ、寺社の證文を勘問して職分の廢れたるを興す。慶長十一年一の御殿を修築し、全十五年三の御殿を築營す。文祿二年黒田長政二の御殿を造營す於是神域の莊嚴全く備り祭祀長く傳ふ。凡そ當社の祭禮神事は他の宮社と異り、禁闕の禮法に據り、一ヶ年八十余度の祭禮あり、近世漸く絶て尙二十余度の神事を存す、春秋二季の大祭今に至りて斷へず。十一月行幸會あり、是稱德帝天平元年乙巳閏十月十六日神詔あり、八ヶ社を巡幸す、八ヶ社は鷹居瀬社、乙妻垣社、山田社、苗社、是ナリ四年を隔て一度此祭禮あり、之を巡狩の儀式と稱す、此禮久しく絶へ寥々として響を絶つこと幾百年、元和二年丙辰細川忠興再此會を興す、誠には近世の盛事大祭たり。

又三月三日、八月十五日放生會を和間の濱に修す、是元正帝養老四年庚申九月異賊侵し來つて日向大に乱る、朝廷宇佐の神宮に祈る、禰宜祠官辛島勝波豆米をして神軍を率いて彼國に至り寇賊を征鎮せしむ。神龜元年甲子大神詔て曰く、此戰其の死傷多し、我甚憐之願日は放生會を行ふべしと是より諸國に行ふことなれり。天平十六年甲申始めて此會を修す、爾來綿々として德治二年丁未に達る凡そ五百六十余年、而して後此禮斷絶すること百十余年に及ぶ。應永二十七年庚子足利將軍義持再び此會を修す、大祭たるを以て亦中絶す。元和四年戊午、同五年己未細川忠興此禮を興して兩會行之、神官儀式を整へ、神輿を頓宮に安置するの時、清明たる碧穹忽ち奇花を降す、貴賤雲霞の如く遠近群集して其奇異に感歎して何れも首を傾けざる者なし、忠興の聘使長岡佐州刺史豊臣興長、

其他の諸司皆帷幕を出て共に袖袂を聯ね、白砂に伏して蒼天を仰ぎ、扇を揚げ手を啓て之を受けんと欲す、然れども奇花地を距ること五六尺許にして紛々片々として消散す、是實に珍奇にして不可思議の極なり、因て即ち之を幕府に具陳す、又旨趣を宇佐に告げ玉ふ、實に是れ忠興丹誠神明を感動する者歟、忠興尊敬の餘り神靈を一石に託し豊前城中假山の小祠に鎮座し自ら拜幣す、則ち宇佐の末社參議の宮は忠興を祭る所なりとぞ、寛永九年壬申令嗣羽林次將細川忠利此國に封せらる。忠興致仕して既に三齊宗立と稱し、八代松江城に隱棲す。豊前より此邦に至るの日、軍馬舟車司莊林十兵衛忠興常に尊敬する所の神石を船に載せ、八代江岸に到り鎮座の地を求めんと欲す、干時一翁忽然として來り指して曰、往古此塘上に八幡神祠あり、小西行長天主教を信するの災に罹り、神宇回祿し僅かに古木を存す、此處に鎮座すへしと告げ、忽ち去り雙鳩飛來て林塘に止る、莊林感激再拜して先づ神石を此に安す。遂に注連を張り葦葭を以て風雨を蔽ひ、塘中潮を通するの砂場を以て神地となし、之を八幡濱と稱し、神酒を供して祭る、正保二年乙酉十二月二日三齊忠興卒す。全三年丙戌八月十三日國老長岡佐州興長台命を蒙り當城に守たり。興長は其先清和の苗裔源滿政の孫、代々朝廷に事へ後足利幕府に仕へ、城州綴喜郡松井郷を領す、故に松井を以て氏とす、世々八幡宮を尊びて産神とす。由來八幡宮は源家累代の氏神なり、且興長親しく宇佐奇花を降するの靈驗を感す、是を以て深く大神を尊信す。興長始豊後杵築城に在るや、彼の地の宗廟海濱の八幡奈多宮洪波の難



に遭へり、興長之を患ひて神殿回廊等を造營し、砌を築き以て波浪を防ぎ、祭祀を修し社領を附す、又城外別に若宮八幡社あり、上下貴賤の別なく等しく産神たり、而後興長八代松江城に入るや、郭外を巡視し中島市店水道の下より北塘上を經、船江の濱に到るに乃ち竹林あり、鬱々として繁茂し往來を塞ぎ塘下の小徑を通するのみ、興長曰く此れ何ぞや下津一明乃ち潮を汲む老翁を呼び其の由來を問ふ、翁曰く此は即八幡藪と稱す、若し此藪に近くことあらば必ず殃を待ん、此故に竹葉一片だも敢て取らずと、興長從者をして竹林を探らしむ果して叢祠あり、一筒の圓石を安す、興長曰く鬱林途を塞くは豈に神慮ならんや、顧ふに夫れ神は敬を以て威を増す、然れども人侵を以て災あり、今神石を他所に遷し竹篁を剪り排き途塘上を歷て可ならんか、下津一明命に従ひ諸を同僚に議る、松井四郎兵衛源正元等相議して遂に國君細川綱利に告ぐ、明暦元年乙未地を當所に卜し今の社地是なり新に茅祠を造り、更に杵築若宮社に準し、十月二十五日を以て祭禮の期とす、巫女をして祭祀を司らしむ。八代妙見宮今の八代神社の社へ來て神樂を奏す、小供の角力を促し之を願の相撲と稱す、興長曾て神祠を莊嚴にし社地を寄進すべき言あり、先づ本町の西店を移し新に直道を達成す、今の細工町より社前に至る道なり、而して海士江松崎の堤防を築き城郭の修覆政務に暇なく志未た果さす。寛文元年六月二十八日興長終に卒す、嫡孫長岡佐渡源直之教を奉して城を守る、寛文十一年辛亥十月十九日より十七日の間初めて説教傀儡を興行す、市令田中彌次兵衛、仲井藤大夫監察奉行す。全二十五

日銃長西垣政勝、志水一重をして祭禮を警衛せしむ、自是年々舞妓偶戲の興あり、巫女其の役を畢り道士養海坊長潤をして神事を司らしむ、相續きて權大僧都本壽院、文球坊之を司る。正徳五年乙未祭禮の日長岡帶刀源成之初めて加ふるに城衛の士を以て祭儀を警固す、後年永く之に準す。享保八年癸卯九月十五日日本壽院歿す、弟子林藏子少時監司す。全十二年丁未新に神殿拜殿を築造す、八代城主よりは金若干を寄附す。後權大僧都福壽聚院陽海坊を以て神司とし世々相續す、明治三年神祇祭に御改革後神官として緒方長喜奉仕し、明治三十一年より神官緒方大童奉仕して今日に至る。

境内神社、 四社

隨神社、 左右各三尺方面。

祭 神、 櫛岩間戸命、 豊岩間戸命。

金比羅宮、 御殿、縦二間余、横一間七合五勺

祭 神、 崇徳天皇。

合 殿、 高良神社。

祭 神、 武内宿禰。

由 緒、 不詳 本社創立の際建立すと申傳。



若宮、

高良社と稱し來りしが、明治九年教務省の達により合祀す。

例祭、

金劔羅宮、三月十日。  
高良神社、四月四日。

稻荷神社、

祭神、

保食神。

由緒、

金劔羅宮と同じく不詳。

神殿、

縦七合五勺、横半間。

例祭、

二月二日。

氏子戸數、

八百八十戸。

○村社賦木春日神社

八代町字本町鎮座。

祭神、

天兒屋根命。

例祭、

十一月二十五日。

由緒、

本社は往古八代德淵にあり、(現時八代町字德淵町に尙社址を存す) 文祿年中小西行長の爲に破却せらる。寛永二十年忠興公新に社殿を今の所に造營して再興せられ、爾來

肥後の國守より累世社殿を始め附屬建物は勿論、祭祀等凡て直轄たり。社殿の棟札に記載の文字左の如し。

奉勸請賦木大明神。

寛永二十癸未年十月吉日、此社及大破細川宰相忠興公再興之奉遷之、掛卷母畏伎賦木大明神者、藤原氏祖神義朝守護也、彌一天安全、四海平寬、社頭康榮、當所繁昌、氏子安穩、五穀能成、万民豐樂、則慈悲神慮和、邊之和光照天、忠興公延命息災、武運長久、家門繁榮、子孫永長、所願成就、福祿圓滿、愛感納受、垂賜平安、鎮座而神直大青神守護幸捨申壽。

神祠、遠山掃部助貞政。

御大工、蘆田彦右衛門尉重正。

御奉行、石田作右衛門景家、淺井小八重次。

吉田素流藤原兼庵謹而書之。

裏書日

九州肥後國八代郡 安鎮座。

境内、百五十九坪。



○妙見社

八代町字宮ノ町鎮座。

祭神 天御中主神。

妙見社は八代宮ノ町と袋小路との間町家の裏にあり。創立年代詳かならず。宮ノ町は天正の比は麥島城下にありて、元和年間松江、徳淵に築城の時、現今の地に移し、により、同社も亦移轉したるものなりといふ。宮ノ町は、白木社妙見社とは深き縁故ありし故、町名を宮ノ町と稱したり。されは白木社の御分靈を町内に勧請し崇敬せり。當社の祭神は兩部神道時代の儘にして立像頭髪を垂れ龜蛇の上に駕し劔を杖つき給ふ尊像なり。毎年三月十八日を以て祭日とす。

○太神宮

八代町金屋町鎮座。

創立年代詳ならず、始め二ノ町受持なりしが、近年は袋町の掛となれり、町内鎮守とし崇敬せり。

○村社淺井神社（八王社）

八代町字北小路鎮座。

祭神、海之神、

合併祭神、

熊野樟日命、活津彦根命。田心姫命、湍津島媛命、市杵島媛命。

天忍穗耳尊、天穗日命、天津彦根命。

例祭、十一月十五日、

元和九年八月十八日加藤正方寶殿を建立す。社殿棟札に左の由緒を記せり。

由緒、

原夫當社者安八大龍王所祭之處、衛護本城之鬼門矣。昔時白鳳年中、妙見尊星來朝日、翼從鶴首而到來此地、尊星鎮座高原、龍王留止于此、崇祭其靈号八之王大明神、属白木宮之末社矣、社邊有一小池、甘水湛々旱魃不滅、霖雨無増、可謂靈池也。每祭以本宮祭祀前三日、僧官巫祝皆來集會、投干淨水、澆于穢身、是則不易之恒例也。爰細川源公之巨臣長岡之的孫、先城主長岡筑後守直之侯、尊神信明屢加修葺、傍設坊舍、納於厨供令献香花役洒掃、而后數歴星霜而直之公之嫡孫、當城主長岡帶刀政之公、能繼祖先之志、以一新神殿及拜處、雖依舊慣其營爲也、又善盡美盡矣。恭惟靈神豈不歡喜納受哉、然則失平均、風雨順時、君臣親睦、百家豐饒、大檀城主、振武威於鎮西九州、施德澤於八百萬代、至祝至禱。

大樟樹は社殿の後に幹枝繁茂し、中間空虚たり、塩井之邊辨財天の祠あり、毎年舊十月十五日を例祭とす。祭禮には獅子舞あり、八代町より奉納す。

本社は又和銅三年の創立なりと稱す。此創立年月は舊記の証據とすべきは、本社や白木社妙見宮（現



今の八代神社」と縁故淺からずして、創立年月日を同ふすとは白木社の舊記に現存し、相良義陽の祭文中に和銅年間の祭神云々とあるに依據せり。從て相良氏か八代郡を領有する期間、白木社と共に尊信厚く社殿造營修築等鄭重なりしと云ふ。降て元和六年從四位下侍從肥後守加藤忠廣、其臣加藤右馬允正方をして八代城を築かしむるに當りて、社殿の位置該城鬼門の方位にあるを以て、本城鬼門の鎮護神として尊信し、社殿を改築し調度を寄附せり。細川氏國守となるに及て老臣長岡直之八代城に在り、於是更に社殿を再築し、毎年米數石を献納し龍王寺を創立し、其僧を以て社僧とせり。享和三年十一月に至て更に神殿拜殿の造營あり、如此にして維新の當時まで松井氏の出資により社僧の俸米及總ての修築遺憾なく行届けり。

境内に淺井の津八ッ繩の池と稱せし池水あり、此池に來て白木社妙見宮の祭祀に關與すへき神職を初め、神馬、獅子樂等の修葺潔齋をなすの恒例あり。口碑に傳ふる所によれば、往古淺井の津は船寄泊の港津なりしにより、航海の安全を祈願し、海神八大龍王を祭祀せりと云ふ、故に八王社とも稱す。白木社妙見宮の祭神此の地に上陸し、百濟國より航海の安全なりしを祝し祭祀ありしとも云ふ。神殿の背後に樟の大樹あり、其周圍三十六尺、梢幹百尺を過く實に一千年を経るの老樹なり、祭典には獅子樂と稱する古式の舞樂あり。

○村社鷹辻神社

八代町字鷹匠小路鎮座。

祭神、天滿天神。

例祭、九月二十五日。

由來記に曰く天滿天神木像は、八代松江村團四と申者へ三齋様より今之社地被爲拜領、寛永十六年安置仕候、社寺禪定院宥靜坊儀は、豊前國中津守山に居住仕、三齋様御祈禱を相勸御懇意被仰付、兄杉本院養清坊と共に御供仕、御當地へ罷越杉本院一所に居申候處、杉本院葦北郡谷町山平等寺は古跡にて御座候處、其頃退轉仕申候故彼地へ被遣、其弟禪定院儀を天神の社守に被仰付候、夫より私迄六代相續仕候宗旨之儀は、當山山伏山城國醍醐三寶院御門跡派、江州岩本本光院末院にて申居候處、右養清坊谷町山平等寺へ參申候已後、當院儀は杉本院末院に相成申候 以上。

○天滿宮額覺

長岡帶刀様御直筆

西條文八殿御取次にて御寄進被仕候 以上。

法印 禪定院宥靜坊代



○伊勢堂

八代町字石原町鎮座。

大日靈貴尊を祭る、泉壽院小倉より來る時同時に勸請すといふ。祭日は十月十二日なり。

○春日神社

八代町字德淵鎮座。

天正年間小西行長の爲めに社殿を焼失し、本町賦木に移す、今尙其跡を存す。

○住吉神社

八代町字船大工町鎮座。

祭神、表筒男命。中筒男命。底筒男命。

例祭、六月十五日。

由緒、

當社は享和年間塩屋船大工町持中にて勸請の云ひ傳へあるのみにして、何等舊記なし、人民崇敬厚く毎年祭祀盛大に行はる。

社殿、

社殿拜殿建、縦二間半、横一間半。境内坪數、六十五坪。

○塩屋塩籠神社

八代町字塩屋北ノ洲鎮座。

祭神、塩籠命。

例祭、八月二十五日。

由緒、

當社は加藤公の臣加藤右馬允正方麥島より城郭を八代に移し、塩濱開墾の際元和年間建立、以來所の人民崇敬し祭祀怠りなし。

社殿、

神殿拜殿建、口貳間、入參間。

○村社植柳神社（舊妙見社）

柳村大字植柳鎮座。

神佛混淆の時代には琳聖太子を祭りしが、後に天御主神を祭神とせり、相良氏の建立する處なりと、されど年代等記するものなく、推考するに由なし。社の傍に藪林あり、琳聖太子の御手盥といふ、此の地今に草を生せず。江川堤に太子が船の着きし所なりとて土塚存せり。

○村社麥島神社

植柳村字麥島鎮座。

祭神、天照大神、

永祿二年九月十五日勸請にて、天正年間兵火のため社殿焼失せし時、社守宮本三右衛門神体を奉安し、後小祠を建て遷宮せし社なり。



○龍 神 社

金剛村字敷川内鎮座。

祭日は毎年舊九月二十一日なり、祭典は敷川内と高田村字豊原と年越しに之をなし、余興として角力を奉納せり。

○龍 神 社

金剛村字水島鎮座。

祭神、豊玉姫命。

例祭、十月二十四日。

嘉永二年九月二十四日勸請。

○龍 神 社

金剛村字葭牟田鎮座。

祭神、豊玉姫命。

例祭、十月二十四日。

○村社大己貴命神社(舊ノ杵築大明神)

金剛村大字敷川内鎮座。

敷川内村は出雲大社の神領たるに依り延長七年十一月八日の勸請にして、永祿二年九月九日庄司東善四郎、百姓頭八田久右工門等殿の城跡に遷座せしものなり、天正年間小西行長、宇土、八代、葦北の三郡を領せし時、社殿焼失、後小祠を再建し神主白石神左工門藤原惟照に神勤仰付らる。延寶五年十二月寶殿を再建遷宮式を行ひ、祠官白石京太夫藤原惟延奉仕す。正徳二年、明和二年寶殿を修築し、慶應元年拜殿を再建せしものにして、元來社號を杵築社と稱せしを大己貴命神社と改め、明治四年村社に列せらる。

附 記

○遷座せし跡地を古屋敷と云ひ今に其趾を存す。

大社所藏 伯耆文書。

肥後國八代莊地頭分、敷川内村寄進出雲大社之由、被聞食畢者、天氣如此、悉之以狀。

建武二年五月二十六日

大膳大夫判

伯耆大夫判官館

○加 藤 社

金剛村字鼠藏鎮座。

嘉永元年二月二十五日松井氏の勸請に關る。毎年十月二十四日を祭日とす。蓋し新地築造の時祀れ



るものなりしと云ふ。

○加藤社

金剛村字北原鎮座。

嘉永七年九月二十四日勸請、此日を以て祭日とす。

○天満宮

金剛村字敷川内鎮座。

毎年舊九月二十二日を例祭日とす。

○年神

金剛村字敷川内鎮座。

祭日は毎年舊九月二十二日。

○村社豊草原神社（一名遙拜宮）

高田村字豊原鎮座。

祭神、

國常立尊、國挾槌尊、豊國主尊、宇比知爾之尊、須比知爾尊、大戸道尊、大戸麻邊尊、面足尊、  
惶根尊、伊弉諾尊、伊弉丹尊、天照大日女尊、天忍穗耳尊、瓊々杵尊、彥火火出見尊、

鵜萱音不合尊、阿蘇三柱（健盤龍命、阿蘇津姬命、國造命）。

天平寶字二年二月天神地祇十六柱を勸請し、神護景雲二年九月十五日阿蘇三坐の神を合祀し、高田庄八ヶ村の氏神とす。文中年間征西將軍宮懷良親王高田御在館の時、常に當社より吉野の行在所を遙拜せられ社殿の修覆を營み、隨從の諸士に命じて石階四十八段を献納せしめ給ふ、其石階にはいはは、一二三等の文字今尙存せり、故を以て遙拜宮と稱す。天正年間古麓の城主相良義陽當社を崇敬せらるること深く、神領二百二十九石、山林六町を寄附し、古麓、平山兩城の祈禱所となせり。其後小西行長の領となり、社殿悉く焼失し、僅かに御神体のみ當時の神主白石神左工門藤原惟照社山内に遷坐し奉り、後小祠を建て遷坐せり。寛永十年細川氏より社領を寄附せられ、加來左左衛門をして社殿の改築を行はしめらる。舊社封の山上に破軍臺と稱する地あり、傳へ云ふ征西將軍宮北辰の御拜ありて軍神を祭り玉へる所なりと、里人此地をハゲンダと云ふ。

○芝原八幡

高田村字芝原鎮座。

祭神、八幡大菩薩。

例祭、十一月十五日。

松岡系譜に曰松岡因幡守長景は、其の先川原の左大臣藤原魚名六代の孫鎮守府將軍利仁の後胤、越



前の士松岡大學亮長明の末葉なり、正平年間長明肥後に來り當庄豊原村に住す、數代を経て長景に至る、菊池家の旗下たり。永祿二年十月當村に岩清水八幡宮を勸請、子孫世々氏神として社殿の修理を加へ遙拜の社祠白石氏祭禮を執行す。寛文四年十一月高田理右丁門社殿改築し元祿五年拜殿造營。長景より十世松岡忠九郎長親の代に社殿等又新に造營す。棟札に記せるところ左の如し。

奉再興八幡太神寶殿 一字。

干時明和六己丑歲五月吉曜日。

明聞諸神著、自本无無據、無實非无實、皆從回葉生、太元尊一神、

上件意趣者肥之後効、八代郡豊原村垂跡御座八幡太神乃廣前爾申氏言久。

二年十月十五日山城國男山鎮御座大神勸請、而一家之産神崇歲々禮尊饒利率奉祭祀處也、今度之大破奉再興御將東調奉遷鎮武運長久、國家安全、五穀豐饒、氏子中牛馬乃蹄至滿氏安穩息災、仁志天心中乃諸願一々成就如意、安樂愛戀、納受志賜而常盤賢盤夜守日護幸王陪上恐美々申。

建主施主 松岡 忠九郎長親

遙拜社祠 白石播磨守藤原惟嵩

松岡、桑原の氏族の外、當庄氏子多し、里俗松岡八幡と云ふ、但八幡宮拜殿は松岡西入の建築、其後社殿大破、寛保四年桑原恕仙等再興す云々。

明治十年の役兵燹に罹りしが、大正三年二月松岡軍次等社殿再建せり。

○奈良木神社

高田村大字奈良木鎮座。

観音と同境内にあり、天御中主尊、伊弉册尊、菊理姫尊、健盤竜尊を祭る。

○八竜神社

高田村鎮座。

遙拜にあり、豊玉彦尊を祭る。

○若宮

高田村鎮座。

西本野にあり、仁徳天皇を祭る、寛永中加藤正方再興すと云ふ。

○山

神

高田村鎮座。

奈良木山中にあり、大山祇命を祭る。



○水 神 社 高田村鎮座。

永光にあり、美都波賣吟を祭る。

○稻 荷 神 社 高田村鎮座。

頭無にあり、倉稻魂命を祭る、文化十年九月二十九日山城國伏見稻荷社の分靈を勸請せしものなり。

○櫛 田 神 社 高田村鎮座。

豊原にあり、事代主命、大若子命を祭る。

○八 房 神 社 高田村鎮座。

鹿兒島往還の東、高下村一大樟樹の下にあるものこれなり、武甕槌尊を祭る。

○郷社古田阿蘇神社

祭 神、 健盤龍命外三神。

下松求麻村大字古田鎮座。

下松求麻村全村の氏神なり、當社は稱徳天皇天平神護年間の創立にして、醍醐天皇の朝、昌泰三年九月二十三日當地に遷座せし社なり。神体の臺座に遷座及享和二年四月仕替と記しあり。天正年間小西行長の兵燹に罹り社殿悉く焼失せり。其後加藤右馬允正方八代城代となるに及び、領内巡視の砌り社床を一覽し、其古社なるに依り社殿を再建せしむ。細川忠興八代入城の時社殿を修築し明和三年八月、文化六年、文政四年、弘化三年、明治三十五年九月に社殿を改築せり。明治四年村社に列せられ、明治九年更に郷社に昇格す。

○村社藤本五所神社

上松求麻村大字藤本鎮座。

祭神五坐、

天照皇大神、應神天皇、天津兒屋根命、底筒男命、建盤龍命、

境内末社、

明神社祭神國造神大引神社<sup>大山祇</sup> 健盤龍命 百操神社<sup>伊弉丹尊</sup> 大己貴命。

創立年代不詳、往古當社は繁榮し頗る大社なりしと云ふ、其側に大門ありし跡とて今尙地名大門と云ふ。大永年間八代古麓の城主相良長毎の再建せられし社なり、天正年間小西行長の兵火に遇ひ社殿悉く焼失す。慶長年間加藤家の再建する所となる。明治以前修驗某奉仕せしが、明治四年唯一神道に復し、村社に列したり。



○村社御靈神社

宮地村大字宮地字階下鎮座。

祭神、

吉備大臣、早良親王、伊豫親王、藤原大夫人、橘速勢、大宰大貳藤原廣嗣、  
文屋宮田麻呂、火雷天神。

清和天皇貞觀五年勅願に依て日本國中三十六社御建立、當社は九州同社の一也。戰國時代社殿退轉して林中にありしを、三齊公八代入城の後、當社の廢絶せしを聞き、殊に祭神は細川家の氏神にて京都御靈社の御分靈なる故、正保元年再興し社殿を建立し、三十六石の社領を寄附し、下社家八人を奉仕せしめられたり。

三代實錄曰清和天皇貞觀五年於神泉苑、修御靈會始自京畿爰及諸國每年夏天秋節修御靈會、往々不絶。

吉備大臣、下通朝臣國勝の子、累官從二位右大臣に至り、寶龜六年十月二日薨す年八十二。

早良親王、光仁天皇の皇子桓武天皇の弟なり、立て皇太子となる、延曆四年九月罪あり皇太子を廢せられ、十月淡路に流され道にて卒す、十九年追號して崇道天皇となす。貞觀五年勅して御靈會を神泉苑に修め疾疫を禳ふ。

伊豫親王、桓武天皇第二皇子、大同二年十月藤原宗成等に勸められて不軌を謀る、事覺れ十一月

二日河原寺に幽せられ、十二日死を賜ふ、弘仁十年十月廿一日親王の位號を復せらる。

藤原大夫人、右大臣是公の女、名は吉子、桓武天皇の夫人伊豫親王を生む、大同二年親王の事に坐して河原寺に幽せらる、藥を仰ひて死す。承知六年九月從三位を贈られ祟あるを以て又從二位を贈らる。

文屋宮田鷹、藤原宇合の子、散位從五位上となる、承知十年十二月反す、伊豆國に流さる。

橘速勢、右中辨入居の子也、從五位下但馬權守となる、承知九年七月謀反す、伊豆に流さる、

八月十三日死す。

火雷天神、光仁天皇の后なり、聖武天皇の女孝謙天皇の妹なり、池戶皇后を生む、乃皇太子とす、既にして寵衰へ天皇と睦からず、遂に呪咀せんと謀る、事發覺し太子亦陰謀あるを以て官を没し、大和國宇治郡に遷さる寶龜五年四月廿五日后及池戶自殺す、其靈大に崇をなす。延曆十九年從五位下葛井王を遣はし官を贈り、故の如くし其墓を山陵と稱し、其靈を御靈大明神と稱す。

○稻荷神社

宮地村大字古麓、字上り山鎮座。

祭神、保食神、



合併祭神、

大神、菅原道真公、罔象女神、大物主神。

本社創立年月不詳、傳曰建武年間名和顯興八代地頭職に補せられ、古麓城を築きて其臣内河彦三郎をして之を守らしむ。時に社殿を城地に建立し城の鎮護とし奉祀し五穀豊饒を祈られ、名和氏の守護神とせしむ。又曰文明の比相良爲續古麓の城主となりし時、其鎮守として之を勸請したりと。名和、相良兩氏退城以後山頂より今の地に移し、春光寺の鎮守となりしを、明治九年教部省の達に基き、明治十一年十一月十五日存置を許可せられ無格社とす。

合併祭神鰐大神は名和家の神靈を祀りしものにして、同氏古麓城にありし時勸請せり。字新城に菅原神社あり、里俗相良天神と云ふ、天正年間相良氏の建立する所なり。罔象女神は俗に水神と云ふ、山鹿町水門守護の神なり。大物主神は琴平神社と云ふ、字新城舊圓光院鎮守の神なり。何れも小社にて明治十二年本社之神殿に合併せらる。

名和氏勸請せられたりと傳ふる社地は字丸山の頂上にて現今の社地より數丁の奥に在り、其の社跡と思ほしき地今尙存せり。延寶五年十一月十八日春光寺落成の時現在の地に移され、安政元年十二月再建、大正五年四月十三日火災に罹り焼失す、全年十一月社殿再建す。

本社は古麓山の一角にあり、一俣肥後平野を望み、西八代海を隔てて天草島に對し、四時の風景最も佳なり。殊に花時は櫻雲鬘髻として八代勝地の一たり。

○鰐

神社

宮地村大字古麓上山鰐谷鎮座。

本社は名和氏の神靈を祀る。後花園天皇寛正六年三月十六日植柳村の漁夫又三郎と云ふ者、一日釣して大魚を得たり。之を給主勝光寺に告ぐ、給主是古を麓城主村上禪正少弼顯忠に奉らしむ、顯忠之を見て奇異の思をなし、庖人に命し其腸を割かしむるに一封の書あり、披き見れば顯忠先年長門の沖に於て難風に遭ひ海に投する所の系圖なり。主従大に驚き且つ喜び、之れ祖先神靈の加護し玉ふ所ならんとて、則ち菊池肥後守に托し禁庭に奏し、内裏よりの宣旨を奉し鰐大明神と崇め祀る。今に至て祭祀を怠らす。松井氏入城の後當社を再興せらる。額面は吉田侍從占部兼連の筆なり。

伯耆卷曰(前略)寛正六年乙酉三月九日再ひ古麓城に歸入するの後七日に當て、三月十六日のことなるに當郡植柳浦、徳淵と云ふ處に漁人又三郎と云ふ者あり、西海大戸の沖に於て前代未聞の大魚を得たり、老たる漁夫是を見て曰く、是は鮓魚也、我少年の時再三之を見、其後絶て不見、此は奇魚なり城主へ上げよと云つて忽ち此老漁父の行方知らず失せぬ、植柳浦の勝光寺と云ふ寺僧の領地なり故に此魚を寺へ持ち來る、寺僧曰く出家の身として魚物を城主に進献する法なし、汝直ちに持參せよ、他に賣る可らず依之城主へ献す當番の士之を請取り腹を割きければ何共知らず能く包みたる物出づ、人々不思議の思をなし顯忠に披露せしむ。顯忠之を見て掌を拍つて曰、流落の時長門の海に、沈めし系圖なりと、三度頂きて禮拜し披きて之を見るに更に一字も不缺、



是誠に天の武運を守り給ふ験なりとて、則吉日良辰を撰み此魚を石櫃に納め、八代郡鞍掛山の下、丸山の横、南流れの北に慶み、壇上に廟堂を建て鰮塚と號す。夫より此所を鰮谷又鰮山と云也。又三郎には甚だ威行を成す、一日顯忠靈夢の告あり、衣冠正しき老翁光明赫然として左右を照し、徐々として來り告て曰、我は是本祖天照大神也、汝を加護するか故に仮に垂跡魚の形に現はれ汝に系圖を與ふ實魚にあらずと、云畢つて夢已に覺めたり。同國菊池肥後守は顯忠と交厚し、在京の序此事を奏聞内裡よりの宣旨には日本は神國也、如此例多し、非實魚鮠は魚の名にあらず、鮠大明神と勅詔下る。依之社を建立し氏神に崇奉り、十一月七日神職緒方氏奉成遷下云々。天正の比行長の爲めに社殿重器悉く焼失す。慶安年間再興。元和の地震にて破損せしにより加藤平左衛門尉造營せしが洪水の爲め流亡せしを、名和氏の長臣本郷伊兵衛眞家再興社殿を改築せり。明治十二年稻荷神社に合併せられたるも神体は舊來の儘社殿に奉安せり。

○菅原神社

宮地村大字宮地字山下鎮座。

祭神、菅原道眞朝臣。

創立。年月不詳。此社内に正平十一年七月二十八日と刻したる法華塔石ありしか、近時雨露に蝕せられ文字其形を存せざるに至る。

傳云。妙見社奉仕の社人久木田周防其弟上野介と云ふ者、大宰府天滿宮を信し毎月參詣息らす、或時大宰府にて神拜せしに、神殿より黄蝶一ツ來て上野か袂に入る、故に怪み懷を搜ししも見へず、家に歸り笈を開きしに黄蝶飛揚し遂に此地に來つて止つて見へす、故に祠を此地に建て天滿宮を勸請す。里人蝶天神と稱す。

○谷神社

宮地村大字宮地字悉知院鎮座。

祭神、大山祇神、中山祇神、素盞鳴尊、稻田姬命。

創立年代不詳。妙見社宮司坊、神宮寺比叡山山王社に例ひ社領山内に當社を勸請せしと云ふ、明治維新の際神社に編入せられたり。

○辛崎神社

宮地村字小寺鎮座。

祭神、大國主命。

境内、百八十四坪。

當社は唐崎大明神と稱し、創立年代不詳。傳へ云ふ近江國湖上に在す辛崎の神を勸請せし社なりと、辛崎の神は墨江大神なり、又射楯兵主神とも云ふ。



○村社竹原神社

太田郷村井上鎮座。

祭神、天御中主神、

相殿、

菅原道真、熊野樟日命、思媛命、湍津媛命、市杵嶋媛命、天忍穗耜命、天穗日命、天津彦根命。

當社は元來妙見社と号し、明治以前修驗奉仕、所謂兩部神道にて祭り來しが、明治四年惟一神道に改められ、竹原神社と稱せらるゝに至れり。

傳へ曰ふ當社は文治二年後鳥羽天皇の勅願により、檢校散位大江高房、白木社妙見宮を造營せらるるに當り、其古跡なるを以て白木社と共に造營せられたりと。天正年間小西行長社殿破却せしにより記録等悉く焼失せり。

寛文八年綱利公再建、祭祀料として毎年米若干を寄附せらる。明治四年以後は氏子村より祭祀を行ふ。

相殿の祭神は明治十一年十一月十一日字鐘樓堂に鎮座せる八王社と稱する雜社を合併せり。

○村社菅原神社

太田郷村大字萩原鎮座。

祭神、菅原道真公。

當社は征西將軍の御勸請なりと云ふ。小西行長の爲めに破却せられしが、加藤右馬允正方の與力津川茂兵衛定敏之を再興すと云ふ。始め同村祈禱の森にありしを、寛永年中忠興公八代へ入城の後、球磨川堤防安全の爲め社殿を此地に移し、眞言宗山伏梅本院をして社僧たらしめたり。寶曆五年六月球磨川堤防決潰し、社殿其他悉く流失せしを以て、由緒不明なり。明治四年社僧を廢し神職に改め村社に列せらる。

○稻荷神社

太田郷村大字上日置鎮座。

祭神、保食神。

天正の頃西條官平か鎮守なりしと云ふ。

○村社大神宮

太田郷村大字松江鎮座。

祭神、天照皇大神。

寛文年間前八代城主長岡興長、國土安泰、武運長久祈願の爲め社殿を造營し、伊勢度會の御分靈を奉祀し、眞言山伏日照院をして之を守らしめ毎年幣帛を供進せしか、明治維新の際神職を置き村社



に列せらる。

末社、金刀比羅宮に倉稻魂神を祀る。

○妙見堂（薬師堂） 太田郷村大字北片野川鎮座。

薬師堂は成願寺の遺物ならん。又妙見堂は全寺の鎮守にてありしか勸請年代不詳。

○村社少名彦神社 太田郷村大字日置字八反鎮座。

祭神、少名彦神。

天正年代小西行长破却後、京都五條の天神を遷し祭ると、寶曆五年六月球磨川堤防破壊の時社殿記録等流失したるを以て、社記不詳、

社殿、

神殿、方九尺。

拜殿、二間半。

境内、二百二十九坪、

例祭、毎年九月二十五日。

○村社熊野坐神社

太田郷村、大字片野川字高取鎮座。

祭神、速玉男命、伊弉册命、事解男命。

合併神社、菅原神社、大山祇神。

創建の年代不詳。明治以前は妙見神社僧神宮寺より勤行し來り、明治四年迄は權現山にありしか、後今の地に移せり。

社殿、横三間、縦二間。

境内、百〇六坪。

例祭、九月十五日。

當社敷地は前方後圓の古墳上にあり、社後に石廓の一部露出す。

○八柱神社

太田郷村大字井上字鐘樓堂鎮座。

祭神、天忍穗耳尊、熊野樟日命、活津彦根命、田心姫命、湍津姫命、

市杵嶋姫命、天穗日命、天津彦根命。

○八柱神社（八王社）

太田郷村大字日置字正里鎮座。



祭神

天忍穗耳尊、熊野樟日命、活津彦根命、田心姫命、湍津姫命、市杵嶋姫命、天穗日命、天津彦根命。

境内

三百四十二坪あり、種々の齋器の破片出でしことあり。

○若宮神社

祭神、仁德天皇。

太田郷村大字横手字高野邊鎮座。

合併祭神

春日大神、大山咋神。

○村社松崎神社

祭神、天御中主神。

松高村字大間鎮座。

万治元年十月九日八代城主長岡佐渡興長新地築營の際、新田永鎮、國家安全、人民安穩の爲に勸請せられし社なり。

例祭、十月二十一日。

○若宮神社

祭神、仁德天皇。

八千把村大字古閑字六反田鎮座。

合併、菅原神社。

○市杵島神社

祭神、市杵島姫命。

八千把村字産島鎮座。

○村社郡原神社

祭神、神武天皇。

千丁村大字大牟田字郡原鎮座。

明治五年三月當村氏神として鎮齋す。當村は古來神社の勸請なく、明治維新の際敬神崇祖の御趣旨を奉体し、始めて此地に祀る。大牟田住民を以て氏子とす。神殿は舊宮地村上宮の社殿改造の際移轉し改修を加へたるものなりと云ふ。

○村社吉王丸日吉神社

千丁村大字吉王丸字南中ノ丸鎮座。



祭神、大山昨命、舊山王權現。

創立年代不詳。昔時は修驗吉祥院が奉仕せし社なり。吉祥院は上土の城主岩崎主馬の創建する所なりと傳ふ。永正の比上土城鎮護の爲め勸請せし神社ならんか。天正年間小西行長の焼却する所となり社記を失す。明治三年神佛混淆廢止の令に依り、吉祥院は神勤を止め、唯一神道を以て縣社八代神社祠官の兼務となり村社に列せらる。其後別に神職を置き吉王丸全部落を以て氏子とす。後本縣縣令に依り指定神社となり、千丁村より神饌幣帛を供進す。

境内攝社、菅原神社、白山神社。

○加藤神社

千丁村大字新牟田字御堂須鎮座。

祭神、藤原朝臣清正。

慶長年間新牟田開墾の節建立せられたり。當村は加藤清正の築造せられたる土地なれば、鎮護として其靈を祀りしと云ふ。勸請年月不明。明治十一年存置許可せらる。現今境内百七十六坪の内に觀音堂及阿彌陀堂を安置す。

○村社岡中神社

龍峯村大字岡中字野中鎮座。

祭神、天照皇大神、應神天皇、仁德天皇、天兒屋根命、

中筒男命、大山昨命、伊弉册尊。

創建の年月不詳。名和氏の臣佐々木宮内左衛門勸請と傳ふ。一説に七社大明神と稱す。七社とは天照大神、八幡大神、松尾大神、平野大神、熊野大神、住吉大神、春日大神を云ふ。當社は天正の比、當國城主佐々木宮内左衛門高光の親族、水俣城主深水三河入道宗方此の地に高良塚を築き、七社の神靈を奉勸し、元祿の比社殿を當所に移し、明和三年丙戌六月再建す。現存せる棟板に記す社地の大杉は近郷稀なるに古木にして、社封に入れば、靈氣崇高の感自ら生ず。大正の初指定神社に列せられ、龍峯村より幣帛を供進す。

○村社川田熊野座神社

龍峯村大字東川田字川上鎮座。

祭神、速玉男命、泉津事解男命、伊弉册尊。

創建年代不詳。寶曆三年地頭代官遠山彌次平か記録に、妙見社より百年前奥州松島より御供し此地に勸請すとあり。正徳三年十二月、文化十二年丙子九月再建すと棟板に記す。當社は元熊野權現と号し、妙見社神宮寺社僧勤修せしか、維新の際唯一神道に改め、神職を置き神勤せしめらる。明治四



十一年神饌幣帛供進指定神社と定められ、龍峯村より幣帛を供進す。同四十一年若宮社、八幡宮、加藤社等の小社の祭神を合祀す。

○村社荒平神社

龍峯村大字興善寺字馬場鎮座。

元興善寺神社と稱せしか、大正六年の比荒平神社と舊社名に復せり。祭神は大山祇神にして明治維新前は荒平宮と稱し、龍峯山上に勧請せしが、明治五年八月現今の地に熊野權現の社地を分割し、神殿を移せしと云ふ。同時に指定神社に編入せられ、龍峯村より神饌幣帛を供進す。

○熊野權現社

龍峯村大字興善寺字馬場鎮座。

祭神一座鳥の上に乗る給へる像なり、鳥は首長く嘴大きくして鵝若くは雁、鴨の類に似たり、兩脇に矢大臣の像あり、年代古くして腐朽し、手足も分散し、左方の身体僅に顔部の全きを見るのみ。

○岡谷川菅原神社

龍峯村大字岡谷川字清水鎮座。

祭神、菅原道真朝臣。  
創建年代不詳。

○興善寺稻荷社

龍峯村大字興善寺字志水鎮座。

勸請年代不詳。興善寺城の鎮護の鎮といふ。

○文政神社

文政村大字兩出鎮座。

祭神、鹿子木量平。

由緒、

本社は鹿子木量平の餘徳を追慕して止まず、其靈を祀らんか爲め地方の人士官に請ふて神社建設の認可を経たるものにして、既に神社敷地の整理を終へ社殿建立の運に向ひたれども、會々明治三十七八年戦役に際し、一時建築を中止したるか、同四十二年四月十四日墓側の地に社殿建設の功を竣へたり。大正四年十一月十日特旨を以て從五位を贈らせらる。

例祭、大祭四月十四日、小祭十月十四日。

信徒、五百三十一戸。

故鹿子木量平神號願。

生等頓首して謹て白す。夫れ覆載の間、洋の東西に論なく、凡て其の國に於て、忠節孝義の赫著な



るもの、或は國利民福を起して、其の功績の偉大なるもの、或は外邦に向け殊勳を奏し、我が國家の名譽を發揮せるが如きものは、即ち其人の尊卑に關せず官之を褒賞して殊に其の祿位を崇ふのみならず、其の人既に歿するの後、人尙其の遺風餘澤を欽仰し、而して其の郷土に於て、之を神として、奉仕せんと欲し、之を官に請ふ時は、官即ち之に神號を許可せらるること、古今其の例實に尠しとせず。其の然る所以のものは、即ちこの地球上の人類、俱に懿德を好むの同情にして、而して上の人其の神号を許さる所以のものは、獨り民望に慰答するのみならず、一は以て道義の貴ふべきを知らしめて之を獎勵し、一は以て事業の重んずべきを旌はして、之を勸誘せらるるの一端なり。是を以て、明治中興以來我が熊本縣下に於て、菊池氏の如き、加藤氏の如き、或は縣社に列し、或は官幣の神社に躋され、其の他名門名族の家は、神号を許さるること、乃ち生等の見聞する處なり。是れ誠に明治照代の盛事にして、それ誰か之を感仰賛歎せざるものあらんや。是に由りて生等竊に相考候に、今や文明の盛世に遭遇し、彼の神号の許可を蒙るものは、即ち獨り忠勇義烈の武將のみに止まらずして、其の餘國家のために大に社會の公益を起し、盛んに富強の財源を開き、永く人民に洪福を興へ、其の偉業赫々たるものにして、而して地方の人民其の遺德に感じて之を祭り、更に神号請願の志を起し、之を官に訴ふることあらば、官も亦之に許可を賜はり、永く其の功勞を旌表し、因て以て有爲の人を獎勵せらるべきこと、又敢て疑ふべき所にあらざるなりと。抑舊藩主細川

氏の時に當りて、鹿子木量平なるものありて、世に出で、幼より穎悟、嘗て境野凌雲に師事し、殊に志を經濟の事業に立て、既にして自ら小吏に起し、爾來國家の爲め、人民の爲め、千辛を嘗め、萬苦を喫し、其の恪勤勉勵殆んど人の堪へざるものあり。而して其の荒廢の土地を修理するや、或は水害の患を除き、或は灌漑の便を興へ、其の凋弊の民を賑恤するや、或は山間の地を墾し、或は海瀕の田を開く等、其の事業百にして足らず。而して皆能く殊功を奏し、國利民福を増進する、實に尠少にあらず。就中彼の大海を填め、新田を開くや、其の面積殆んど二千町歩に及び、渺漫たる龜鯨の窟、一旦化して良田沃土となり、嘉穀豐穰年々雲の如し。是に於て官納の租税、新に收入を増加すると同時に、地方の村落人烟日に稠密に赴き、到る所鼓腹擊壤の聲常に相聞へ呼で樂土と稱するもの、即ち鹿子木量平其の人の賜にあらずして何ぞや。夫れ如此、是故に地方の人民、其の餘澤を思て忘ること能はず、毎年陰曆七月二十一日を以て、私に神として祭祀をなし來りしこと茲に數十年。然りと雖、是れ公然祭典を舉行するに非ざるを以て、常に之を以て遺憾として己ます。此によりて今般地方の人民共相集りて協議を遂げ、萬々一神号御裁許の儀を歎願致し、幸に御認めを蒙り候上は、即ち地方人民の自辨を以て、新に祠堂を熊本縣八代郡文政村大字両出字九番割千四百七十五番地に建設し、神號を邦本神社と稱し、之に關する祭典等の事件に付、永遠維持の方法確然相立て可申候。



右に付量平畢生の履歴事業等一應御審査奉願度。即別冊を以て具狀致候間、伏して冀くば、特別の御詮議を以て、當地人民の宿望即神号の儀、何卒御允可被成下度候様、生等同情一致此段連署を以て、偏に奉懇願候也。

明治三十年五月二十一日

熊本縣八代郡文政村總代

其の他有佐鏡千丁町村長有志連署

熊本縣知事 大浦兼武殿

○村社貝洲加藤神社

文政村大字貝洲鎮座。

祭神、藤原朝臣清正公。

由緒。

野津の郷たる瀕海卑濕にして、率ね稻田一毛を收め救麥の利を穫る能はず、邦俗之を片穂所と云ふ。享保年間凶荒屢臻り、居民飢る者多し。降て文化に至り、村民幾んど流亡し、土地亦頗る荒廢せり。此時鹿子木量平を杉嶋郷より拔擢此郷に長たらしめ、人民の困苦を救はしむ、量平慨然命を奉し、恒に尊崇する所の清正公の神靈を奉齋勸請し、先づ全力を排水に注ぎ、能く瀦水を導きて海に瀉き、以て良田一百余町を墾開し、又大牟田津口の耕田千百余町を開拓するや一心不乱に、尊神の庇蔭を

仰き、恩頼を祈らざるはなく、所期の新田全く大成し、瘠地も沃壤と化し、五穀豊穰、人民業を樂み、來住者も年一年増加して、嬉々として樂土となる。是に於て量平尊神に奉答する所以を書し、神祠を新田に建設し、以て無窮の神恩に報ひ奉らんことを情願す。由來國法として、新に社祠を創立するを許さずと雖も、藩主細川齊滋公其志を憫み、文政五年八月邸地を貝洲に賜ひ、邸内鎮守の名稱を掲げて新村落共有の産土神たるを允さる。大政維新の後明治三年六月二十四日唯一神道祭祀になり村社に列せらる。明治九年四月二十日、廣松半藏を以て祠掌とし、奉祀勤務せしめ給ふ。明治二十八年二月祠掌廣松半藏没したるを以て、郷社宮原三神宮社司廣松直記社掌となる。明治三十九年九月半藏の嗣子廣松盛時社掌を繼承す。明治四十二年三月縣訓令に基き、神社所有の土地に係る町村部落の名稱を廢して神社財産を統一せり。明治三十九年四月勅令に依り祈年新嘗例祭に對し、文政村より神饌幣帛料供進せらる。大正十年一月十七日神殿修築、並に拜殿幣殿改築の工を起し、大正十年九月二十四日、工を竣へたり。

社殿、

神殿、 縦三間、横二間。

幣殿、 縦三間半、横二間。

拜殿、 縦四間、横六間。

氏子、 七百四十一戸。



例 祭。

境内神社。

貝洲神社。

祭 神、市杵島姫命。

由 緒。

大牟田津口新田の未だ墾せざるや、海中に一洲あり、多く貝を産す、土人因りて貝洲と稱す。其の洲上の高き所に就きて、古來市杵島姫命の石像を建つ、凡そ四座、蓋し土人の設くる所にして、三座は乃ち年月を記せず一は寛永四年の製作に係る、相傳ふ六十年間を歴て更に石像を改作すと、尋て文政四年又新一像を製す、既にして津口新田功を竣る前きの所謂洲渚なるもの、皆陸地に變す、全五年壬午九月二十四日、石像を當境内に勸請す、維新以後明治三年六月二十四日、右石像總て古來在り來りし處の地に遷し、別に市杵島姫の命の神靈を奉祀せり、乃當社はなり。

社 殿、神 殿、縦一間半、横一間。

和合神社、

祭 神、綿津見命。

由 緒。

大牟田津口の新地築造の功を竣るや、文政五年壬午九月二十四日當境内に一社を建立して、綿津見命を祀つる。例年三月十五日、八代郡尹並に野津、高田、種山三郷の諸役出張して、祭事嚴肅に行ひ來りしも、維新後、單に現氏子の關係となりて、祭日を二月十五日に變更し、貝洲神社と同時に御末社祭として、祭典を行ひ、當日は投餅の神事あり。現今は祭日を二月二十四日に改め、本社祈年祭と同時に祈年祭は前例に依れり。

社 殿、神 殿縦二間半、横一間半。

一、境内三千六百六十一坪。

内

一、貝洲馬場巾五間、延長五百間、面積二千七百五十坪。

一、社 敷地、面積九百拾壹坪。

一、馬場先大鳥居 鉄筋コンクリート造 小倉市 小林徳一郎寄進。

高三十一尺、柱直徑二尺、横二十二尺。

此工費四千六百七十三圓。

一、石玉垣周圍百二十八間、横濱市 白田謙四郎寄進。

大正九年新設、此工費三千八百四十二圓。氏子の寄附。



一、拜殿、壹棟。瓦葺入母屋千鳥破風造。

桁行柱直口三十八尺三寸五分。梁間全二十五尺七寸五分。

此建築費壹萬二十二圓。大正八年十一月起工、大正九年三月竣成。

舊來の社殿大破に及びたるを以て神殿は大修理を加へ、拜殿は改築す其工費は悉く氏子の寄附による。

一寶物。

郷義弘作刀、長三尺、壹振。

備前兼光刀、長二尺三寸、白鞘一振、佐藤立次郎奉納。

加藤清正公の筆。豎六寸、横壹尺五寸。大正十二年八月二十四日小林徳一郎奉納。

淨池公神道碑草稿卷物一軸。文化五年六月府學教授大木煥選。

邦君積善記。細川公の功績、鹿子木惟善寫本一冊。

奉納願書、文政村の由來、鹿子木惟善筆、一冊。

願文、鹿子木惟善筆、一冊。

一財産 土地五町五反五畝十九步。

明治四十二年三月十二日財産編入。

貝洲加藤神社社僧。

文政五年貝洲加藤神社創立せらるるや、九月二十四日、熊本本妙寺祠殿より御分靈奉戴し、全寺執事溪玉院日珖供奉し來り鎮祭し奉り、社前に草庵を建て奉仕す。文政十年死亡の後は鑑坊を置きたるも、明治三年神祇祭に改められ、神職を置くことなれり。本社創立の當時は僅かなる神祠に過ぎざりしか、神徳赫々年を追ふて隆昌に赴き、現今の壯嚴を見るに至れり。

溪玉日光上人墓。

八代郡文政村貝洲加藤神社の後方にあり。

前面 開祖溪玉院日珖上人とあり。

右面 文政十丁亥歲十月十七日とあり。

左面 功德主最吉とあり。

佛石は高さ三尺六寸に幅一尺一寸五分なり。

○村社印鑰神社

祭神、石川宿禰。

鏡町字福島鎮座。



由緒。

四六〇

仲哀天皇の御代、武内宿禰の子、石川宿禰筑紫の凶徒鎮定の爲め、當國に下向し、終に此の地に薨す。(場所不詳或は此所は不知火海の一孤島なりしならん) 土人其の徳を仰ぎ、崇神奉祀する所なりとす。

後鳥羽天皇の建久九年(紀元一八五〇年) 球磨の地頭職、相良三郎長頼弟八郎爲頼をして、其の靈を祀らしむ。爲頼神社建立の功により地邊の沼地數十町を賜ひ、沼田氏と稱す。子孫今に至りて連綿たり。土地の崇敬頗る篤く、古は社殿等も其の領有多かりしも天正年間小西行長の災に遇ひ、舊記録(古文書) 遺物等は悉く焼失せしといふ。左に由來記を記さん。

鏡印鑰神社由來記。

人皇第八十二代後鳥羽天皇建久九年、大職冠藤原鎌足の遠孫、肥後國球磨の地頭職、相良三郎長頼、其弟八郎爲頼をして、八代の北三里、鏡の池邊に神社を建立せしむ。神社竣成則ち蘇我石川宿禰の分靈を鎮座し奉る。宿禰は孝元天皇の曾孫、竹内宿禰の第三子にして、履中天皇の朝に設立せられたる齋藏内藏の衝に當り、一時財政の事を管したる事ありしを以て、名けて印鑰神社と云ふ。正治二年八郎爲頼神社建立の功に依り、池邊の沼地數十町を三郎長頼より受け、相良の姓を改め、沼田三郎爲頼と稱す、此則ち現今鏡町沼田家の祖先たり。爲頼の子孫世々鏡の池邊に住し、世塵を避け

風月を弄し、傍ら埋築の業に従ふ、(明治四十一年鏡尋常小學校増築工事中其附近を發掘したるに古器物の破片乃至皿鉢瓶等地底より出つ、箕作博士來り之を鑑定して皆有史以前のものとする、則ち高麗、百濟、新羅の製作に係る最古の器物なりと云ふ。蓋し武内宿禰、三韓征伐以後此地に齋したるものにして、享祿以後鏡が池の埋堆せられたるとき、茲に投入せられたるものならんと、吉住壽平皆之を集めて帝室博物館に收めたり。) 鏡か池は古來の歌名所にして、松葉集に『かげ深き岩根の松の年ふりて日も水草に八代の池』とあり衆妙集にも『影もみじ日敷をうつす旅衣身をやつしるの池の鏡に』と。洞然長狀に大永年中阿蘇惟豊、相良を頼みて鏡の池邊福禪寺に寄寓したることを載す。天正以後天主教の傳播頗る速にして益其信徒を増し、地域を擴む、隨つて天主教流行地の社寺悉く焼毀せられたることあり、小西行長宇土にあり、天主教を鼓吹す、當時福善寺、光蓮寺、中音寺及印鑰神社も、皆其災に遇ふ。其後爲頼の子孫か鏡の池邊に永住して、神社を尊崇したる事は明かなるも、二十八代に至る間の傳記録事の存するものなし。僅かに傳來の位牌と、三十五代伊左衛門か國主、細川重賢公に提出したる先祖附の書類に依りて之を觀れば、皆敬神の念最深く其祖先か創建したる印鑰神社を尊崇す。伊左衛門は、獨力神社を修繕し乃至石材の大華表を献立し大に神社の威徳を頌表せり。傳へ謂ふ其華表の建立式を擧ぐるの日や、近郷近在の老若男女群集雜踏して之を觀覽したりと。此華表今は社内に日露戰役報賽碑として殘存せるのみ。明和八年九月伊左衛門、



野津手永御糶藏一棟、並米三十俵を國主重賢公に献納す。安永四年十月更に錢拾八貫九百七十目、及田地五町貳反六畝十五步高百石貳斗八升壹合九勺並現錢四貫三百目、元錢貳貫五百目、錢高合計貳拾五貫七百七十目を献納す。

附記神社は古來陰曆正月八日、六月八日の兩度其祭典を執行す。正月八日は寒威凜冽の候なり、此前日祭（七日）には同村の若者數十人裸体にて鏡か池に入り、争ふて鮒魚を捕りて之を神前に供す。又其夜は所謂護夜にして日暮より上鏡村、鏡村、鏡町、炬火木棒を持つて争鬪を試み來りしも、明治維新後其争鬪を廢し、今は雙方僅かに炬火を點して、神社附近の通路を一週行列をなすに止まる。祭典も近年三月八日と七月八日に改めたり。

○村社菅原神社

祭神、菅原道真公。

鏡町大字上鏡字大力鎮座。

由緒、修理亮頼種、勸請の由傳ふるのみにて、創建年月不詳。

○村社松尾神社

祭神、大山昨命、市杵島姬命。

鏡町大字内田字安居鎮座。

由緒、不詳。蓋當村開拓の砌の建立ならん。

○村社菅原神社

祭神、菅原道真公。

鏡町字芝口鎮座。

由緒、村内安全、五穀豊穰の爲め、建立せしも年月不詳。

○菅原神社

祭神、菅原道真公。

鏡町上鏡字久保河原鎮座。

由緒、不詳。

○濱無田神社

祭神、天照皇大神、左、應神天皇、右、天兒屋根命。

鏡町大字上鏡字濱無田鎮座。

由緒、天保十二年二月十六日濱無田の人民協議し、土地鎮守の爲め勸請す。

○福島神社

鏡町字福島鎮座。



○祭神、天照皇大神。  
由緒、不詳。

○菅原神社

○祭神、菅原道真公。  
由緒、不詳。

○堂園神社

○祭神、少彦名命。  
由緒、不詳。

○津口神社

○祭神、綿津美神。  
由緒、嘉永七年建立。

○菅原神社

○祭神、菅原道真公。  
由緒、文久元年五穀豊穰の爲め勸請せり。

○火口神社

○祭神、天照皇大神、大歳神。  
由緒、不詳。

○御開神社

○祭神、綿津美神。  
由緒、不詳。

○安居神社

○祭神、綿津美神。  
由緒、不詳。

鏡町字福島鎮座。

鏡町字福島鎮守。

鏡町字津口鎮座。

鏡町字一爲鎮座。

鏡町字御幸所鎮座。

鏡町字豊野鎮座。

鏡町大字内田字安居鎮座。



○入江神社

鏡町大字内田字安居鎮座。

祭神、綿津美神。  
由緒、不詳。

○井手神社

鏡町大字内田字登壇鎮座。

祭神、岡象女命。  
由緒、

明治元年建立、村中安全の爲め勸請す。

○海神社

鏡町大字内田字龍宮鎮座。

祭神、綿津美命、  
由緒、不詳。

○地守神社

鏡町大字内田字稻雲鎮座。

祭神、國常立神、底筒男命、表筒男命、海神。  
由緒、文化二年百町新地築留に付、全年十月建立。新地安全の爲なり。

○菅原神社

鏡町字清原鎮座。

祭神、右大臣道真公。  
由緒、不詳。

○清原神社

鏡町字清原鎮座。

祭神、事代主神。  
由緒、不詳。

○裏鶴神社

鏡町字裏鶴鎮座。

祭神、事代主神。  
由緒、不詳。

○入江神社

鏡町字寶出鎮座。

祭神、綿津美神。  
由緒、明治五年建立。



○野崎神社

鏡町大字野崎鎮座。

祭神、綿津美神。

由緒、明治八年建立。

○村社和鹿島神社

和鹿島村大字鹿島字西之間鎮座。

祭神、武甕槌神、經津主神。

由緒、

人皇七十七代後白河天皇の御宇、蠻賊防護の爲、筑前志賀島、肥前鹿島庄、肥後鹿島に、常州鹿島より遷祭有り。其時肥後守平朝臣貞能、尾崎左近衛督藤原朝臣兼俱、勅を奉し鹿島村瀕海の地一町田を相して草創し、保元二年十一月十五日(中申日)落成す。社田六百歩を寄附し息左衛門尉兼雄をして守護せしむといふ。其後天正中、小西行長社殿を焼亡す。慶長の初加藤公に上願して漸く再興するに至れり。慶長十五年十月及び文久元年八月十五日修理を加ふと云ふ。

○村社島地八幡宮

和鹿島村大字島地字東鹿島鎮座。

祭神、應神天皇、皇姫大神、神功皇后。

縁由傳説。

當社は人皇七十七代後白河天皇の勅願により、保元二年十一月國土鎮護の爲め、山城國男山八幡宮の分靈を勧請すと云ふ。其の後八代古麓の城主相良義陽、家臣宮原城代宮原左衛門尉公忠、葦北出陣の時、東鹿島八幡宮を氏神とし、武運を祈れり。正保三年六月高田豊原神社神官白石左京太夫祈禱に出勤、現今に及べりと云ふ。

○菅原神社

和鹿島村大字鹿島字來上鎮座。

祭神、菅原道真。

由緒、享和元年酉五月建立の記事あるのみ。

○海神社

和鹿島村字鹿島開鎮座。

祭神、少童神。

由緒、寛文五年己五月建立。



○菅原神社

和鹿島村大字島地十一番割鎮座。

祭神、菅原道真。

○由緒、不詳。

○菅原神社

和鹿島村大字島地一番割鎮座。

祭神、菅原道真。

○由緒、不詳。

○村社高塚熊野座神社

吉野村大字高塚字笠松鎮座。

祭神、速玉男神、事解男神、伊弉册神。

○由緒。

當社は人皇十二代景行天皇十三年癸未八月、紀州熊野より直勸の神社なり。天皇の十八年戊子五月下旬、葦北より御出船日没して御着岸あり。翌六月一日當神社へ御參拜あり。造營料として、火郷國の内三千丁の田地を御寄附あり、種々の寶物を納め給ふ。人皇四十九代光仁天皇の寶龜二年 辛亥

三月五日、靈火にて山中社寺不殘炎上。景行天皇御寄附の寶物、神具其他燒失す。人皇七十一代後三條院延久五癸丑年、菊池姓木野對馬守藤原重道、社領爲代官高塚三千丁之城主と成る。此の砌崇敬に因て、宮殿、堂塔、末社、廻廊數十軒、輪奐の美を盡して顯密學侶七坊、神職二人、社家二十四人、前後左右に門を併べ、一年に百余度の神事を嚴にせり、大祭禮は九月初九日、三柱の神輿上官（立神瀧上祠）へ行幸成、奉輿、法印、寺僧、社人騎馬にて、供奉奉り還御之後、念誦舞樂有、棧敷稽固、諸役人貴賤の參詣者群集せり、神事の繁昌盛なりと。其後年々九月九日を大祭として、數度の祭祀等行はれしことは、次の文書に依りても證せらる。

肥後國八代莊地頭分内鞍楠村寄進熊野那智山之由被聞食畢者、  
天氣如此悉之以狀。

建武二年五月二十六日

大膳大夫判

伯耆大夫判官館

然りと雖も星移り時變り、人皇百〇七代、正親町天神元龜壬申年、武人に社領沒收せられ、百〇八代後陽成天皇天正中、領主小西攝津守行長、肥後國を被領時に當り、社寺も沒收せし砌、當神社も其災に罹り、神鏡三面を殘す外全部灰燼となる。數家の社僧神人も離散に及びたり。  
因に一人の僧、隨行神鏡三面を背負、球磨へ走ると云ふ。



鈴木氏は元楠木正成の家臣、久しく鹿島にあり、分家重壽に至り天正の頃上京し、醍醐御門主三寶院の宮に仕ふること十年、大福院静海法印と改め、當國に下り國主加藤清正の時、當村高塚熊野座神社の社僧となり、本社再興に盡瘁し、慶長十九年十月四日没す、子孫代々社僧となり、大福院と稱せしか、明治維新の後、還俗して神職となる。

大祭日は、舊九月九日に小祭は舊六月九日に行はる。明治四十一年九月二十九日、無格社の熊野座神社、(當村大字高塚字土穴瀬にあり)及び無格社の赤迫神社、(當村大字高塚字赤迫)を併合し今日に至る。祭神左の如し。

土穴瀬より合併したる熊野座鎮座。

祭神、速玉男神、事解男神、伊弉册神、大歳神、水波能賣神。

赤迫より合併したる赤迫神社。

祭神、市杵姫命。

○新田神社

吉野村字新下野間鎮座。

祭神、綿津美神。

由緒、不詳。

○恵比須神社

吉野村大字吉本鎮座。

祭神、事代主神外一座。

由緒、不詳。

○菅原神社

吉野村大字大野字笹尾鎮座。

祭神、菅原道真。

由緒、不詳。

○神大夫神社

吉野村大字大野字北川鎮座。

祭神、伊弉諾神、伊弉册神、阿蘇津彦神、阿蘇津姫神、外六神不詳。

○由緒に曰按するに、菅神筑紫左遷の始終、隨從し忠めやかに仕奉りし、度會春彦大夫の事なるべし、身罷りて後神に祀り神太夫と稱するものが、全村字神太夫に菅原の神社ありて、道真公を祀るは疑を入るべからざれども、確證を得ざれば姑く社説に従ふとあり。

○金比羅神社

吉野村大字大野字丸尾鎮座。



祭神、崇徳天皇。

由緒、不詳。

○村社川原大神宮

野津村大字川原鎮座。

祭神、天照大神。

由緒。

火君の創建せし所にして、星霜を経ること久しく年月を知るに由なし。古來肥後國は、皇室御主領の地なりしを以て、皇祖天照大神を鎮齋し、四時恒例の祭祀嚴肅に行はれたりしが、天正年間小西行長の爲めに社殿烏有に歸し、神領を沒せられたり。慶長年中加藤氏の再興する所となり、地所神領の寄進に依り、祭典舊に復し、爾來奉行職奉幣祈願、行はれしが、維新の後從來の格式を失ひ、今や川原一區の氏子によりて、祭祀を繼續せり。

○郷社三神宮

宮原町大字宮原村字下宮鎮座。

祭神、天照皇大神、國常立之尊、神武天皇。

境内末社祭神、應神天皇、崇徳天皇、菅原道真、豊盤鬮命、櫛盤鬮命。

由緒。

二條天皇の宣旨を蒙り、平治元年奉行越中前司盛俊をして、肥後國八代郡、土北郷火村に社殿を造營せしむ。應保元年六月土木功を奏す。是に於て兵庫頭、盛房を從四位下に叙し、當社々司に任じ、勅使重盛等と供に神輿を奉し、當國に下向し、同年八月十三日を以て、創立の事を竣る。全日神鏡神璽を納め以て鎮座の禮をなす。當時野津、種山、兩莊の地にて土田林各若干を納め以て祭田となす、即ち地所九百七十五段三畝余を神領として賜ふ。此の時に當り、神域方五町余を以て、魚獵を禁じたり、其の尊嚴亦知るべきなり。六條帝仁安中祭典資格大に備はり、殿宇莊麗にして神德遠近に赫々たり。

抑當社は、元伊勢内宮、近江日吉宮、山城下加茂神宮の神靈を移し祀りしを以て、三宮社と稱し來れり。爾來皇室の御崇敬、且平氏奕世之を尊崇せし所なるも、天下の政權武門（鎌倉）に移りし以來、神事頗る衰運に向ひ、遂に社殿大破に及ぶ。蓋し平氏大功田の國なりしを以て、當時源氏の守護地頭の變革に依り、神領等減して、從來の格を乱るるに至る、後小松帝、應永の初本社更に武門の崇敬する所となり、祭田稍舊に復し神事亦興る。建武の頃より弘治、永祿の間に至り、名和、相



良氏相繼ぎて尊崇し、神事復盛隆を極む。(征西大將軍の御崇敬を蒙り名和氏其の命を奉し之を祀る)、弘治より永祿に至る百六十余年間、興廢特記すべきものなし。天正十六年(二二四八)宇土城主小西行長神官を逐ひ、神殿を焚燒し、神社を廢して、其祀を絶つ。此の時從五位土佐守廣松儀房、弟右京大輔直房に命じて、神輿を奉し難を避けしめ、自ら手兵を指揮して行長の兵と戦ひ遂に敗走す。慶長六年(二二六一)加藤清正の再興に依り、更に其舊に復す。寛永年間より國主細川氏相繼ぎて之を尊崇し、專郡役を課し代官を差遣して祭祀を奉仕せしむ。寛文元年(二三二二)松菴院良雄、神藏寺を建立す。是より兩部となる。明治維新の後、神佛混合の禁令に依り、神藏寺を廢し、(兩部分離となりて)宮号を三神宮と改め、郷社の格に列せらる。神職廣松氏世々之に奉仕す。明治二十九年四月の勅令並に同四十年二月十六日の縣令により、神饌幣帛料供進指定せらる。各社殿の創立沿革。

三神宮神殿。

創立後七百六十五年を経る古社にして、六條天皇仁安二年九月、從一位大政大臣平清盛修理。

後鳥羽天皇文治二年 丙午 十一月、執奏散位大江高房修理。

建曆元年、嘉祿二年修理。

後醍醐天皇建武二年五月、執奏地頭職名和義高改めて造營。延元三年九月征西將軍懷良親王御修理

建徳元年五月、應永九年三月、全二十二年六月、寶徳二年四月、文明六年三月明應五年九月、永正十一年九月、天文七年五月、永祿三年二月修繕。

正親町天皇天正九年相良義陽修繕。

後陽成天皇天正十五年四月、大政大臣關白豊臣秀吉修繕。全天正十六年八月領主攝津守小西行長燒亡、慶長六年肥後守加藤清正造營。

後水尾天皇元和五年四月、國主加藤忠廣修理。

明正天皇寛永九年七月十日、加藤右馬允正方修理。

寛永十三年國主越中守細川忠利修理。全十四年細川忠興増修。

後西院天皇寛文年間國主越中守細川綱利修理。

元和元年、寶永元年九月、享保九年八月、寶永五年九月、明和二年三月、安永八年十月、享和二年八月、文政五年三月修理。

仁孝天皇天保七年十月、細川齊滋造營。全十年二月竣工是現今の社殿なり。

嘉永四年五月二十五日、安政六年九月、明治六年四月、全二十九年四月、全三十七年六月、大正十一年五月修繕。

構造。



桁長三間二十六尺、梁行二間十五尺九寸。

軒高十四尺八寸、棟高二十四尺三寸。

例祭。大祭十月二十九日、小祭七月二十九日。

附記。

本社年中行事の中、二條天皇の勅願に依り執行せらるゝ式法は、先づ寶祚無窮、天下泰平、國家安全、五穀豐穰、田植神事、新嘗祭、夏越御祓、秋季神幸式等あり。後ち武門の發願に依り、武運長久流鏑馬の儀式等ありたり。

大祭には野津村河原大神宮に神輿渡御あり、飾馬獅子樂、大龜、奴等の餘興ありて頗盛なり。小祭には七月越か夏越の祓あり。

寶物。

一、三種神器、木製作者不詳。

二、神鏡紐付、青銅無銘、徑一尺 重量五百五十匁 一面。

三、太刀、金銅赤銅作、無銘長二尺一寸一振。

二條院、應保元年奉納。

三宮社六坊。

一、神藏寺、三宮社寺。

二、閑光寺、三宮社内近く跡あり。

三、西福寺、三宮社馬場筋にあり。

四、護平寺、三宮社馬場筋名跡あり。

五、光澤寺、三宮社内近く跡あり。

六、淨國寺、三宮社馬場端名跡あり。

覺書

三宮社並社家舊記控

抑三宮大明神と申奉志勢州大神宮一座、天照皇大神、江州日吉宮國常立尊、城州下加茂神宮、神武天皇此三座の大神を、奉鎮座て三宮社と申し奉る。扱平治元年九月吉日、奉行越中前司平盛俊社殿造營着手、應保元年六月十六日落成、同年辛巳八月十三日二條天皇奉蒙勅命、内大臣平重盛副使、肥後守平貞能等、あまさかる肥後國、八代郡この火の村に神輿をかきたて奉り、神璽、鏡、劔、願文等を納めて勸請し奉る。盛俊の弟に盛房を兵庫頭從四位下に任し社司となす。其外社家には、小森安房守平武末、竹下佐渡守平忠房、宮原左京大夫橘氏次、松下備前、八木村隼人、常時宮木民部泰



房、宮川宮内等外十八人ありて、其折火の村を改めて、宮原村と稱すと云ふ。神社の域内並社家敷地共拾六町九反三畝余、奥御殿末社並御旅所、稻荷社、端山宮、永神社、濱殿御殿跡公悲のあまご云ふ其他總て右の内にして、馬場筋左右には松杉楓櫻等都合二萬七千本以上植付、殊に自生の老樹も繁茂せり。御社領野津莊、種山莊の内にて、九百九十七町の寄附地、其外社領寄進の書出も尤も多し。其後壽永年間に至り平政改りて源政となりぬ、之に依りて平姓を改めかくして藤原姓を唱へ、氏を廣松と稱せしと云ふ。其後社領壹萬石以上ありしを御陽成帝の御宇、天正十六年戊子小西攝津守行長神社佛閣焼亡の節、當二十一代大宮司土佐守儀房を襲ふよし風聞ありければ、弟左京直房に命じて難を避けんと、恐くも神輿を奉し遠山に隠る、遂に社殿悉く焼失しければ、儀房始竹下、岩見豊房、小森主水盛末、宮原左近、以下行方不知、其後直房來りて宮跡を観るに、社殿始め寶殿室御末社、回廊、樓門、御供倉、音樂室、潔齋場、社家等に至るまで、不殘鎮納の寶器、願文御鎮座本器傳代之舊記、古文書類も悉く燒盡し、樹木等も伐倒し、社領社田皆奪收、實にあわれなる次第なり。其後小西滅亡の後、慶長六年天正十六年戊子より慶長六年迄凡十四年間の流浪直房神輿を守護し、遠山を出てもとの宮原社床に奉鎮し加藤肥後守藤原清正侯に奉願、社殿造營、社領として神社の周圍、貳拾五町寄進に相成候云々。於是三宮社再興神殿には、神鏡、寶劍天國太刀一振、清正侯より願文一通奉納ありて、廣松二十二代の社司たり。然るに其後寛永十四年の春、細川三齊侯當社被遊參拜、其時の社司廣松備後守兼房

を召出由來御尋遊被候由、舊記に相見申候、其後承應二年の冬霜月神鏡始め悉く紛失致し、其儀に依りて早速奉行所へ達す、會所より諸所吟味有之しも遂に不相分申、依之仮に神鏡、劍璽を造らせ初納に相成候。社領先例の通り有之、此時より、尙國家鎮護の御祈禱所となる。其後寛文元年の冬、神藏寺建立に相成り、左の通記録有之、宮地村白木山神宮寺弟子境地坊良雄と申僧、野津彦右衛門、種山德衛門、奥善與右衛門に頼談、神藏寺建立願出候處、右國房へ御郡奉行内藤庄太夫殿水無伊右衛門殿より故障有無の儀御座候處、故障無御座候書付差出、右者前以境地坊より一札を取置候寫、三宮社に一寺建立の願望にて御座候、願の通被仰付候は、同社役相勤可申候、然る上は、諸事共に可受御指圖候。爲後証一書如件。

神宮寺弟子 境地坊

良 雄 印

万治三年卯月

廣 松 治 部 殿

右治部國房儀早逝に付、治部妻と五才なる幼兒のみにて社務届兼此時より境地坊主さし取計にて御座候由判然致居候、然るに先祖由來記寶物等も多くは此砌に紛失致、境地坊之証書並に廣松氏系圖社記等、治部妻大形守袋中に包置分、今に相分傳來、幼兒成長喜内後依先例上京、吉田家にて位階



相濟、任織部佐吉房と改名、然れども當時寺社と御達しありし折柄、寺司を社司の上に置かれし時なれば、如何せん神藏寺の取扱にて、自然と寺支配の様に相成申候。此折より社領も次第に相減し、建築修覆等出来兼候位に相成、依之御郡奉行所に願出候處、一時御作事所よりの御取扱に懸り申候へ共後更に御達有之萬端野津、種山兩縣の惣社にて兩會所より御取扱之事等悉細は舊記を見て知るへしと云爾。

安永五年二月吉日舊記の内より寫置重房誌

廣松家系圖

廣松氏は葛原親王より出つ數世の孫盛房といふ

平盛房

越中前司盛後の弟應保元年三宮社の大宮司に任ぜられ從四位下兵庫頭號廣松

清國

八代郡五家莊久連子に來る緒方氏の祖

行房

文治二年兄盛房の後を嗣大宮司

秀房—信房—久房—之房—光房—時房—治房—政房—爲房—賢房—中略 代々大宮司職たり

儀房

治部少輔土佐守 大宮司 天正十六年小西行長邪教を奉して社殿を焼く行く處を知らず

直房

兄儀房の後を嗣大宮司たり

中略爾來三十二世朝清に至 直房以下は大宮司の官なく社司と稱す

○村社熊野座神社

宮原町立神宮迫鎮座。

祭神、上宮事解男神、中宮伊弉册神。下宮速玉男神。

景行天皇十三年癸亥八月の創立なりといひ、或は六條天皇の仁安年中、平氏の一族社殿を造營し、崇敬せし所なりと云ふ。(紀州熊野三宮の神靈を遷祀る)花園天皇の御代に至り、應長元年社殿を改建し、更に後醍醐天神の建武二年五月、名和伯耆太夫判官社殿を修營す。明治維新の際に、當村の氏神と定められたり。孝明天皇の文久二年に改築せらる。下宮は立神絶壁の麓にあり、老杉枝を交へ、氷川の清潭に臨み風致に富む。上宮と中宮とは絶壁上の山中にあり。

中宮、(中宮巖頂神社)社殿のみを有す。

鎮座地、全所白瀧山、(白獄山)の中宮境内。

上宮、(上宮岩窟神社)社殿のみを有す。

鎮座地、全所白瀧山の巖腹上宮境内。

例祭、大祭舊九月九日、小祭 舊六月九日 舊二月卯ノ日



○井手神社

宮原町大字宮原村上宮一ノ井手鎮座。

祭神、海川山の三神及び、景行天皇。

海神、大綿津見神、小童命。

川神、若津波賣神、岡象賣命。

山神、大山津見神、大山祇命。

由緒。

景行天皇熊襲御親征の後、十八年五月壬辰朔、天皇葦北の津より御出船の途中、日没し時恰も暗夜の事とて、御着岸の地を辨へ給はず、時に火の光を見給ふ、即火を指して御船を進め給へは遂に此の八代郡火村に着せ給ふ事を得たり。當時此所に山川海の三神を奉祀せし社ありと、(御着岸後其の地に山海川の神靈を祀り給し所なりとも云傳へり)之を崇敬あらせられ、其附近に行宮を造營し、熊襲の動靜を窺ひつゝ、久しく駕を駐め給ひしと云ふ。爾來幾多の星霜を経て、國司橘諸兄肥後守たりし時社殿を造營して厚く當社を尊崇せられ、盛に沿海の地を開墾せしめ、農事を興し、氷川の水を引き灌漑に供せられしと。天正十六年小西行長領主となるに及び悉く焚毀せられ、後一社を再興し、四神を同殿に鎮座し、其の祭事を行ふのみにて、其以前社地の痕跡すら之を確むるに由なき有

様なりき。慶長六年加藤清正社殿を造營し、四神を同殿に鎮座し奉りしと云ふ。社山は岩崎山全部、井手を隔てて一町田の寄進、一の井手の下流舊十三村の特別祭祀をなすに至る、夫より井手の明神と稱し、單に水神の號あるに至れり。以前の社地は、海神岩崎山の北麓、湯丸山神岩崎山川神岩崎山の麓、火川の水邊とあり。

例祭、大祭十二月四日、小祭七月四日。

○惠比須神社

宮原町大字拵字小越鎮座。

祭神、事代主命、里人小越の大明神と稱す。

由緒、

鎮座の年代不詳。里人の言によれば頗る古社なりしと。其石燈籠の石垣或は橋にせられたるものを見ても、勸請の時代の古きを察するに難からず。現在の拜殿は今より三百十五年前建造せられしと。

例祭、七月十五日、十二月十五日。

附記、小越川に架せる石碇は頗る年代古く、川端に石垣となしたる、八角の石燈籠の竿には、大なる孔を穿ちあり。



○菅原神社

宮原町大字拵鎮座。

祭神、菅原道真。

勸請年代不詳。現在の神殿は百年以上を経過したるものと認む。

例祭、舊六月十五日、舊九月二十五日。

附記、附近に月輪墓あり。

境内には銀杏、檜及九角柱の石燈籠一基あり（是は六地藏塔ならんか）。

○大神宮

宮原町大字早尾今寺鎮座。

祭神、天照皇大神。

由緒、

創立年代不詳、建武、延元の比は、兩部の社にして、壯嚴なる社なりしと云ふ。里俗御伊勢様と云ひ、元大木數本ありて神さびたりしも、十數年前暴風の爲に損傷せられ今は僅に二本を存するのみ。明治初年の頃は、盛んなる祭典行はれたりし、古來雨乞には、種山手永十ヶ村のもの、集合祈願せしと傳ふ。正平年間、惠良小次郎維澄、今寺に陣し、一色小貳等と戦ひ、大勝を得たり。

例祭、十月十八日。

備考、境内には老杉四本、檜二本、銀杏一本あり、隣接の地に、觀音堂あり今寺の本尊則ち是なり。

○菅原神社

宮原町大字早尾字油谷鎮座。

祭神、菅原道真。

由緒、不詳。

社殿、神殿のみ。

例祭、舊八月二十五日。

○菅原神社

宮原町大字今村鎮座。

祭神、菅原道真。

由緒、不詳。

例祭、舊八月二十五日。

附記、近頃笹野様と呼へる社を本社に合祀せり。男神二体、女神二体なり。元宮原町大字今、の



南と云ふ所に鎮座せしものなれば、南神社とは、或は此社のことならんか。

○蛭子神社

宮原町鎮座。

祭神、蛭子尊事代主命。

由緒、不詳。

社殿、神殿のみ。

例祭、舊二月九日、一月二十日

○加藤神社

宮原町鎮座。

祭神、加藤清正。

由緒、

勸請年代不詳。境内に存せる櫓、榎松等より察すれば、鎮座後二百年以上ならんか、境内は虎塚と云ひ、現に社殿の東方境内に其の墓あり。明治初年兩部分離の際、三神宮境内にありし、仁王二体をここに遷せり、拜殿西側に地藏尊を祀る。

例祭、舊六月二十四日、九月二十四日。

○阿蘇神社

宮原町字上宮鎮座。

祭神、阿蘇津彦命、阿蘇津姫命。

由緒、

城氏の説によれば、昔氷川の堤防壊崩せし時、勸請せられたるものにして、明治初年までは境内に數百年經し老松二本ありたりと。當社は普通社号を若宮と稱し、城氏の先祖より代々祭祀を繼續し來ると傳ふ。

例祭、舊九月十九日

社殿、神殿のみを有す。

○志賀神社

宮原町字新村鎮座。

祭神、大國主命又射楯兵主神とも云ふ。

由緒、不詳。

参考資料、舊拜殿の瓦に丸の字を書けるものあり、土地の老人の言によれば、九つの神を祀りしと傳へ、或は下有佐、松尾宮より勸請せり。



男神二体、女神二体、鎮祭せるが、其内の二体は奥村氏の先祖の勸請によるものなりとも傳ふ。大明神とは首名を祭りしものなるか。

例祭、七月十五日、十月十五日。

○白山神社

宮原町字川上鎮座。

祭神、伊弉册尊、菊理姬命、泉道守命。

由緒、

現時川上観音堂の東にある小社にして、元川上西方なる白山に祀りしものなりと。例祭、舊九月九日。

○大王神社

宮原町大字早尾大王山鎮座。

由緒、

大王山上に神体ありて六驅夫婦の像も衣冠和朝の風儀にあらず、里俗は唐の大王と言ふ。小西行長の時、往昔の神体は、球磨郡に潜めしが即ち今の青井大明神と言ふ。又一説には青井宮は社内に祀り、肥後八代郡小犬郡の、早尾大王社とも云ふ。

祭祀は十一月十五日なり、除夜に藁菴を敷きて、神体六驅を移すこと古例なり。山中に三銘の松とて三つ葉の松を生ず。又漢竹を生ず。腹巻、摺負、今宮あり。麓に往昔の社司池田小林が屋敷とて廢井存す。防屋敷村は當社中の跡なりしと言ふ。現在四年を祀れり。此外腹巻田神社あり。

○湯の丸神社(湯の丸地藏とも云ふ)

宮原町字上宮鎮座。

由緒、

上宮にある小社にして、左には地藏、右には女神を祀る。今より三十余年前、井手明神の神体の一を盗まれしも幸に無事なりし。

○稻荷神社

元濱殿にありしが、明治初年、其祠三神宮境内に遷されて、跡は水田となれり。

○葉山神社

元宮原村下宮西部にありしが、僅かに塚様の土地残れるのみ。



○村社河俣阿蘇神社

河俣村字谷川鎮座。

祭神、健盤龍命、姫御子命。

併合祭神、奥津日子命、奥津姫神二柱の神等十座、大山祇神六座。  
由緒、

合併祭神、奥津日子、奥津姫の二柱の神は、全村字蓼原、小原、笠松、坂より上、折渡し、横谷、早水、二中山、全字若宮の十ヶ所にありて、荒神社と稱す。大山祇神は全村字早水谷川松の木、中川原、長迫、余狩尾の六ヶ所に鎮座山神社と稱す。明治九年教務省の達に基づき、同十一年十二月十七日本社に合併す。傳へ言ふ崇神天皇の御代全村字久木野の里より健緒組命天皇の勅を奉し、同國益城なる土蜘蛛の賊首打猿、頸猿の衆徒を征伐せしとき、奇火種山白髮山に降りしより當國を火の國と稱し、村を火の村と云ふ。爰に火の君等の子孫及阿蘇君等の子孫其祖神として、久木野に火の君の祖神、字谷川に阿蘇の君の祖神を祭祀するに至る。爾來奉幣神事維持の爲、當社殿を繞らす境内及外圍の山林其他山間の土地を神領とし、若子の奉納寄進等あり、其收利に加ふるに氏子の釀金を以て、四時恒例の祭祀嚴肅に行はれしが明治維新に際し悉く上地となる。抑當社は當村起原の古社にして、祭神健緒組命の出所と傳へられ、又景行天皇及日本武尊の熊襲御征伐の要路に當り、駐

駕あらせられしと云ふ、事蹟に係る重なる地なり。されは當社に詣つる者は、伏して懷古の情に堪へざる者あり。昔時朝廷の御尊崇厚かりしに、源平以降戰國時代の兵乱に際し、領土の侵略は免れざりしも名和、相良、加藤、細川各家より社領寄進のことは今に言ひ傳ふ所なり。氏子の神社崇敬の念は今に至る迄大に厚く、秋期の祭禮には古樂を奏する等神事に仕ふる美風は模範とするに足る。

○熊野神社

河俣村字權現鎮座。

祭神、伊弉那岐尊。

○火彦靈神

河俣村字久木野鎮座。

祭神、火産靈神社火の君の祖。

由緒、勸請年代不詳。

當村開闢と同時に祭りしと云ふ。

○村社下嶽神社

下嶽村字古屋敷鎮座。



祭神、健盤龍命及姫神の二座。  
由緒、

下嶽全村の氏神にして、舊來大明神と号す、村内多数の小社あり。其内字中尾鎮座中尾神社、祭神大物主神を祭る、此外合せて十四の小社あり、何れも創立年代詳かならず。

○村社六代神社

栗木村字日影鎮座。

祭神、

明細帳には大花さあり。

瓊々杵尊、木花開屋姫、菊理媛命、産火々出見尊、

速玉男命、事解男命。

由緒、

創建の年代を詳にせず。文化十年酉五月十九日再建せしと云ふ。里人之を六神明神と云ふ。此外熊野神社あり、權現宮と云ふ。

○村社柿迫神社

柿迫村字打越釋迦院岳中腹鎮座。

祭神、

大山咋命。

由緒、

創立年代不詳。山王權現と稱し、例祭一定の時日なく、毎年陰曆十一月申の日、十一月中申の日、二回あるときは初の申日、三回あるときは中の申日と定まれり。

此外若宮、大明神、妙見、菅原神社、山神社等あるも由緒不明なり。

○岩奥神社

柿迫村字岩奥鎮座。

祭神、

大山祇神。

由緒、

創立年代不詳。當社は岩奥部落開闢と同時に創立せられしと傳ふれども文献の徴すべきものなく。源平争乱の際、那須與市の一族に鬼山御前と稱する女當地に在住せしより、漸次人口繁榮し今日に及べりと。其當時植付けたる杉の古木存せしか、明治二十年火災に罹り焼失せり。岩奥より二里程に保口と云へる地あり、鬼山御前の墓碑ありと云ふ。

○仁田尾神社

五箇庄大字仁田尾村鎮座。

祭神、

菅原道真朝臣。



創立年代不詳、仁田尾全村の氏神。

○村社 椎原神社

椎原村鎮座。

祭神、日本武尊。

創立年代不詳、椎原全村の氏神。

○村社 葉木神社

葉木村鎮座。

祭神、健盤龍命及姫神。

創立年代不詳、葉木全村の氏神。

○久連子神社

久連子村字日添鎮座。

祭神、健盤龍命姫神。

創立年代不詳、久連子全村の氏神。

○村社 縦木神社

縦木村鎮座。

祭神、菅原道真。

創立年代不詳。左座氏の勸請なりと云傳ふ、縦木全村の氏神なり。

○郷社 若宮神社

南種山村字淵ノ本鎮座。

祭神、健盤龍命、姫御子明神。

神体の背面に肥後國守護肥後守。

八代道後郷内、南種山村、

御代官 飯田忠左衛門

庄屋 惣原源兵衛

赤山村 中

赤山主

奉作願主 大里三郎太郎

親 土佐守



寛永三年丙戌八月吉辰二十九日

と記載あるの外、由緒の徴証すべきものあらざれども、傳説によれば、赤山より寶曆三年六月二十  
五日淵之本に移轉再建せしと。或は天正の比、阿蘇の分胤大里土佐守當地居住の節、信仰に依り二  
柱の神奉遷若宮神社と号し、元文元年丙辰年小昏二十七日再建すと云ふ。維新の際郷社に列せらる。

○村社 原神社

北種山村鎮座。

由緒、勸請年代不詳。白髮天神と号す、元北種山村字五反田にありしと云ふ。

○村社松尾神社

有佐村大字下有佐字宮下鎮座。

祭神、大山昨神、市杵島姫神。

由緒、

建武二年五月五日、八代郡地頭職、名和義高後醍醐天皇の勅を奉して下國し當郡受領の時、名和家  
尊崇の故を以て、邸宅の東部に社殿を造營して之を祀る。天正年間小早川隆景の一族と、從來の本  
郷、名和、上村の子孫、厚く尊崇す。小西行長の焼亡に遭ひ、神領沒收せらる。其後加藤清正再興

し、舊來の神田を寄附せらる。維新前修驗者妙法院奉仕せしが、兩部分離の際、社僧廢せられ、明  
治九年四月村社に列せらる。里人此社を鴉森と稱す。

當社元東向なりしも、大正十五年六月、道路の便により西向に變更す。

社殿、神殿幣殿拜殿を具備す。

境内、百六拾五坪。

例祭、舊六月十五日、九月十五日。

境内神社、

金比羅神社、祭神崇徳天皇、櫛盤闢神、  
豊盤闢神、

由緒、不詳、例祭 三月十日、十月十日。

○村社菅原神社

有佐村大字有佐字久保鎮座。

祭神、菅原道眞。

由緒、

創立年代不詳。氏子舊家記録に曰、慶長元年八月菅原の社殿建立す。神象は小早川隆景の遺子、宮  
鶴村理會姫、千代丸、三人の夢想に示現し給ひ、時に武藏國住人、九州派遣者當社に參籠し、異夢



に感して彫刻す。加藤氏の敬神に依り更に式典再興され神領の寄附あり。維新の際、神領上地となる。明治九年四月村社に列せらる。例祭、六月二十五日、九月二十五日。

○村社菅原神社

有佐村大字中島字十王道鎮座。

祭神、菅原道真。

由緒、

慶長三年加藤清正、社殿造營、神領祭田寄附あり。山間の民衆を此所に移住せしめ、其民族の祖神を尋ね厚く鎮齋せしめ給ふ。明治九年村社に列せらる。

境内、百十六坪。

例祭、六月二十五日、九月二十五日。

○白山神社

有佐村大字有佐字久保鎮座。

祭神、伊弉册神、菊理姫命。

由緒、不詳。

例祭、六月十五日、十一月十五日。

○深町神宮

有佐村大字下有佐字深町鎮座。

祭神、天照大神。

寛政年間の鎮座。

○香取神社

有佐村大字有佐字春川鎮座。

祭神、經津主神。

例祭、六月四日、十一月四日。

○水神社

有佐村大字下村字屋園鎮座。

祭神、罔象女神。

由緒、

創立年代不詳。境内に冷泉湧々として湧出、里人牛の水と云ふ。例祭、六月十八日、九月十八日。



○大海神社

和鹿鹿村大字鹿野鎮座。

祭神、綿津見神、

神殿は石造にして殿内、壁石の中央に、八大龍王、右に奉勸請左に新開安全の十一字を彫刻し、外壁面西方に、勸請の由緒を彫刻せり。當社は、天保十年鹿野新地開墾の當時、惣庄屋槌田幸俊先づ海神を此地に祀りたる處なり。天保十一年此祠を建て祭典を行へりといふ。

幣殿、木造瓦葺壹間方、拜殿木造瓦葺、壹間半に貳間。

由緒彫刻文左の如し。

天保次戊戌冬、余再奉ノ公命爲野津縣正太夫、

竹内君竊示余白、鹿島新墾之役、縣政之所急、吾子其勉諸、其舉將勃興方此時、松橋之役以後先而鹿墾姑息矣。明年正月、余屢訴官告以失信於縣民、至春二月蒙官命祀海神千鹿島祠、夏六月下旬新築決矣。時在初秋、赴短匙加以怒潮之候、則竹木之蓄土石之漕亦不勞乎。冬十一月二十有二日遂築就潮磯一百二十間及堤防二千六百十餘間、皆是衆力之所致、亦將海神分土而福我國家者非邪、豈其歷代、不知申崇之哉於是乎余誓以每歲十一月二十二日爲祀斯祠日。伏願、國家萬斯年、五穀豐登、縣民快樂、亦願後人敬而勿忽祭日云爾。願主野津縣正。

天保十一次庚子秋七月吉日、

槌田幸俊敬識。

第二章 寺院

- 天臺宗 一、 眞言宗 一〇、 臨濟宗 四、 曹洞宗 四、
- 淨土宗 五、 日蓮宗 三、 眞宗 八六、 諸佛堂 四一、
- 天理教 三、 金光教 一、 神理教 一、 天主教 一、
- メソヂスト教 一、 ホリネス教 一、

○白雲山醫王寺 眞言宗

八代町字袋小路にあり。舊と長丁筋にありしと云ふ、開基及年代不明。天正の比小西行長の破却する所となる。其跡を藥師森と稱す、關迦井今に存せり。寛文二年石原町に移り、直之公の母崇芳院尼の願に依りて、袋小路に再興、直言山伏寶光寺をして之を守らしめ、祈禱所となす。寶光寺京都智積寺に入りて眞言僧となり、高野山に登り傳法せり。明治四年妙見社普門院々主阿度靈光當寺に入り中興し妙見社佛体佛器を合併せり。



本尊藥師如來

行基作

明治三十年國寶指定（口繪參照）

舊記に曰く。

一、高野山成福院未寺

八代袋町

眞言宗醫王寺

境内（口十七間、  
入十七間半）

御免地

畝二十七步

本堂 貳間半四面

萱葺

但廊下一間半方

瓦葺。

客殿 三間に三間下屋共

萱葺。

庫裡 二間半に六間東南三尺下屋付

萱葺。

但二間半に二間半鍵屋の内。

一間半に二間半鍵屋の内。

建置申候追而再建可仕候。

但居間（二間半）、

茶の間（二間半）、臺所（二間）。

本尊藥師如來、

行基菩薩作  
長壹尺八寸

日光 觀音、

長壹尺。

大日 如來、

長八寸。

不動 明王、

長二尺。

弘法 大師、

長八寸。

鎮守堂 貳間に貳間半

瓦葺。

但愛宕權現木像、

長五寸、

施主

牛島又太夫。

地藏菩薩石像、

長三尺、

全

井上忠兵衛。

法華堂、

高五尺。

羅漢像無御座候。

本門扉重門、

三尺二間、

萱葺。

裏門扉重門、

三尺一間、

全。

衆寮經藏撞鐘堂無御座候。

寺領山畝、藪畝御寄附米銀御祈禱料無御座候。

主水殿より寺僧に御扶持米被下置候。

右者從古來白雲山醫王寺と唱申候、八代郡松江村之内に有之、其邊を藥師森と云、數年の星霜を經



候處、天正年中、耶蘇之乱に破却仕候、此節縁起代物等紛失仕候而、開基之儀相知不申候、慶長年中再建仕當山派の山伏本壽院住職仕候由、元和年中今の御城下と成藥師森を開き長丁と名付加藤右馬允殿侍小路に被成候而、藥師堂迄有之候、寛永二年、石原町に堂を移申候同五年十月、長岡佐渡直之殿御母儀崇芳院殿依御願、袋町今の寺地建立有之、當御城の御祈禱所として、當山派の山伏、寶光院住職仕候、寶光院、後洛陽大佛智積院に至り真言宗と成高野山成福寺未寺として、今以相續仕候今度御改に付書付を以御達申上候 以上

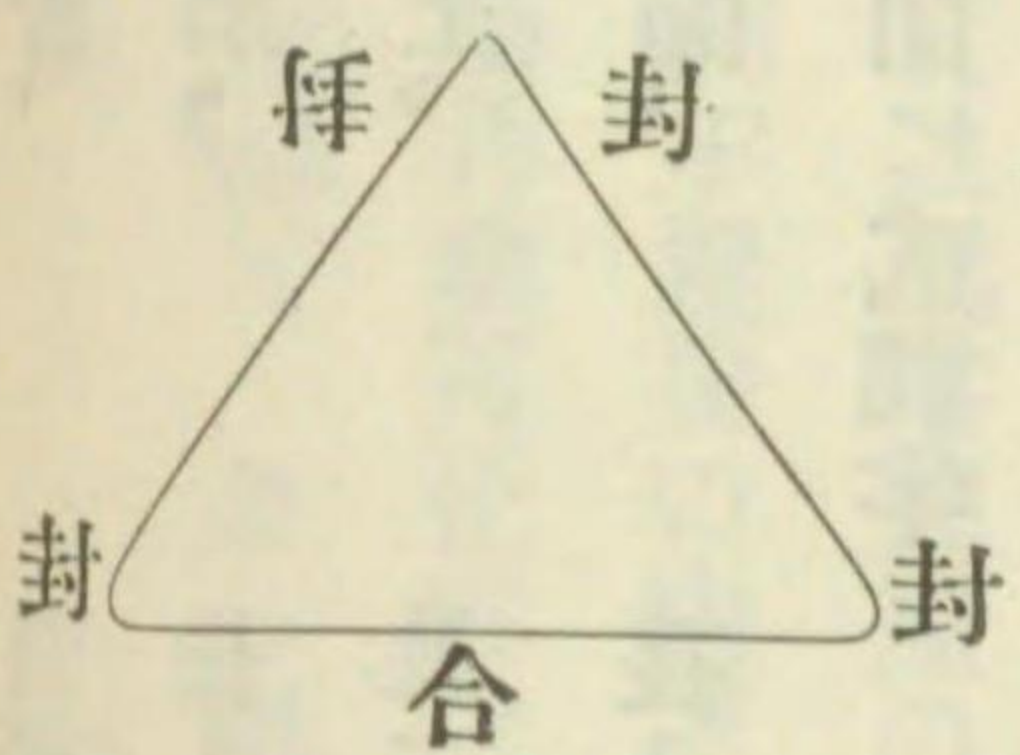
寛政十二年申九月

八代袋町 醫 王 寺

上原 右角 殿

頼 藤 榮 殿

醫王寺棟板之記に曰く



聖主天中无

迦陵頻伽聲

奉再興藥師堂

哀愍衆生者

我等今敬禮

西海ノ路、肥ノ後州、八代郡、醫王寺者、藥師佛安座之道場也、昔年ハ脇仕日月十二神將巍々トシテ持念シ、子午蕩々トシテ阿禁邪鬼道場亦、美麗也、天正文祿ノ比、國家不治、悲哉爾來此堂衰微シテ本尊一軀秘在乎草宇裡耳茲有信夫人、志專自善行竭丹誠側聞此來由、將改觀准古以祈城主長岡佐州寄之賢夫人之、除病息災因令家臣促木石良工規繩墨立柱于良辰、上棟于吉曜已畢、其功全備所宜有之、道具而莊嚴、寶前伸供養矣、奇哉、蓋夫城主之微恙、不出四大業鬼之病者、即以阿伽陀喜見不死之藥治之、若不癒者、無有是慮、本願經曰、衆病悉除身心安樂抑世雄造療病院傳教、建比叡山、同安置之者有以哉、抑乞上梁之後、藥草日肥、玉壺光淨大將司二六時中、鎮城主之武運、夜乃振七千威力、永延願女之嘉齡、更祈善根所萌子枝孫葉榮屆万歲、德風所上自界他方惠及千秋。

昔寛文五乙巳年十月吉祥日

大願主 豊臣氏女 敬白。

修驗法印乞養清坊怨心悉除所。

法佛風裁應神。

水 災 金。

意蓮火災報口。



城裡安全家中除災所。

惣奉行、井上孫右工門尉好也。

普請奉行、香川三右工門尉正幸。

全、河原又兵工尉 守次。

巧匠、野尻久兵工尉 秀勝。

預坊修驗權大僧都法印寶光院玄龍。

白山山妙見宮法雲院大阿闍梨法印良尋誌。

○禪定院 眞言宗

八代町字鷹匠小路にあり、先祖附代に覺に曰く。

禪定院大先祖、禪定院宥靜儀、豊前國、中津守山に居住仕居候、三齋公御入城の節、杉本院同道にて御供申上候、以前に不相替、御祈禱等被仰付、相勤申候、則全十四年、島原一揆之時分も、兄杉本院へ御陣中御祈禱被仰付、弟禪定院宥靜召連、御供申上、島原へも罷越、御祈禱相勤申候、御歸陣後も、不相替、御祈禱申上候處、寛文二年十二月より、翌三年二月迄、杉本院に、論差起、全年全月十六日に、切腹仕候節弟禪定院宥靜殿も翌十七日に追腹仕候其子宥盛儀五才にて、興善寺村明言院に預けに相成、禪

定院地之儀は、宥盛十五才に相成迄、明言院兼勤仕候、十五才歸院仕候、其子禪定院教若代迄二代は、御祈禱等も相勤不申、其子孫禪定院永源代、諸祈禱御被仰付候、右永源儀、病死仕、其の子禪定院壽海儀に御被迄被仰付候得共、幼少に付難相勤に付、紺屋町威重院儀、身近き間柄に付、後見被仰付、暫く相勤申候、其弟禪定院看靜に不相替被仰付今以相勤來申候、

○金立院 眞言宗醍醐派、三寶院末。

八代町字堀端にあり。昔時豊前國栗原池にありしが、中興幽海阿闍梨、(三齋公有縁の侍士にて、金立院の養子となる)佐渡守殿の祈願師に公任せられ。寛永九年忠利公、肥後御入國の砌は、熊本二の丸、佐渡殿屋敷内に住し、正保三年八月八代御入城の際、現今の屋敷へ祈願所且庫裡及門垣廻り等まで、悉皆建設相成、爾來今日に至る。現在心海まで十一世なり。尙隣社の賦本春日神社も代々社僧として、明治八年まで社務を勤續せり。

○幽智山般若院 眞言宗

八代町下荒神丁にあり。寛永九年十月三齋公八代へ入城の時、豊前國小倉より隨從し來り地を下して一院を建つ 開祖は細川氏の家臣繩田清右衛門清明にして、故ありて入道し般若院玄乗と稱し、代々細川